

目 次

第 1 号 12月8日（金曜日）

平成29年第4回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
平成29年度所管事務調査報告	14
休会の件	14
散会	14

第 2 号 12月13日（水曜日）

平成29年第4回下郷町議会定例会会議録（第2号）	17
議事日程第2号	18
開議	19
一般質問	19
星 輝夫君	19
室井亜男君	22
山名田久美子君	27
小椋淑孝君	30
湯田純朗君	32
玉川邦夫君	40
日程の追加	49
休会の件	50
散会	50

第 3 号 12月15日（金曜日）

平成29年第4回下郷町議会定例会会議録（第3号）	51
議事日程第3号	52
開議	55
報告第 4号 専決処分の報告について	55
（専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について）	
報告第 5号 専決処分の報告について	55
（専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について）	
報告第 6号 専決処分の報告について	59
（専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について）	

議案第 4 8 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	6 3
	(専決第 8 号 平成 2 9 年度下郷町一般会計補正予算 (第 4 号))	
議案第 4 9 号	教育委員会委員の任命について……………	6 5
議案第 5 0 号	南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について……………	6 6
議案第 5 1 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	6 8
議案第 5 2 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の設定について……………	6 9
議案第 5 3 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定 について……………	6 9
議案第 5 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定につ いて……………	7 1
議案第 5 5 号	下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について……………	7 5
議案第 5 6 号	クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の設定について……………	7 7
議案第 5 7 号	下郷町公営住宅 (1—2 号棟) 建設工事請負契約について……………	8 4
議案第 5 8 号	平成 2 9 年度下郷町一般会計補正予算 (第 5 号) ……………	8 9
議案第 5 9 号	平成 2 9 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	8 9
議案第 6 0 号	平成 2 9 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	8 9
議案第 6 1 号	平成 2 9 年度下郷町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	8 9
議案第 6 2 号	平成 2 9 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	8 9
議案第 6 3 号	平成 2 9 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……	8 9
閉会……………		1 0 7

平成29年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招 集 年 月 日	平成２９年１２月８日				
本会議の会期	平成２９年１２月８日から１２月１５日までの８日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開会	平成２９年１２月８日　午前１０時００分		議長	佐　藤　　勤
	散会	平成２９年１２月８日　午前１０時５７分		議長	佐　藤　　勤
応 招 議 員	１番	星　　輝　夫	２番	玉　川　邦　夫	
	３番	室　井　亜　男	４番	星　　政　征	
	５番	湯　田　純　朗	６番	小　椋　淑　孝	
	７番	小　玉　智　和	８番	猪　股　謙　喜	
	９番	湯　田　健　二	１０番	山名田　久美子	
	１１番	佐　藤　盛　雄	１２番	佐　藤　　勤	
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星　　輝　夫	２番	玉　川　邦　夫	
	３番	室　井　亜　男	５番	湯　田　純　朗	
	６番	小　椋　淑　孝	７番	小　玉　智　和	
	８番	猪　股　謙　喜	９番	湯　田　健　二	
	１０番	山名田　久美子	１１番	佐　藤　盛　雄	
	１２番	佐　藤　　勤			
欠 席 議 員	４番	星　　政　征			
会議録署名議員	７番	小　玉　智　和	８番	猪　股　謙　喜	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町　　長	星　　學	副　町　長	玉　川　一　郎	
	参事兼総務課長	星　　修　二	税務課長兼会計管理者	星　　健　一	
	町　民　課　長	大　竹　義　則	健康福祉課長	渡　部　善　一	
	産　業　課　長	佐　藤　壽　一	建　設　課　長	渡　部　芳　夫	
	教育委員会教育長	渡　部　岩　男	教　育　次　長	渡　部　清　一	
	農業委員会事務局長	横　山　利　秋			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事　務　局　長	室　井　　哲	書　　記	荒　井　康　貴	
	書　　記	芳　賀　和　也			
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成 2 9 年第 4 回下郷町議会定例会議事日程（第 1 号）

期日：平成 2 9 年 1 2 月 8 日（金）午前 1 0 時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

7 番 小 玉 智 和

8 番 猪 股 謙 喜

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 平成 2 9 年度所管事務調査報告

（ 1 ）総務文教常任委員会

（ 2 ）産業厚生常任委員会

日程第 5 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。

4番、星政征君から欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長（室井哲君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤勤君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤勤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番、小玉智和君及び8番、猪股謙喜君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤勤君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤勤君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上

程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては師走を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、報告3件、人事案件1件、条例改正6件、補正予算6件、その他3件の案件を含め、計19件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、去る9月24日に執行されました町長選挙におきましては、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様のご支持をいただき、2期目の町政を担うこととなりました。改めて皆様に御礼を申し上げますとともに、決意を新たに、町政発展へ向け、全身全霊で取り組んでまいります。

私は、今回の選挙戦においては、町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷をスローガンに掲げ、高齢者福祉や子育て、農林業の振興や雇用、観光に力を入れたまちづくり、また第5次町振興計画でも示されております地域の特色を生かした活力あるまちづくり、安全・安心・健康で暮らせるまちづくり、思いやりのある教育と文化のまちづくりを基本に、本町の目指す将来像、美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷の実現へ向け、行政執行に取り組んでいく所存であります。

また、今回掲げたスローガン達成のためには、高齢者福祉においては高齢者タクシー助成事業の拡充、高齢者除雪支援事業の拡充、子育てにおいては小中学校給食費の全額補助、小中学校入学時の祝金支給、農林業においては農産物直売所の新設、農業担い手の育成と支援、農業生産法人の組織化、雇用においては企業立地団地計画の継続推進、既存企業への支援、観光については歴史街道や特産品など、観光資源の磨き上げ、多目的交流施設などの整備、これらの施策を着実に進めていくことが信頼される町政を築く第一歩と確信しております。そのためには、町民の皆様と行政の協働が不可欠であります。全国に誇れる下郷町をつくるため、情熱と誠意を持って町政の執行に取り組む覚悟でありますので、皆様方のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますようお願いいたします。

それでは、提案理由の説明に先立ち、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。

初めに、最近の日本経済について触れておきたいと思います。直近の内閣府の月例経済報告を見ますと、景気は穏やかな回復基調が続いているとしています。先行きにつきましては、雇用、所得環境が政府のさまざまな政策の効果もあって、穏やかに回復することが期待されておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると報告されております。個人消費についても雇用や所得環境が改善する中で持ち直しが期待されております。また、企業の設備投資においても企業収益の改善や成長分野への対応などを背景に増加していくことが期待されております。県内の景気については、一部に弱い動きが見られるものの、着実に持ち直しをしているとしており

ます。個人消費においては、一部弱い動きが見られますが、総じて堅調に推移しており、百貨店、スーパー販売額及び乗用車新規登録台数も前年比を上回っております。

次に、本町の動きについて若干申し述べたいと思います。今年の9月、10月の観光シーズンの観光客の入り込み状況であります。大内宿については9月に約7万7,000人、10月には11万8,000人と、夏から秋にかけての天候不順が影響し、前年度に比べ1割ほど落ち込んでおります。また、塔のへつり、道の駅しもごうにおいても前年比に達していない状況であります。湯野上温泉の観光客数及び宿泊者数においても大内宿と同じく前年比1割ほど落ち込んでおりますが、月ごとに見ますと、月によっては大きく伸びた月もあれば、逆に大きく減った月もありますので、詳細に原因を分析する必要があると感じております。

その反面、養鱒公園につきましては4月から順調な伸びを示しており、10月末の段階で、既に前年度の実績を2割ほど上回り、3万3,000人を超えております。観音沼森林公園においては、データはとっておりませんが、若干減少したと聞いております。いずれにしても今年度につきましては、総じて天候不順が影響したと感じております。

次に、姫川団地の新築につきましては国の補助制度を活用し、本年度4棟8戸を建設することで予算計上させていただいておりますが、国の内示額の減額により、6月議会においては2棟分の建設工事請負契約の議決をいただいたところであります。本工事につきましては、順調に進行しております。

また、今回補助金の変更増があり、新たにもう1棟整備できることとなり、本会議において建設工事請負契約の承認について提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、昨年7月から国直轄修繕代行事業により進めておりました沼尾シェッドの本体工事が完成し、12月18日にふれあいセンターで完成式が開催できる運びとなりました。既に議員の皆様方には郡山国道事務所からご案内されているかと思いますが、何かとお忙しいと存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、次に、前議会以降の町内における主な出来事について報告させていただきます。

初めに、第11回市町村対抗福島県軟式野球大会では、9月10日から10月15日にかけて開成山野球場を含む4球場で県野球連盟、福島民報社、実行委員会の主催により、県内59市町村が参加し、開催されました。本町チームは、全選手が一丸となり、粘りの試合を展開し、多くの逆転勝利を導く結果になりました。準々決勝では南会津郡同士の戦いで、惜しくも只見町に敗れましたが、本町チームは10年ぶりのベスト8という成績をおさめました。本町チームの活躍は、町民の皆様にとりましても明るいニュースとなりました。改めて感謝申し上げます。

次に、新ポイントカード事業オープニングセレモニーが町商工会の主催により10月5日、東邦銀行前広場で開かれました。セレモニーでは、渡部勝男町商工会長が「町内を循環するポイント事業として地域活性化につなげたい」と挨拶を述べました。セレモニーに先立ち、町商工会女性部によるフラダンスも披露され、また当日はポイント加盟店でのスタンプラリーも実施されておりました。町としましても健康ポイントということ

で、特に各種検診を受診された方にポイントを付与することで町民の皆様の健康増進に寄与することができればと考えております。本事業が商店街の活性化、ひいては本町の活性化につながることを期待しております。

次に、10月22日に第48回衆議院議員総選挙、小選挙区、比例代表が執行されました。結果については、皆様ご存じのとおり、小選挙区においては自由民主党の菅家一郎氏、比例代表では希望の党の小熊慎司氏が当選しております。

10月28日には、第27回在京下郷の集いが東京都ホテルラングウッドで開催されました。在京会役員と私、議会議員の皆様による懇談会や在京会員による定期総会が開催されました。総会后、開かれたパーティーでは、参加者同士の交流や郷土芸能で盛り上がりを見せておりました。

また、今回の定期総会では役員が改選され、新しい会長に室井軍三さん、小池出身が就任されました。

10月31日には、大川ふるさと公園内に全18ホールのパークゴルフ場がオープンしたことを契機に、パークゴルフ協会が設立されました。本会は、パークゴルフの普及振興や会員相互の交流と親睦、健康で楽しい地域社会づくりに寄与することを目的として活動していくことを目指しています。現在町内のパークゴルフ愛好者49名が所属しており、総会において初代会長には湯田恒弥さん、檜原が就任されました。

また、協会設立を記念して大会も開催され、約45名が参加しました。開会式では、私から「パークゴルフ場を健康づくりのために大いに活用してください。さらには、他町村との交流の場としてもご活用いただき、交流が広がるようご期待申し上げます」と挨拶を述べました。参加者は小雨が降る中、全18ホール、1打1打を楽しみながらラウンドをしておりました。

11月3日は、下郷ふれあいセンター及び下郷選果場において第54回町文化祭・第2回JA会津よつば下郷地区農業祭が盛大に開催されました。文化祭の開会式では、佐藤清松実行委員長が「アトラクションや数多くの作品が展示され、新しいイベントを用意しました。本日は、心行くまで楽しんでください」と挨拶を述べられました。アトラクションは、大川溪流太鼓保存会の演奏を皮切りに、老人クラブの民舞やよさこい郷人の演舞、下郷中学校の合唱などで会場を盛り上げ、ふれあいセンター内では町民の作品が展示され、多くの親子連れが鑑賞しておりました。

また、ふれあいセンター前ではしんごろうやクレープなど出店があり、にぎわいを見せておりました。

同時に開催されました第2回JA会津よつば下郷地区農業祭は、品評会や農産物販売など、こちらも多くの来場者でにぎわいました。品評会には、町内から118点の応募があり、その中から8名が特別賞を受賞しました。本年は、低温や長雨、日照不足などの影響により農作物の生育が心配されましたが、そのような中でもすばらしい農産物が出品され、関係者も安堵したことと思います。表彰式では、長谷川一雄代表理事組合長と私から一人一人に賞状と記念品を贈りました。会場では、そのほかミニイベントやおいしい食べ物が来場者を楽しませておりました。

11月6日には、東京都内で開催されるミス・インターナショナル世界大会に合わせ、37カ国の代表が大内宿を訪れております。日本文化の体験や学生らと交流する親善活動の一環として国際交流を推進する国際文化協会が東武鉄道の協力を得て企画したものであります。大内宿では、浅沼弘志町観光協会長を初め、多くの関係者が盛大に出迎え、また宿場内では記念撮影、食の館に会場を移し、そば打ち体験を実施しました。職員の指導のもと、各国の皆さんは上手にこねたり切ったりして、日本の魅力に触れることができたと思います。

11月13日には、役場正庁において自由民主党福島県議会議員5名を迎え、平成29年度の移動政調会を開催しております。今回本町から会津縦貫南道路の整備促進について、阿賀川長野橋上流の河川改修及び倉檜堰の改修について、農村集落基盤再編整備事業の推進についての3つの要望を行っております。いずれも住民生活に直結する課題でありますので、早期の整備促進をお願いしたところであります。県議会議員の皆様からは、現地を視察するなど、課題解決に向け協力する旨の回答を得ております。

11月17日には、大日本農会の本年度、農事に功績のあった方に贈られる緑白綬有功章を受章されました星忠勝さん、落合が町に報告に参りました。星さんは、高校卒業後、48年にもわたり農業を営み、地域農業の発展に貢献されました。気候風土に適したリンゴ生産の拡大や落合そば生産組合を設立し、耕作放棄地を活用しながら作付面積の拡大を図ってきました。また、若手農業者などの人材育成を実践し、地元小中学校への食農教育にも尽力されてきました。さらには、調理師免許を取得し、農家レストラン会津猿楽そばを開業するなど、下郷産ソバの知名度を高めてきました。表彰を受けた星さんは、「家族や地域の人、関係団体に感謝です。これからもご指導をお願いします」と感謝の言葉を述べております。

11月19日には、第29回ふくしま駅伝大会が開催され、下郷町チームは出場53チーム中、総合44位、町の部では23位という成績をおさめられました。昨年度の成績を上回ることとはできませんでしたが、郷土の誇りを胸に力走する選手の姿に心を打たれました。選手、スタッフの皆さん、大変お疲れさまでした。

また、同日には大川溪流太鼓保存会30周年記念公演が下郷ふれあいセンターにおいて開催されました。会津管内から8団体が集まり、地域の行事を紹介しながら和太鼓の演奏を披露しました。開会式では、岩澤修大川溪流太鼓保存会長が「皆様のおかげで本日を迎えることができました。本公演は、30周年を振り返るのではなく、31年目に向けたステージとなっています。迫力ある演奏を最後までお楽しみください」と挨拶を述べました。私と渡辺徳太郎県太鼓連盟理事長も祝辞を述べました。公演では、大川溪流太鼓保存会の小中高校生で構成されるしぶきの演奏を皮切りに、各団体が演奏を披露しました。公演の最後には、東日本大震災やアメリカ同時多発テロで犠牲になった方々へ鎮魂の思いを込めて、岩澤会長が作曲した火の鳥を50人で演奏されました。会場に響き渡る太鼓の鼓動は圧巻で、来場者からは惜しみのない拍手が送られました。

それでは、本定例会にご提案申し上げました報告3件、人事案件1件、条例改正6件、補正予算6件、その他3件の案件を含め、計19件の案件につきまして概要をご説明申し上げ

げます。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について）であります。去る9月6日、産業課職員が運転する公用車がクラインガルテン下郷駐車場においてバックを行った際、後方に駐車しておりました下郷町大字沢田字鶴ヶ池178番地1、金子政彦さん所有の軽トラックに接触し、損害を与えたものであります。過失割合については、相手方がゼロ%、町側が100%であり、車両修繕料22万6,162円を負担したものであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告について（専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について）であります。去る10月5日にしもごう保育所職員が運転する公用車が国道118号下郷トンネルを走行中、対向車線を走行していた会津若松市門田町大字徳久字竹之元885番地10、メンテナンス会津株式会社代表取締役、鶴川俊一さん所有の軽自動車と接触し、損害を与えたものであります。過失割合については、相手方がゼロ%、町側が100%であり、車両修繕料18万6,628円を負担したものであります。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について）であります。去る10月11日に産業課職員が運転する公用車がファミリーマート下郷店駐車場においてバックを行った際に、後方から接近してきた南会津町小塩字持石750番地、馬場正安さん所有の普通自動車と接触し、損害を与えたものであります。過失割合は、相手方が20%、町側が80%であり、車両修繕料13万8,385円を負担したものであります。

以上について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

ただいま3件の交通事故関係について報告させていただきました。交通事故の防止については、日ごろから職員に対して注意喚起をしているところでありますが、今後より一層の交通事故防止に努めてまいります。

議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第4号））であります。本件につきましては、衆議院解散に伴う第48回衆議院議員総選挙に係る経費について予算計上したものであります。既決予算の総額に1,082万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ50億3,902万3,000円とするものであります。

初めに、歳入であります。衆議院議員総選挙委託金として1,082万8,000円の予算計上であります。これにつきましては、国会議員の選挙などの執行経費の基準に関する法律により算出したものであります。

次に、歳出になります。これにつきましては、それぞれの節において積算した額となっております。なお、備品購入費については、老朽化により最高裁国民審査投票読取集計機を更新したものであります。歳入から見た不足分157万5,000円については、予備費において調整しております。

次に、議案第49号 教育委員会委員の任命についてであります。今回ご提案申し上げます佐藤正文氏におかれましては、昨年の3月議会におきまして議員の皆様より同意

をいただき、平成28年3月16日から約1年8カ月、教育委員の任に当たっていただいております。その間、いじめに関する問題、児童生徒虐待に関する問題、インターネット上のトラブルなど、生命尊重の意識の衰退や人間関係の希薄化に起因する問題行動などについて学校、家庭、地域、教育委員会が協力して積極的に対応していかねばならないと、熱意ある提言をいただいております。

また、中学3年生を対象とした2泊3日の夏休み学習合宿や学力向上を目指す頑張る学習応援プランの実施など、新たな取り組みについても常に下郷町の児童生徒の育成を考えて、前向きな意見を発信していただいております。

以上のように佐藤正文氏は、教育に対する深い関心や熱意があり、高度な知見を有しておりますので、再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてであります、本案につきましてはあいづふるさと市町村圏協議会の事業廃止によりあいづふるさと市町村圏協議会の解散及びあいづふるさと市町村基金の廃止が決定され、南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業実施の必要がなくなることにより所要の変更をするものであります。

次に、議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての概要についてであります、今回の改正は福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告及び県の取り扱いに準じ改正するものであります。給与については、福島県の民間給与との格差、マイナス0.08%を埋めるため、給与表を改正するものであります。また、賞与、勤勉手当については6月期及び12月期について100分の85から100分の5を引き上げ、100分の90に改正するものであります。

次に、議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります、本条例の一部改正につきましても県の人勧など及び取り扱いに準ずるもので、期末手当において平成29年12月においては100分の167.5を100分の170とし、平成30年の6月期については100分の155から100分の157.5に、12月期については100分の165から100分の167.5に改正するものであります。

次に、議案第53号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります、これにつきましても議案第52号と同じく、町長等に支給する期末手当の改正であります。改正内容は、議会議員の皆様と同様となります。

議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります、今回の改正の概要につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員または当該非常勤職員の配偶者がその養育する子が1歳6カ月に達する日において育児休業をしている場合にあつて、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとするなどのための所要の改正であります。

次に、議案第55号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてであります、今回の改正につきましては企業立地促進法、いわゆる企業立地の促進等によ

る地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が地域経済牽引事業促進法、いわゆる地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に法律名称の変更が行われることをあわせ、産業振興施策促進区域における山村振興法第14条に規定する施設において、固定資産税に係る償却資産などの不均一課税等について所要の改正をするものであります。

次に、議案第56号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正の概要につきましては施設の使用期間は4月1日から翌年3月31日をそのままに、冬期間、12月29日から翌年3月31日までは施設の管理上、原則閉鎖し、これに伴い使用料を年額40万円から30万円に変更するものであります。

次に、議案第57号 下郷町公営住宅（1—2号棟）建設工事請負契約についてでございますが、今回昭和54年に建設された姫川団地が38年経過し、老朽化が進行していることから、新築するものでございます。去る11月27日、4社からなる指名競争入札の結果、下郷町大字豊成字林中6112番地、株式会社渡部工務所代表取締役、渡部芳徳が5,724万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第58号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正につきましては既決予算の総額から5,989万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7,913万1,000円とするものであります。

初めに、歳入であります。町税関係での町民税につきましては、現年度分及び滞納繰越金分とも見込み額の増により、合わせて999万円の予算計上であります。同じく固定資産税においても現年度分及び滞納繰越金分も見込み額の増により、合わせて1,378万3,000円の予算を計上しております。軽自動車税においても59万円の増額計上となっております。国庫支出金関係では、民生費国庫補助金の障害者福祉費国庫補助金で障害者自立支援給付支払システム改修費補助として30万9,000円を増額計上しております。児童福祉費国庫補助金の地域子ども・子育て支援事業国庫補助金では、しもごう保育所から地域子育て支援センター職員配置がえによる人件費増に伴う補助金138万5,000円の予算計上となっております。次に、土木費国庫補助金関係の道路橋梁費国庫補助金では、補助内示額の減額により社会資本整備総合交付金事業国庫補助金で1,404万円、防災安全交付金事業国庫補助金で2,945万2,000円、合わせて4,349万2,000円を減額計上しております。次に、県支出金関係では総務費県補助金の市町村バス運行費県補助金については、見込み額の増により42万2,000円の予算計上となっております。民生費県補助金の多子世帯保育料軽減事業県補助金では、対象児童数増により37万7,000円の増額計上であります。地域子ども・子育て支援事業県補助金では、先ほど国庫補助金でも触れましたが、しもごう保育所から地域子育て支援センター職員配置がえによる人件費増に伴い、県補助金分で国の補助金と同額の138万5,000円の増額計上となっております。同じく県支出金のうつくしま権限移譲委託金では、委託事務項目の増により46万3,000円の増額計上となっております。次に、財産収入では建設課車両更新に伴う公用車等売却収入で51万7,000円の

予算を計上しております。繰入金関係の基金繰入金関係では、財源調整のため財政調整基金繰入金について5,000万円を減額計上し、過疎対策基金繰入金及び橋梁整備基金繰入金についてはそれぞれ100万円を増額計上しております。次に、諸収入関係では各種検診個人徴収金で44万5,000円、広域連合受託事業で47万円、受診者数の確定によりそれぞれ減額計上となっております。後期高齢者医療費広域連合償還金については、平成28年度療養給付費負担金の確定により連合会からの償還金331万8,000円を増額計上しております。以上、歳入の主なものを説明しました。

次に、歳出でございますが、給料、職員手当等、共済費等については、今回提案いたします職員の給与に関する条例の改正などに伴う補正でございますので、説明を省略させていただきます。初めに、総務費関係で一般管理費の給料の特別職については、主に私の給与に関する特例期間の終了による、本来の給料となったための増額計上であります。一般職については、総務課に在籍していた産休職員が10月1日付で職場復帰し、健康福祉課福祉係へ配属したことによる、減額計上であります。職員手当等についても大きな増減についても給与と同様であります。共済費においても給料と同様であります。特別職の減額については年齢要件により共済掛金が大幅減になったための減額計上であります。旅費については、行政区長の視察研修参加者減により116万7,000円の減額計上であります。委託料で職員の検診見込み額の減により63万9,000円の減額計上であります。次に、交通対策費、地方路線バス運行委託料につきましては、見込み額の増により141万5,000円を増額計上、ふれあいセンター費では施設修繕料として異常警報設備、放送設備、バッテリー機能不良により取りかえ修繕料として60万3,000円を増額計上しております。次に、税務総務費、職員手当等の超過勤務手当は、原子力災害に伴う山林補償関係事務量増により名寄帳の交付事務により41万1,000円の予算計上であります。賦課徴収費の役務費では、償却資産データ入力事務手数料として19万5,000円の予算計上、委託料では税システム制度改正対応業務委託料で平成30年度個人住民税制度改正に伴うシステム改修費として36万8,000円の予算計上であります。次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍システム機器賃借料について、当初予算においては5月から翌年の3月までの11カ月を想定し、予算措置させていただいておりましたが、4月からの運用となり、1カ月の不足分36万8,000円を増額計上しております。次に、町長選挙費については不用額を整理したものであります。民生費関係では、社会福祉総務費の給料、職員手当等、共済費については先ほど総務費においても触れましたが、総務課在籍の産休職員が10月1日付で職場へ復帰し、健康福祉課福祉係に配属したための増額計上であります。国民健康保険特別会計繰出金の保険基盤安定負担金分で54万4,000円、財政安定化支援事業分で450万4,000円、それぞれ再算定により減額計上しております。老人福祉費の繰出金では、地域支援事業繰出金、介護予防日常生活支援総合事業については、地域支援事業費の増に伴い131万3,000円の予算計上となっております。また、その他、繰出金では給与改定及びシステム改修費の増に伴い108万5,000円を増額計上しております。障害者福祉費では、システム改修委託料で障害者自立支援給付支払等システム改修費として62万円を増額計上しております。児童措置費の扶助費で多子世帯保育料軽減事業について、対象児童数の増によ

り29万5,000円を増額計上しております。しもごう保育所費の給料で453万2,000円、職員手当等で161万7,000円、共済費で159万6,000円を減額計上しております。これについては、保育所から地域子育て支援センターへの職員を配置がえしたためのものであります。これに伴い賃金において臨時職員の減及び見込み額の減により184万9,000円を減額計上しております。また、地域子育て支援センター事業費で給料、職員手当、共済費について、今ほど説明しましたが、保育所からの職員の配置がえにより、こちらのほうは増額計上となっております。これに伴い臨時職員分の賃金182万円を減額計上しております。衛生費関係では、予防費の結核検診委託料につきまして受診者数の確定により19万9,000円の減額計上、保健事業費の委託料でも同じく各種検診の受診者数の確定により295万1,000円の減額計上となっております。商工費関係では、観光費の工事費で湯野上駅駐車場改修工事として798万7,000円を増額計上をしております。これにつきましては、大型バスが湯野上温泉駅に進入し、Uターンする際、支障を来していることから、これらを解消する場所の確保、また来年度の観光シーズンに間に合わせるため、冬期間に施工したく予算の計上をさせていただきました。土木費関係の土木総務費の報償費、需用費、役務費につきましては、沼尾シェッド竣工に伴う完成式を開催するに当たり、その経費28万8,000円を予算計上しております。道路維持費の賃金、需用費の修繕料、賃借料の重機等借上料、原材料費の町道維持管理費用についてそれぞれ見込み額の増により増額計上をしております。備品購入費では、除雪車購入に伴う入札請け差684万2,000円を減額計上しております。道路新設改良費の委託料で1,935万2,000円、工事請負費で3,733万6,000円につきましては国庫補助内示額の減額に伴い減額計上しております。橋梁維持費の委託料及び工事請負費につきましては、事業費の確定により減額計上しております。教育費関係では、教育振興費の対外遠征等助成金について、上位大会出場に向けて22万8,000円を増額計上しております。コミュニティーセンター管理費の光熱水費について、大川ふるさと公園内漏水に伴い159万4,000円を増額計上し、予備費で調整しております。

次に、議案第59号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございですが、既決予算の総額から2,021万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億872万9,000円とするものであります。初めに、歳入でございですが、国庫支出金関係の高額医療費共同事業負担金につきましては、再算定に伴い77万9,000円の減額計上をしております。療養給付費交付金につきましては、交付決定により725万8,000円の減額計上となっております。また、県支出金関係の高額医療費共同事業負担金につきましても国庫支出金と同じく再算定により77万9,000円の減額計上となっております。高額医療費共同事業交付金で799万5,000円、保険財政共同安定化事業交付金で659万4,000円、いずれも再算定による減額計上となっております。一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業分として再算定により450万4,000円の減額計上しております。保険基盤安定繰入金につきましても額の確定により54万4,000円の減額計上となっております。諸収入関係の一般被保険者返納金につきましては、保険者間調整における調整額の確定により794万6,000円を増額計上となっております。

次に、歳出の主なものでありますが、初めに、一般会計と同じく給料、職員手当等、共済費等については、今回提案いたします職員の給与に関する条例の改正などに伴う補正でありますので、説明を省略させていただきます。保険給付費の一般被保険者療養給付費で医療費の増が見込まれるため2,866万7,000円の増額計上をしております。保険給付費の一般被保険者高額療養費についても同じく見込み額増による845万1,000円の増額計上となっております。共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金については、見込み額の減により311万8,000円の減額計上、保険財政共同安定化事業拠出金については、再算定により508万2,000円の減額計上となっております。諸支出金については、平成28年度分交付金確定による還付金336万3,000円を増額計上し、予備費で調整しております。

次に、議案第60号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,539万5,000円とするものであります。歳入関係では、諸収入において後期高齢者医療保険料軽減判定システムにおいて国が示した計算式に誤りがあり、誤って賦課された保険料の還付及び還付加算金、合わせて4万1,000円を後期高齢者医療広域連合から返還していただき、歳出において誤って賦課された対象者3名に同額を還付する予算計上となっております。

次に、議案第61号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既決予算の総額に988万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億278万2,000円とするものであります。初めに、歳入の主なものでございますが、国庫支出金関係の介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス給付費の減額に伴い15万円を減額計上するものであります。地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、地域支援事業費の増に伴い262万6,000円を増額計上するものであります。介護保険事業費補助金につきましては、平成29年度介護保険制度の運用などに必要なシステム改修費の補助内示額が示されたことにより46万円を増額計上しております。支払基金交付金の地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費の増額に伴い294万1,000円を増額計上するものです。県支出金関係の介護給付費負担金では、施設介護サービス給付費の増に伴い15万円の増額計上しております。地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、地域支援事業費の増に伴い131万3,000円を増額計上するものです。次に、繰入金の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）については、地域支援事業費の増に伴い131万3,000円を増額計上するものです。そのほか一般会計繰入金では、平成29年度介護保険制度の運用等に必要なシステム改修委託料の増により108万5,000円を増額計上しております。次に、歳出の主なものでございますが、総務費の総務管理費の委託料で、平成30年度制度改正に伴うシステム改修費の増により119万6,000円を増額計上するものです。保険給付費の居宅介護サービス給付費では、見込み額の減により500万円を減額計上しております。地域密着型サービス費で150万円、施設介護サービス給付費で300万円、介護予防住宅改修費で50万円、介護予防・生活支援サービス事業費の介護予防・生活支援サービス事業負担金で827万円、介護予防ケアマネジメント事業費の委託料につきましても37万円、いずれも見込み額の

増により予算計上し、予備費で調整しております。

次に、議案第62号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回予算総額の2億1,554万7,000円についての変更はございません。歳出関係で職員の給与に関する条例の改正により給料、職員手当など、及び負担金として一般職退職手当組合負担金、合わせて3万5,000円を増額計上し、予備費で調整したものであります。

次に、議案第63号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回予算総額の4,345万6,000円についての変更はございません。歳出関係で職員の給与に関する条例の改正により給料、職員手当等、及び負担金として一般職退職手当組合負担金、合わせて4万1,000円を増額計上し、予備費で調整したものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第4 平成29年度所管事務調査報告

○議長（佐藤勤君） 次に、日程第4、平成29年度所管事務調査報告の件を議題とします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第5 休会の件

○議長（佐藤勤君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。12月9日は土曜日のため、12月10日は日曜日のため、12月11日及び12日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、12月9日、10日、11日及び12日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は12月13日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。（午前10時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招 集 年 月 日	平成２９年１２月８日				
本会議の会期	平成２９年１２月８日から１２月１５日までの８日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	平成２９年１２月１３日　午前１０時００分		議長	佐　藤　　勤
	散会	平成２９年１２月１３日　午後　１時５１分		議長	佐　藤　　勤
応 招 議 員	１番	星　　輝　夫	２番	玉　川　邦　夫	
	３番	室　井　亜　男	４番	星　　政　征	
	５番	湯　田　純　朗	６番	小　椋　淑　孝	
	７番	小　玉　智　和	８番	猪　股　謙　喜	
	９番	湯　田　健　二	１０番	山名田　久美子	
	１１番	佐　藤　盛　雄	１２番	佐　藤　　勤	
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星　　輝　夫	２番	玉　川　邦　夫	
	３番	室　井　亜　男	５番	湯　田　純　朗	
	６番	小　椋　淑　孝	７番	小　玉　智　和	
	８番	猪　股　謙　喜	９番	湯　田　健　二	
	１０番	山名田　久美子	１１番	佐　藤　盛　雄	
	１２番	佐　藤　　勤			
欠 席 議 員	４番	星　　政　征			
会議録署名議員	７番	小　玉　智　和	８番	猪　股　謙　喜	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町　　長	星　　學	副　町　長	玉　川　一　郎	
	参事兼総務課長	星　　修　二	税務課長兼会計管理者	星　　健　一	
	町　民　課　長	大　竹　義　則	健康福祉課長	渡　部　善　一	
	産　業　課　長	佐　藤　壽　一	建　設　課　長	渡　部　芳　夫	
	教育委員会教育長	渡　部　岩　男	教　育　次　長	渡　部　清　一	
	農業委員会事務局長	横　山　利　秋			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事　務　局　長	室　井　　哲	書　　記	荒　井　康　貴	
	書　　記	芳　賀　和　也			
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成 2 9 年第 4 回下郷町議会定例会議事日程（第 2 号）

期日：平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日（水）午前 1 0 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。4番、星政征君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤勤君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。今回は3項目ほどでございまして、1つ目に国道121号線の改良工事等について、2つ目に林中地内の交差点の改良工事進捗状況について、3つ目にラジオ電波塔の設置について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに1番、国道121号線の改良工事について。大内宿入り口で平成29年10月に大内宿から下ってきた観光客の車が国道に急に出てしまい、南会津町から来た車との接触事故がありました。原因は、右側に橋の欄干が目の高さにあり、左には住宅があり、目視確認不足でした。県、国に対して改良するように要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。町の考えを伺いたいと思います。

2番、林中地内の交差点改良工事の進捗状況について。国道289号線と国道121号線が交わる交差点が林中地内にあります。県は、用地の確保ができれば改良工事を行いたいと聞いております。県事業であることは承知しておりますが、改良工事進捗状況について町が県から得ている情報などについて伺いたいと思います。

3番、ラジオ電波塔の設置等について。本町の一部の地区では、ラジオ電波が受信できません。テレビは、共同アンテナでカバーしており、また携帯電話の場合は通信会社によるアンテナ設置工事も可能であります。政情不安による有事の場合や自然災害の発生による情報不足が懸念されます。ラジオ難聴地区の解消に向けた電波塔の設置や町防災無線を利用、活用したラジオの情報の発信が必要と思われますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の国道121号、湯野上橋及び歩道橋の欄干の高さについて、道路管理者であります南会津建設事務所へ要望すべきではないかのご質問でございますが、町といたしまし

ては国道121号の県道湯野上会津高田線の大内宿入り口交差点での接触事故などの多発については以前から認識しております。道路管理者である南会津建設事務所へは、平成22年度から事業調整会議、本年度は6月1日に開催をもって交差点改良の早期着手を要望しております。また、同会議において現地確認を実施し、欄干による視界不良などについても確認し、改良などの要望をしております。さらに、去る9月28日に開催された第2回事業調整会議において、南会津建設事務所から今年度対応方針を検討するため、交差点予備設計を実施中でございますとの回答を得ておりますので、ただいま検討中と思われる。今後も事故等がないよう、国、県道の交差点改良も含めて早期着手を強く国、県へ要望してまいりたいと思います。

次に、2点目の国道289号と国道121号との交差点改良工事の進捗状況についてのご質問でございますが、当該箇所の改良工事等につきましては、長年土地所有者の理解を得られず現在に至っておりますが、本年8月以降、土地所有者からの用地買収に関する件について理解を示しているとの情報を南会津建設事務所より得ております。直近での情報としては、事業用地の取得に向け用地測量等の調査を実施中ですとの回答を得ておりますので、改良工事などの事業化への早期着手が期待されると思います。今後とも改良事業の早期着手、早期実現に向けて国、県等へ要望を実施してまいります。

次に、ラジオ電波塔の設置等についてのご質問でございますが、災害時においてラジオ放送などによる適切な情報提供手段を確保することは極めて大事であります。ラジオについては地形的、地理的な要因、外国波混信の他、電子機器の普及や建物の堅牢化により難聴が増加しております。下郷町は地理的、地形的要因から電波の届きにくい地域になっております。ラジオ難聴地域を解消するには町に中継局を設置する方法などが考えられるところでありますが、金山町で設置をした費用を見ますと、維持管理費は大きな経費となっているようであります。現在、会総協南会津部会として国、県などへ広域でのラジオの難聴解消に向け要望しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、防災行政無線を利用したラジオ情報の発信は技術的に難しいと考えられております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） まず、1番目の国道121号線の改良工事等についてでございますけれども、県のほうに要望を出しているということでありがたいと思っております。あそこは大内宿から下がってきた観光客が急に出てしまっていて、町内の人がぶつかって犠牲になっております。しょっちゅう事故があり、大変に危険な場所でございます。そこで、3年前に私みちづくり委員会のときに話を出しました。あの当時、南会津建設事務所の所長さん、佐藤さんが3年前に検討します。何の検討もしないで県中のほうに行ってしまったのですけれども、今回新たに來ました所長、4月から來た人が、6月に話をしましたところ、何とか土地の承諾書をもらってくださいと言われてまして、1件は3年前にもらっております。あと2件は盆前にもらっておりました。そして、今年の9月の3日の町

の防災の日に所長さんが自ら地図を持ってきて、星さん、場所を確認したいと言われてまして確認をいたしました。そして、11月の13日にまた会う機会がありまして、今後南会津警察署と改良工事に向けて相談しますと言われてました。そして、11月の27日、湯野上駐在所連絡協議会の総会がありまして、そこに南会津警察署の次長さん、課長補佐が来まして話をしましたところ、わかりました、県と協議を重ねてやっていきますということを言われたのですけれども、あそこはやはりおのおの本気になっています。やはり町がもっともっと強力な体制で要望していけば、改良工事がスムーズにできるのではないのかなと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

あと、2点目の林中地内における交差点の改良工事進捗状況についてでございますけれども、あそこについては県のほうで動いているということで大変にありがたいと思っております。昨年、下郷会津本郷線の期成同盟会があり、県庁に行きました。そして、土木課、あとき道路課長さんに言われたと思います。土地の確保をしてください。土地の確保をすれば県のほうで工事を進めます。私は、本当にそのとおりだなと思っております。やっぱり町内のことですから、町が本気になって求めて、そして県に求めていけば改良工事はスムーズにいくと思いますので、その点もひとつ要望活動よろしく願いいたします。

あと、3つ目のラジオの電波塔でございますけれども、6年前に震災がありました、原発の。あときテレビよりもラジオの情報が安否確認、そして情報が得られたと聞いております。今北朝鮮問題もあり、今後何があるかわかりません。そういったところで各地区に防災無線等があります。そこを利用して何とか電波を発信する機械をつけてもらえれば、町民の安全安心が守れるのではないかと思いますけれども、そこら辺ひとつよろしく願いしたいと思うのですけれども、以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

121号線、大内宿の入り口のT字路交差点につきましては、ただいま答弁したとおりでございますが、今後も町としても要望活動を実施して事業を推進できるように県のほうに働きかけていきたいと、こう考えております。同じく下郷本郷線の豊成地内、栄富工区と言われておりますけれども、その改良についても強く要望していきますが、皆さんのご協力で同盟会で要望しているものでございまして、引き続き町としても要望活動を実施していく考えでございます。

それから、3点目のラジオ電波塔の設置等についてでございますが、防災行政無線を利用したということにつきましては技術的に難しいと考えておりますので、今後またそういうものの調査をしていきたいと思ひますし、それから会総協南会津部会では県、国に対してラジオ難聴区域についての要望活動を実施しておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○1 番（星輝夫君） ありません。答弁ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんね。

○1 番（星輝夫君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで1 番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、3 番、室井亜男君。

○3 番（室井亜男君） 2 つほど一般質問をいたします。

最初に、定住促進について質問をいたします。下郷町の人口は6,000人を割り、高齢化率も40%を超え、過疎化及び少子高齢化問題はまさに深刻化を増し、町民の暮らしにもあらゆる面で影響を与えております。このような中ではありますが、幸いにも当町の本当のよさをわかっていただき、下郷町に移住をし、生活をしておられる方々が多数おられるようですが、町は移住された方がどの程度いるか把握しているのでしょうか。わかればその人数をお示しをお願いします。

人口減少に歯どめをかけるため、移住者を増やしていくための施策として、下郷町に住み続けていくには何が足りないのか、今後どうしたらいいのかというようなことなどを実際に移住された方々から意見を伺い、全ての町民が暮らしやすい町だと実感できるような町にしていくことが必要ではないかと考えます。以前、十五、六年前かと思いますが、当町には定住促進協議会というものがあり、私もそのメンバーの一員だったことがあります。まさに定住を促進していくためにさまざまな分野の町民からなる各委員会があらゆる提言を行い、幾つかの提言は実行され、効果を発揮してきたことがありました。現在は、国の施策で行っている地方創生事業で有識者会議をやっておられるようですが、メンバーのほとんどが機関や団体の代表となっており、町で出された計画の原案に対してよいのか悪いのかを審査するだけで、町づくりのためにそれぞれの委員が新たな提言を行っていく場ではないと聞き及んでおります。

そこで、ご提案と町長の見解をお伺いをいたします。当町に在住されている移住者の方々を参集し、この下郷町の魅力は何なのか、移住者を促進していくためにはどんな施策や環境づくりが必要なのか、町民の意識をどのように変えていくべきなのか、町にとって必要なものは何なのか、さまざまな意見を出していただき、町や町議会などと意見交換などができる協議会を組織してはいかがなものでしょうか。人口減少に歯どめがきかず、地域おこし協力隊を募集しているが、いまだに応募者がいない現状も深刻に受けとめ、国の地方創生事業などの施策とは別に町独自で真剣に取り組み、そして進めていかなければならない問題ではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

2 つ目に滞納対策についてお伺いをいたします。当町の税や各種料金などの滞納額は、ほかの町村と比較してもかなりの金額であり、去る9 月定例会の決算でも示された税や水道使用料、住宅使用料を見ても滞納額は増え続ける一方のようです。町議会でもよく滞納問題は取り上げられ、町は町税等徴収対策連絡会を開催し、対策を行っていくと回答されてきましたが、この町税等徴収対策連絡会は今年は何回開催し、どのようなことが検討されたのか。そして、どのような対策が行われたのでしょうか。また、昨年度、一昨年度については何回開催され、その中でどのような検討がなされ、どのような対策

を行い、そしてどのような効果があったのかお伺いをいたします。

滞納額の増加、そして滞納総額からも滞納問題は町としての最重要課題の一つであると思います。この解決に向けては、迅速に効果がある対応が必要になってくることは誰もが承知していることです。しかしながら、今年の9月の定例議会の監査意見書では、対応はスピード感に欠けるという厳しい指摘があり、これまでも滞納収納には厳しい意見が出されておりますが、町長はこれをどう受けとめ、今後どのように対応していくお考えなのかお伺いをいたします。

以上、2つの一般質問を終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井亜男議員のご質問にお答えします。

まず初めに、定住促進でございますが、本町の人口は1980年の1万25人をピークに減少傾向が続き、平成29年11月1日現在5,856人でピーク時と比較すると4,169人の減少、高齢化率も40.98%となっており、人口減少や高齢化は喫緊の課題と認識しております。ご質問にありました移住された方の人数ですが、現在のところ正確な世帯数や人数については把握しておりません。参考までに平成28年度の本町への転入状況を申し上げますと、県内からの転入が67世帯84人、県外からの転入が36世帯49人で合計103世帯133人となっております。

実際に移住された方から意見を伺うとのご提案をいただきましたが、移住を希望される方が必要とする支援策や町民の気づかない下郷町の魅力など、実際に移住を経験した視点からのご意見は非常に有益だと考えております。意見交換の場となる協議会のあり方や地方創生有識者会議の運営方法なども含め、今後検討をし、進めていきたいと考えております。なお、本県におきましても現在各自治体への転入者を対象としたアンケート調査を平成30年2月末までに実施しておりますので、調査期間終了後の結果報告などから移住された方の状況や必要と感じた支援策などについて今後の参考にしたいと考えております。

また、地域おこし協力隊につきましては、人口減少、過疎化や高齢化が進む本町にとって、地域外の人材を招致してその定着を図るとともに、地域の活性化及び定住の促進を目的に本年度より取り組みを行っております。募集につきましては、町のホームページや地域おこし協力隊の専用ホームページなどを活用しておりますが、数件の応募や問い合わせはあるものの残念ながら採用には至っておりません。今後の対応でございますが、より多くの方の周知ができるよう募集方法について工夫しながら引き続き募集を継続していきたいと考えております。いずれ町独自の取り組みも議員からのご提案がありましたように移住者の方などからの意見、提言をいただき検討していきたいと存じます。

次に、滞納対策であります。税務上の最大の課題は収納率の向上でございます。この収納率を上げるためにどうすればよいのかを常々関係課とともに問題を提起し、対策を確認し合っているところでございますが、町税や住宅、水道等の使用料、国保、介護保険等を含めた滞納対策の連絡会議としまして、町税等徴収対策連絡会議を設け、必要

事項について協議しているところでございます。町税等徴収対策連絡会議の開催状況でございますが、平成27年度は開催回数は1回であり、監査委員からの提案のありました収納率向上のため、町補助金の交付の制限や住宅の明け渡し訴訟など協議をしておりますが、臨戸徴収を重点的に実施し、対応したところでございます。平成28年度においては実施回数は2回で、うち1回は県職員を講師に迎え、徴収方法などについて勉強会を開催し、担当者の意識改革を図ったところでございます。本年度は8月に開催し、現時点における滞納状況を関係課で持ち寄り対策を検討したところであります。開催件数は、現在のところ1回開催しております。今後より個々の精査を図った上で年度中の開催を予定したいと思っております。

検討内容は、各課共有の認識のもとに徴収率の向上を図るため、他町村の徴収対策や住宅の明け渡し訴訟の準備状況、今後の収納方法を確認しながら徴収に当たるなどの検討をしたところであります。また、本年度におきましては税等の徴収方法について電話による督促や催促、戒告及び臨戸徴収の回数を増やして実施しております。金融機関においては、資力確認のため預貯金などの調査も実施しております。現在、預貯金差し押さえとして6件の措置を講じておりますが、再度の調査により本年度中に追加の1件を差し押さえを予定しているところでございます。国保税に対しては、保険証の交付制限をしています。保険証は通常1年更新ですが、納付額に応じて短期証で制限しております。水道使用料、住宅使用料の滞納処理につきましては定例会ごとに指摘を受けておりますが、急激な改善は図られていないのが実情でございます。水道料徴収につきましては、11月30日現在、現年度分で前年比0.99%の減、10万4,725円の未収ですが、滞納繰越分は前年度比1.39%増の103万4,604円の改善が見られております。住宅使用料徴収につきましても11月30日現在で現年分は前年比3.0%の増、9万5,400円、滞納繰越分は徴収率で前年度比プラス・マイナス・ゼロですが、合わせて15万1,860円増の改善が見られております。引き続き水道使用料、住宅使用料の徴収事務につきましては、督促状及び未納通知書などの発送により自主納付を促し、臨戸訪問について納付指導を実施してまいります。

また、悪質滞納者への対応として、水道は滞納者の生活実態や所属、収納状況を鑑みて、町簡易水道給水停止要綱により給水停止予告通知書等の発送を予定しております。住宅につきましても条例及び規則に基づく法的措置、明け渡し請求訴訟を視野に入れた準備を行っています。いずれも水道、住宅使用料につきましては使用者負担の公平性確保に努めてまいります。

議員が言われるように監査意見書にありますようにスピード感に欠けるという指摘がありますよう、町税、使用料等の徴収については的確、厳正に対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 私が考えているより移住者が多いというのが実感です。十五、六

年前に定住促進協議会というものを一応つくりました。そのメンバーの中に十文字の松村さん、それから物産館の前に陶器をやっている山田さん、こういう人たちが我々に意見を出していただきまして、いろんな意見をディスカッションした記憶がございます。それで、ここにも書いておりましたが、それを検討して実行されていた部分もでございます。そういうようなことを考えた場合に、よく町でいろんな協議会とか、そういうのをつくっておりますが、ここにも質問の中に出しておきましたけれども、よく区長さんだとか会長だとか、そういうような人たちが集まった協議会というものは、町で出された原案に対していいか悪いか自分の意見というものを出さない。そういうような協議会というものは、ただ格好だけの協議ではないだろうかと、このように思います。もう少し突っ込んだ意見が出るような協議会というものを私はつくるべきではないだろうかと、このように思います。移住者の人たちの意見というものの協議会みたいなのをつくって下郷町全体を診察してもらい、見てもらい、点検をしてもらい。私は、こういうようなことをぜひやってほしい。私は、ただ町長、あなたは人気とりで私から言わせればタクシー券だとか、いろんなことやってございますけれども、そういうことも結構ですが、下郷町全体をもう少しこういうような協議会をつくって診断をしてもらい。お医者さんなら聴診器を当ててもらい。どこが悪いのか。そのようなことをひとつぜひやってほしいと、このように思います。

2つ目の滞納対策でございますが、1つは税金を払わない人が得をすると、こういうような下郷町であってはならない。払わなくて済むならば、お湯ならばぬるま湯に入っていると、下郷町はいいところだと、こういうふうに思わざるを得ないと。そういうようなことのないように最後に申し上げますが、民間に委託している町村というのものもあるやに聞いておりますが、このような方法もやはり検討せざるを得ないのかなと、このようにも思います。水道は、人道問題でなかなかとめられない。とめると共産党あたりが物すごく突っ込んでくる。こういうような問題がいろんなことありまして、水道というものはとめられないという1つの難儀というものがございます。こういうようなものをどうするかというようにございまして、簡易水道全体でお金もかかってございまして、なるべく上手に、昔はやったことがあったということを聞いておりますが、メーターの前に五円玉を入れると。ちょうど入るらしいのです。そうすると、五円玉の穴というものは小さいわけです。そうすると、お風呂に入れる場合に水道の水が半分ぐらい、3分の1ぐらいしか出ない。うちの水道は、水の出が悪くなったからということで役場に電話をすると、あなたのところは金を払わないから水の出が悪いのだと。こういうようなことがいいかどうかはわかりませんが、そういうようなことを昔はやったことがございますということがあります。そんないろんなことを申し上げますが、そういうようないろんなことをひとつ考えていただきます。

最後になりますが、住宅使用料の滞納が相当ある。でも、滞納が、これ最初の質問でないとわかりませんが、住宅で今あいているところは何戸あるのかってわかりますか、町長。建設課長、わかったら教えてください。ということは、私不思議でならないのは、今滞納額がある程度あり、あいている住宅があり、逆に今落水住宅で新しい住

宅をまだ今つくっている。または今回の12月でまた入札を、契約の承認をしなければならぬ。非常にこの辺私なりに複雑でございます。滞納額はあるわ、住宅はあいているわ、新しいのをつくっているわ、そういうような非常に複雑な気持ちでございますが、そういうようなことがいいのか悪いのかわかりませんが、とにかく滞納額というものをもう少し強烈にひとつとっていただきますようお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目ですが、定住促進についてでございますが、議員さんも質問したように平成の11年、12年、13年ころに定住促進協議会というのが設置されて、私が担当でありました。非常にその人選については移住者の方に入っていてやろうという考えでやった記憶がございまして、いろいろな定住促進協議会で検討したことがあって、当時の90市町村の中で人口が増えたのはどの町村かというようなことも調査したり、そんなことも当時やった記憶がございまして、そうした先ほど1回目の答弁も申し上げましたとおり、今後検討してぜひ進めていきたいと考えております。町全体、そして意見交換、いろいろな移住者から町を見ていただくということも実施すれば移住につながるいい話し合いができるのではないかと、こう考えておりますので、実施していきたいと考えております。

次に、徴収対策でございますが、私も建設課長を15年からやった経験で住宅使用料や水道使用料の徴収に出向いたことがございます。朝早く行ったり、夜帰るのを待って遅くまで待っていたりしたことも経験がございますが、いずれにしてもあの当時から比べると滞納額が上がってきております。これは、監査委員も指摘されたように悪質な滞納者につきましてはやはり要綱に基づく予告通知書を発送しながら、住宅使用料につきましても臨戸訪問を数多くし、連帯保証人などにも話をして滞納額の減少に努めていきたいと、こう考えております。また、現在の空き家だとか滞納額、新築関係の住宅でございますけれども、どうしても町営住宅使用する人は、申込者は所得の少ない人だと。これが政府としても低所得者のための住宅であるということが一般の住宅の新築でございます。また、所得が高い人は特公賃のように所得があっても入居できるという2通りの建築の方法がございます。いずれにしてもやはり入居者は使用料を納めていただくということを原則にして今後募集をし、指導していきたい。こう考えておりますので、ご理解いただくようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 町営住宅の今現在の空き家戸数のご質問についてお答えいたします。

町内には町営住宅6団地がございまして、刈合団地で空き数でございますが、4戸、下中平1戸、落合団地2戸、新下中平、いわゆる特公賃でございますが、1戸で合計8戸

の空きが今現在ございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○3番（室井亜男君） なし。

○議長（佐藤勤君） これで3番、室井亜男君の一般質問を終わります。

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田久美子、一般質問させていただきます。

まず、1点目でございます。県道高岡田島線、湯野上地区の街路灯についてご質問させていただきます。県道高岡田島線の一部、田代、湯野上寄上地区の児童生徒の通学路になります。歩道整備が完了し、危険が解消されたように思えます。しかし、今、秋から冬にかけては4時半、5時といいますと暗くなります。湯野上寄上地区には街路灯が湯野上、通称紫橋のもと10メートル程度でしょうか、そこに1基あるだけです。田代寄神地区までは1基もございません。途中、人家が出てくるところになってようやく明るくなります。今後、会津縦貫南道路建設に伴い工事関係車両通行増加が予想される中、交通事故等の発生が懸念されます。暗い夜道を下校する児童生徒だけでなく、観光客の方でも通行が見られます。街路灯がない真っ暗な歩道を歩かざるを得ない状況をどのように考えるのかお伺いいたします。

2つ目としまして、着地型ツーリズム推進事業についてお伺いいたします。平成28年12月の定例会一般質問に対し、私の一般質問です。原子力災害対応雇用促進支援事業の補助がなくても、町単独事業でも対応していく。事務局については、地域や実行委員会と協議していく。平成29年6月の定例会一般質問に対し、町の考えを整備するため、担当課の産業課に加え総務課も参画し検討を予定し、実行委員会や関係者と話し合いを進める。受け入れ先については十分に研究し、平成30年度にはスムーズに効果があらわれるように対応していくと答弁されました。その後、どのような研究がなされ協議されたのか、今後どのように対応されていくお考えなのか伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、県道高岡田島線、湯野上地区に街路灯の設置というご質問でございますが、基本的に道路管理者は街路灯の設置は行っておりません。橋梁やトンネルなどには行っておりますが、設置に関しては集落等で負担して設置していただくしかないと思っております。防犯灯ですと町の下郷町LED防犯灯設置促進事業補助金が該当いたします。現在、集落の要望に対して助成をしております。また、事業量、事業費が多い場合は宝くじコミュニティ助成事業の一般コミュニティ助成事業があり、今年度湯野上地区居平で実施予定となっております。なお、湯野上行政区からの平成30年度の重点要望事項で寄上地区街路灯設置についての要望が提出されておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、着地型ツーリズム推進事業についてのご質問にお答えします。本年6月定例会以降の対応状況でございますが、これまで各課の課長などによる下郷町企画推進会議を2回、8月31日と11月13日に開催し、観光推進を図るためには着地型ツーリズム推進事業をどこの組織で行うのがよいのかを協議してきたところでございます。会議においては観光窓口スリム化、観光事業の統合も視野に入れ、また町内観光施設の有効活用を図れることを考え、下郷町観光公社が引き続き事業展開していくことがベストではないかとの大まかな方向性を示しております。これを踏まえ、観光公社の副理事長、副町長、総務課長、産業課長で話し合いを行い、その後商工会を交えた担当者レベル協議も2回開催し、観光公社で実施していくケースでの事業費を含む事業内容など協議を行ってきたところであります。現在は、次の下郷町企画推進会議に諮るための素案を作成中で、今後内容等を再検討しながらこれに係る費用を30年度予算として計上していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、県道高岡田島線について再度質問させていただきます。

街路灯というと設置義務はないということによかったのですか、今の答弁で。私は、今そういうふうに受け取ったのですが、防犯灯であれば要望していったLED補助だとか宝くじだとか云々いろんな補助があるので、可能ということだったのか、もう一度その点だけ伺いたいです。

やはり明かりというのはいろんな意味、街路灯というのか防犯灯というのか、それはそのときによってもいろいろと要望のときの言葉の問題があるのかもしれませんが、街路灯として要望するのであれば、これは設置する義務がない。ただ、防犯灯であれば可能かもしれない。そんな曖昧なことでもいいのかどうかです。やはり県道であろうと国道であろうと町道であろうと、住民が住んでいる以上そこは下郷町の住民が利用する道路なのです。そんな中で真っ暗なところがあって、そこを児童生徒が通る。あんなところを歩けて言われたら、私も歩きましたけれども、嫌です。1度やはり5時過ぎのあの暗い中を皆さん職員の方、残業になりますかもしれませんが、一緒に歩いてください。本当にどんなところなのか、そういったところをきちんと見て、行政区から要望が出ているのであれば、では適切な指導をしてください。街路灯でだめなら防犯灯として。やはり暗いところでは犯罪が起きます。今回だっていろんな犯罪が起きて下郷町の名前も出ました。湯野上の名前も出ました。暗いところでは、やはりそういった防犯対策にもなる明るさを求める住民がいるわけです。そういったところを考えていただきたいと思います。湯野上橋から田代まで人家もないところを歩くのは、やはり子供たちに歩くと私は言えません。

それから、着地型ツーリズムにつきまして再度質問させていただきます。観光公社のほうでベストというような意見が出ているようですが、私の考えとしましては、観光というものは町全体が一つになり、どこにどう置くのかということだけではなく、観光と

いうものは町の考え、それから皆さん観光に携わる方の考え、やはり一本化していく必要があるのではないかと考えております。ですから、観光公社だけでなく町の観光協会、それから各部署にありました観光協会等も含めて、やはり担当課だけでなくそういったところの意見、そういったのも聞いていただき今後進めていただきたいなというふうに思います。

先日、イオンリテールというところが福袋を出すという、その中に大内宿をめぐり、なかやま雪月火を回ってというような福袋がイオンで販売されるそうです。こういった方が買うのか今から楽しみではあります。そんな中でなかやま雪月火も含め、そういったことも含め、やはり今動いているのは着地型ツーリズムのメンバーです。イオンリテールのところにも商工会のメンバー、着地型ツーリズムの方が行ってこういったことを宣伝しております。そういった町を含め宣伝している中でこの着地型ツーリズムの活躍というか、やはり必要なものでございます。そういったのも含め、担当箇所を決めるということだけでなく、どういう方向に進んでいくのかということも含め、町、それから観光を含めたメンバーも入れて協議していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田議員の再質問にお答えしたいと思います。

県道高岡田島線につきましては県が管理する道路でございます。ですから、基本的には管理者がそういうことをすればいいのですが、現在はやはり289号線もそうですし、121号線もそう、118号線もそうですが、行政区が防犯灯や街路灯ということで整備していただいて、そしてそれに町で補助金を出したり、そして事業量だとか事業費が多い場合は国の宝くじコミュニティ助成事業などに該当させて実施しているところでございますので、その辺はご了解いただかないと、どこにでもやっぱり欲しいのです、私は。そこばかりではないのです。ですから、その辺は行政区と協議しながらやっていくことが私はいいのではないかと考えております。

次に、着地型については最初の答弁で申したとおり、ご質問に答える中で、やはりこの事業は大切な事業です。今まで5年間やってきたものをなくすわけにいかないのです。ですから、庁内の推進会議で検討しているというような段階でございまして、関係機関にはその後意見を聞きながら進めていくことになろうかと思いますので、庁内の会議を開き、そして意見がまとまり次第そうした関係団体とまた調整をするということがやはり流れとしてはスムーズに流れるのではないかと。基本的には着地型事業につきましては、5年間の成果を考えますと、なくすわけにはいかないというのが私の考えでございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かに県道でございますので、県の管理になるかもしれません。湯野上の場合には今ほのぼの通りとあって、ちょっとオレンジっぽい、湯野上居平地区

にはついております。そのときには私たち寄上地区、大島地区のメンバーもお金を出してあちらは設置させていただきました。その後、大島も寄上もやりましょうという話がたしかあったような気がします。これ十数年前なのですが。そういった確かに行政区がお金を出して、金額が大きくなれば国のお金も使わざるを得ない、それはわかることではございます。ですが、ここ十数年やはり湯野上行政区からもその辺はずっと要望が出ていたとは思っています。ですが、やはりそれが適正な要望ではなかったのかどうかということになりますよね。だから、やはりきちんとそういった行政区に対する指導も必要なのではないかなと思いますけれども、どんな地域であっても確かに防犯灯、街路灯欲しいところはあるとは思っています。それはわかります。ですが、優先順位も含め、やはりきちんと進めていただきたいというふうに思います。

着地型につきましては、5年間の成果というのを認めていただいて、かなり進んでいると思いますので、今後やはり引き続きやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 街路灯あるいは防犯灯の関係につきましては、再々質問でもお答えしたように要望書が出てきたら順次優先順位を決めながらやっていきたいと思っています。国、県のほうに要望手続をしていきたいということにご理解いただきたい。

着地型については先ほど申し上げたとおりでございます。ご理解いただきたいと。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時01分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前11時10分）

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問させていただきます。

地域景観について一般質問させていただきます。今年の6月に景観形成事業基礎調査が予算化されましたが、自然や文化を観光とする下郷町にとって、ぜひとも必要な事業であると思っておりました。当事業は、2年間かけての調査と概要説明あったところですが、改めてどのような調査を行い、どのように役立てていくのか、事業の進捗状況はどのようになっているのか説明をお願いしますとともに、当調査の中には町振興計画の施策の一つでもあるサイン計画も含まれたものなのかお伺いします。

また、サイン計画にかかわることでお伺いします。近年の観光客のほとんどはマイカーの移動が主体で、道の駅しもごうエマットは関東圏域からの玄関口として大きな役割を果たしています。ここの駐車場にある大きな観光案内看板には町内の自然や文化の観光資源が数多く載っており、この看板を見ている観光客の姿がよく見受けられます。この案内看板は、大内宿や塔のへつりなど有名所の観光地へ訪れる予定の観光客が時間に

余裕がある場合など、その他の観光地を求めていることも決して少なくないと思われ、とても重要なものであると考えられます。ただ、この案内看板ですが、他の市町村の観光案内看板と比べると1つ足りないものがありました。それは、観光地を結ぶための距離や移動時間が記載されていないことです。現在の車社会はカーナビゲーションが発達し、目的地までの距離や時間は表示されますが、あくまで第1の目的地であって、その他の観光客をいかに町内に長時間滞在させていくのかを考えると、距離や移動時間の表示は必要です。町長がよくおっしゃる観光資源の点と点を結ぶということを考えれば、なおさら必要不可欠ではないでしょうか。観光客誘致のためにさまざまな施策が行われておりますが、それによって訪れたお客様のことを考えた細かい対応こそがリピーターや口コミで広まる最大の効果と思われませんが、町長のお考えをお伺いします。

以上1点、よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋議員のご質問にお答えします。

地域景観についてでございますが、近年全国的な状況を見ますと、幹線道路などにおいて美しさに配慮を欠いた雑然として、どこでも見られるような画一的な景観が見受けられ、歴史や文化、自然などの魅力を失わせる結果となっていると考えております。一度秩序を失った景観の回復は容易ではなく、長い時間を要することから、今後このような行為を未然に防止する取り組みが必要と考え、町景観計画を策定することといたしました。

ご質問にありました景観形成事業基礎調査についてですが、これは町の景観計画を策定するに当たり、自然や歴史、観光などの景観資源の調査、アンケートによる地域住民の意向把握など予定しております。進捗状況については、景観資源の調査については実施中でございます。地域住民の意向把握については、来年1月に実施できるように現在準備中でございます。2カ年目となる来年度につきましては、今年度を実施した基礎調査を受け、関係団体との代表者や有識者で構成する景観計画策定委員会においてご意見を賜りながら、町景観計画の策定を進めていきたいと考えております。

また、サイン計画についてですが、自然景観との調和のとれた看板や標識などを整備することにより、公共施設や観光地へのアクセスを容易にし、観光交流の振興にもつながるものと認識しております。今後、町景観計画の策定を進めていく中で同様に検討を進めていきたいと考えております。

また、道の駅に設置した観光案内看板ですが、まさしく次の観光地への距離の表示もなく、観光客の皆様への配慮、いわゆるおもてなしの心が少し欠けていたと感じますので、小椋議員からのご指摘等を生かしながら対応していきたいと存じます。

また、今後のサイン計画を初め、いろいろな事業展開においてお客様目線、きめ細かな対応に心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

6 番、小椋淑孝君。

○6 番（小椋淑孝君） ありがとうございます。これから本格的な調査、計画を立てるということでわかりました。

1 つ、もう一点聞きたいのが、看板類とかはよくわかります。確かに車で移動する際はやはり看板類を見て移動するのがメインだと思うのですが、景観形成ですと看板以外のものも含むのかどうか。例えばなのですが、電話の線があつてちょっと写真を撮るのに邪魔になるようなところがあったりとかもするというふうに言われているので、そういうところはどのようにするのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほどの質問でございますが、看板だけではございません。

町並み、それから自然も含めて景観計画の中には入るということでございますので、来年に向けて現在は基礎調査ということを実施しておりますが、まずこの景観計画をどうということかということを理解していただくということも大切でございますので、行政区長を初め関係の団体さんを入れまして周知徹底を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

6 番、小椋淑孝君。

○6 番（小椋淑孝君） もう一点だけ。アンケートをとると言ったのは町民全員なのか、各行政区の区長だったり、代表だったりするのか、その辺だけもう一度お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 町民全体にはならないかと思えます。抽出してアンケートするというような形になると思いますが、行政区長さんにアンケートするということではないと思えます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○6 番（小椋淑孝君） はい。

○議長（佐藤勤君） これで6 番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） 5 番、湯田純朗、一般質問させていただきます。

3 点ほどございます。まず初めに、町長の4 年前の選挙公約及び今回の選挙公約についてご質問申し上げます。4 年前の町長の選挙公約について、小学校入学祝金3 万円の支給、給食費の3 分の1 の補助、タクシー券の交付、農業機械等の購入時における利子補給、農産物納品手数料の減額等、どれをとっても町民が非常に喜ぶものでございます。特に町長の給与50%カットは、町民の絶大なる支持を取りつけたと思えます。

さて、今回の町長の公約は、まず第1 点目としまして小学校入学祝金から中学校入学祝金に拡大すること、同じく小中学校の給食費を全額補助すること、いずれも公金を支給することで、ある面では誰でもできることでございます。特に町を立て直すという公

約では、前回は湯野上温泉会館、今回は多目的交流施設湯野上の整備ということでございますが、雇用面では企業立地団地計画、既存企業への支援、農林業面では農産物直売所の新設、農業生産法人の組織化等、町財政からの大きな支出を伴うものばかりでございます。前回の公約に町民に感動を与えた公約がありました。それは、町長の給与50%の減額。当時のその根拠を町長さんはこのように申しておりました。町民の幸せを実現することが私に与えられた命題であります。さらには入学祝金の助成、学校給食費の一部補助をしたいという考えから私が決断したと発言しております。今回の公約に町長給与50%カットというものはありませんが、何かの間違いなのか、町長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、小学校統合についてであります。平成28年9月定例議会において、町内児童生徒の減少、学校施設の老朽化、維持管理費増大等の観点から早期に統合を進めるべきとご質問いたしました。町長の答弁は、地域コミュニティの衰退、環境の変化、通学距離の負担、そして小さな学校での長所を生かした教育、さらには公共施設の有効活用等、多目的管理計画を作成中であり、この計画ができたなら一律に行うものではなく、予測しながら十分に慎重に検討していくとご答弁をいただいたように記憶しておりますが、今回新たな名称として下郷町公共施設等総合管理計画なるものを先日いただきました。公共施設のうち小学校や中学校、給食センター、教員住宅など26棟、最も古い建物として下郷中学校、昭和47年12月建築でございますが、耐震改修が檜原小学校、下郷中学校とあります。小中学校の施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら改修、更新も含めた今後の施設のあり方を検討すると明記されておりますが、今小中学生の児童生徒の数を考えた場合、早急に統廃合等を検討する協議会等を立ち上げなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

最後になりますが、会津下郷観光循環バスについてであります。9月の定例議会におきまして質問しましたが、8月末時点での利用客数269名、収益が16万6,130円とお答えいただきました。この件について最終的にどのような結果になったのでしょうか。その結果はどのようなものだったのでしょうか。問題点はなかったのか。平成30年度においてもこの会津下郷観光循環バス事業を実施するのかしないのかをお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

初めに、町長の4年前の選挙公約及び今回の選挙公約についてでございますが、1期目は愛する郷土に新しい風を吹き込ませる必要性を痛感し、地域の特色を生かし、活力ある町、安全安心で健康で暮らせる住みよい町、思いやりのある教育と文化の町を目指し、町民の皆様と約束した8つの公約を着実に実施できるように取り組んできたところでございます。その1つとして町長給与50%カットについて公約してきたところであります。本町も少子高齢化、過疎化など進行し、11月1日現在の人口は5,856人、高齢化率40.98%となっており、厳しい状況は進行しております。このような中、1期目で町民の

方々とお約束してきた公約は、町が活気づく町づくりを目指したもので、高齢者タクシー助成、小学校入学祝金、小中学校給食費 3 分の 1 の補助、農産物納品手数料の補助など、子供の養育や町民の生活基盤など施策を推進し、それらが確実に町民の方々の生活に根ざし定着してきているところでもあります。2 期目につきましては、町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷を目指し、さらに充実すべき高齢者福祉、子育て、農業などの振興や雇用、観光などを公約としてまいりました。提案理由で申し述べたところではありますが、町民の方々と行政が協働して全国に誇れる下郷町をつくり上げていきたいと考えております。そのためにも町民の方々とお約束をした公約の一つ一つ誠実に実行し、堅実に実行していくため、補助事業などをしっかりと国、県、そして関係機関との連携を図りながら町づくりに取り組む考えでございます。

なお、1 期目の任期期間中の町長給与について、町長の給与の特例に関する条例で 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額としておりましたが、今回平成 29 年 9 月 29 日で 1 期目の任期満了となりましたので、時限法の規定により本来の給与となっているところでございます。

2 点目の小学校の統廃合についてでございますが、下郷町公共施設等総合管理計画に記載のとおり、教育関係施設は小学校を初め多くの施設を有しており、今後維持費については改修、更新などの多くの費用が見込まれます。教育施設の耐震改修については、檜原小学校体育館は平成 27 年度、下郷中学校校舎及び体育館は平成 25 年度に改修が済んでおります。檜原小学校校舎は、耐震診断の結果、強度があるという判断をいただいております。ついては小学校の統廃合についてでございますが、子供たちの学びの質が大事であると考えております。集団の中で切磋琢磨した学習、社会生活性を高めることや小規模校によるきめ細かな学習など、統合によるメリットもデメリットも考えられます。また、子供にとっては学習環境が変わることや通学時間が長くなるなど負担が大きいことも心配されます。小学校は、その地域のコミュニティの核であることも考えなければならぬと思います。いずれにしても地域の実情に応じて教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を今後も慎重にして継続的に検討していきたいと思っております。何よりも教育効果を優先にし、子供たちがよりよい環境で学習することが大切だと思います。現在は、テレビ会議システムや他校との合同事業、交流を図る体験活動や行事などに取り組み、それぞれのよさを生かしながら教育実践をしております。

次に、会津下郷観光循環バスについてでございますが、11 月 19 日で 70 日間の運行が終了し、利用者数は延べ 732 人と報告を受けております。会津乗合自動車株式会社との委託契約では、輸送実績の報告は 12 月 25 日までとしていますことから利用人数も確定した数値ではありません。運送収入においてはまだ整理されていないことですので、理解をいただきたいと思います。今年度の運行による効果でございますが、運送収入が確定しないことから費用対効果などの評価はまだですが、延べ利用者数 732 人のうち 10 月が 277 人、11 月が 116 人と運行後半の利用者が増えていますことを考えますと、観光キャンペーンなどで行ってきた周知、PR 効果が徐々にあらわれてきたのではないかと分析するところでございます。また、700 人ほど各観光施設に乗降していますので、バス運行

によるある程度の経済効果も生まれたのではないかと思います。ただ、養鱒センターや中山、金子牧場、ジイゴ坂学舎などの乗降が他のバス停より少ないことが課題として残っております。今後さらに結果を関係機関などと分析し、利用向上が図られるよう2次交通としての循環バスの運行を検討する考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） まず、第1点目の町長の公約について再質問させていただきます。

当時、今先ほど私質問の中で申し上げましたが、町民の幸せを実現することが私に与えられた云々と申しました。その当時、月額多分、今はわかりませんが、町長給与が75万7,000円と、特例でこれが37万8,500円になるということでしたよね。この4年間でもろもろ合わせると大体どんなふうになったのですかね。約4,000万円近くは減額ということになります。これは、町長の新しい今任期の公約でございますが、平成30年からの入学児童の入学祝金、小学生、中学生合わせますと大体合計64人と。これが4年間ですと280人で840万円です。それから、給食費の全額補助であります。これも4年間で4,250万円です。タクシー券、これ毎年、確定はしていませんけれども、大体750万円前後ですから、それも4年間で3,000万円。今申し上げた分だけでもトータルしますと8,090万円です。前期の場合は町長さん、自分の約4,000万円近く減額して公約のものに使うという趣旨のもので多分発言されたと思いますが、今回は町長のこの公約だけでも、多分これ交付金とか何かございませぬ。町単独事業になりますから、そうすると大体8,090万円ぐらいになるのです。私、ちなみに給食費ですか、これ南会津郡内調べさせてもらいました。全額補助というのはどこもありません。檜枝岐だけが6割補助ということでございます。

あとそれから、1期目の給与50%という公約は継続できなかった、やらないという、もう一度理由を簡単に結構ですから、お述べください。

それから、小学校統合についてでございますが、今ほど町長の答弁にありましたメリット、デメリットも考えられるということです。例えばどのようなものがありますか。私ちょっと想像が付きませぬけれども、もしわかったらお聞かせください。

それからもう一つ、学習環境が変わることによってどのような影響がありますか。通学時間が長くなると言われましたが、例えば枝松から下郷中学校まで、あの近辺まで来るとすれば大体30分なのです。この時刻表によると大体30分です。それほど負担が大きいとは思えませんが、どうなのでしょう、そこら辺。

あと町長が、先ほど答弁にもありましたけれども、一番ウエートを置いている部分というのは地域コミュニティの核であるということをおっしゃっておりますが、私は地域のコミュニティというのは社会通念上、通り一遍で言いますと消費、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り等にかかわりながら住民相互の交流が行われている地域集団と、こういうふうに私は解釈しているのですけれども、そこに小学校がなければ今申し上げたような地域コミュニティで行われる各種イベントや地域の催し物

ができないということは僕はないと思いますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

あと、最後のほうで町長の発言ありましたが、教育効果を優先ということでありますが、その教育効果というのはどのようなものですか。お聞かせいただきたいと思います。

あと、私檜原小学校に孫を出しておりますが、例えば30年に何人しか入学生がないということを申し上げましたが、30年に檜原小学校を申し上げますと男子2名、女子が9名、11名です。男子2名のうち1名が檜原駐在所、多分その警察官のご子息だと思います。これずっと6年までいないわけですから、いつ転勤になるかわからない。そうすると、男子生徒1人になります。例えばこのままずっと行くと6年まで1人なのです。こういうことを考えますと、学校教育現場で1年から4年生ぐらいまでは男も女も大して変わらないと思いますけれども、5年、6年になるとなかなか難しいのではないかなというふうに私は考えます。私年号はわかりませんが、昔分校を廃止しましたよね。その状態と多分私は今の状態が同じではないかなと思うのです。多分あの当時、分校を廃校するとき七、八年ぐらいかかったはずですよ。ですから、町長、今からそういうものを立ち上げて七、八年はかかるわけですよ。あなたがこれから4年間町政をつかさどっていくわけですから、当然将来に向けて今からそういうことを進めていかないと次の世代にはもうどうしようもなくなるわけですよ。

ちなみに、また私檜原小学校のこと申し上げますけれども、6年後の平成36年、入学者ゼロです。男も女もゼロなのです。あと6年後、旭田小学校は7名、江川小学校が5名、檜原小学校ゼロです。もう10名の時代なのです。十二、三人しかいないのです。それで、私がいつも再三、何回もしつこく申し上げますけれども、地域コミュニティの云々とか、そういう時代や問題ではないのです。私が思うには、3つの小学校をどうするのだということになりますと、町長が今年、今任期中考えている企業立地なんていうのは小学校の跡地利用したら何でもできるわけですよ。造成もしなくて、買収もしなくて済むわけですよ。あるものをどういうふうに処分してどういうふうに利用するか、ないものをどうするかというのを、そういう話の順序ではないかと私は考えるのですけれども、いかがでしょうか。まず、あるものをどうして、それをどういうふうに活用するのだと、なければならないでどういうふうに使うのだと。私、湯野上温泉会館でも話しましたがけれども、やっぱりそういうものをして、ないものはつくっても別に私は反対しません。

それから、3番目の循環バスになりますけれども、これ私ずっと毎日うちにいるものですから、田島から乗ってくるのはわかりませんが、必ず田島から来たやつは下郷駅に回ると。ですから、田島で乗ったお客さんが私の前通っていくのは、下郷駅から乗ったお客さんが通っていくのとそれは色分けしていませんから、ジャージ着ていませんからわかりませんが、田島から多分乗ってくる循環バスというのですか、これについては私はある程度、ちょっと数字的には少ないですけども、効果があったのかなというふうに考えております。北循環というのですか、田島駅発から田島に帰るというやつ。田島から中山、大内、塔のへつりを回って田島へ帰ると、これについては多分結構よかったのかと私は思います。このコースが多分乗車率が一番よかったのかというふうに考えております。ただ、私バスの運転手さんにも聞いたわけではないのですけれ

ども、ずっと見ているのですけれども、下郷駅から大内に行く、これも田島からと同じですけれども、下郷駅から南循環というのですが、これでいうと養鱒公園、金子牧場、観音沼森林公園、こうするわけです。これがあるわけですから、これは私大げさに物申すけれども、ほとんど乗っていません。ここら辺をどういうふうに、来年度、平成30年度予算にはまたもちろん上がってくるのでしょうかけれども、やっぱり検討すべきではないかなと。この下郷駅から金子牧場から観音沼へ行くのを私ずっと見ていて、大体5月、11日間ぐらいで五、六人しか乗っていませんから。6月から9月まではほとんど、99%と言っていいほど乗っていません。大げさに物を申しますけれども。まさに空気バスです。空気を運んでいるバスなのです。私ただやればいいのかではなくて、最初はやむを得ませんけれども、試行錯誤ですから、仕方ありませんけれども、2年目になったらやっぱりよく検証してやらないといけないのではないかと思います。まして来年3年目です。ただやりっ放しというのは非常によくないと思います。やっぱり町の税金を使っているわけですから、しっかりとした企画検討が必要不可欠ではないでしょうか。

以上で再質問終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員の再質問にお答えしたいと思います。

1期目で実施しました町長給与50%カットが2期目で公約継続しない理由はなぜなのかという質問でございますが、平成29年9月29日をもって1期目の任期満了となりましたので、時限法の規定により本来の給与に戻っているわけでございます。公約には入っていませんけれども、いろいろな観点から私が考えるべきものだと思っていますので、その辺については私が今判断する段階ではないので、今後この給与カットについての検討は私自身が考えていきたいと、こう考えております。

それから、小学校の統合の理由、デメリット、メリット、ここでは私が答弁した内容についてもいろいろメリット、デメリットもあります。それから、地域コミュニティの問題、それから教育効果、これいづれにしても議員さんがおっしゃっている内容につきましてはこれから教育委員会等で地域の人たちと協議をするとか、あるいは教育委員会の中で協議をするとか、いろいろやり方があろうかと思いますので、その辺を私は行政として考えながら、トップとして考えながら教育委員会との調整を図っていきながら、メリット、デメリット等については教育委員会のほうで精査しながらお答えすると思いますけれども、いづれにしてもこの小学校の統合に関しては慎重に慎重を期して考えていかなければならない問題だと思っていますので、ご了解いただきたいと思います。

それから、観光循環バスについては乗降の結果が出ましたが、歳入歳出の関係はまだ確定しておりませんので、さらに関係機関として分析をしていきたいと思いますが、町として。そして、2次交通としての循環バスの運行についても再検討していく考えでございますので、1回目の答弁と同じく循環バスの運行の検討をする考えでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） これ以上給与の50%カットは言っても町長の考えは今そうでしょうか、これ以上は質問しません。

それから、一番私が本当に心配しているのは小学校統合です。少子高齢化である少子、これからどこでも日本中そうです。少子化もそうでしょうけれども、この前11月25日の福島民報新聞に県立高校の100級減というのが大きく見出し出ていました。学力の維持、向上には見直しが必至と判断し、小規模高校は統廃合を進めるという内容が記載されておりました。生徒の学力を維持し、地域を牽引する人材を育成する。少子化が進むと切磋琢磨する機会が少なくなり、向上心が損なわれる、学力が低下するなどの弊害もあるというふうに判断したと書いてございました。私はまさにこのとおり、これ下郷だってそのとおりですから。南会津郡は、学力テストが行われたと思いますけれども、非常に悪い。まさに私が福島民報新聞をちょっと簡単に朗読しましたが、その一部です。やっぱりもちろん地域のコミュニティも大事でしょうが、その地域のコミュニティを誰が中心でやるのですか。地元の老人とか高齢化社会に対するコミュニティですか。私は、あくまでも教育ということも、やっぱり子供の教育、将来性を大事にしていかなければならないのではないかと考えております。現実には、私楡原地区に住んでいますから、楡原小学校父兄ともいっぱい会います。そうすると、やっぱり心配しているのです、こういう数字を見せると。しまいには、昔江川地区でありましたが、複式学級になってしまいます。小さな学校で世界一すばらしい教育って、それは理想論でしょうけれども、なかなかこれはこの子供が大きくなって、将来社会に出ていくことになって競争心がなくなってしまう。臆病になってしまいます。

それから、最後の質問ですけれども、これ教育長にお答えいただきたいと思うのですが、こういう問題を、毎月毎月教育委員会定例会開催されているわけですよね。そういうときにこういう課題というのは出てこないのですか、話。全く出てこない統合というこれは、そうやって心配するような、そういうような懸念するような意見が出されませんでしたか。もし出されていなかったら結構ですけれども、出たらそれを町長さんとかどこかにそういう結果をお話ししているのですか。そこら辺をお聞きます。

以上で終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号5 番の湯田純朗議員の再々質問にお答えします。

小学校の統合の関係の再々質問ですが、やはり地域の考え方、教育委員会の考え方、それから保護者の考え方を聞きながらこの統合の問題については慎重に慎重に検討しなければならないと、こう思っていますので、まず教育委員会のほうの考え方等を整合性のある町として説明ができるようにするためにはあらゆる時間、あるいはあらゆる考え方の方の意見を聴取しなければならないと考えております。

統合問題について町長に何か教育委員会から話があったのかということについては、教育長がご存じだと思いますので、答弁させていただきますので、とりあえず教育委員

会としての考え方と、あるいは地域の考え方と保護者の考え方もいろいろ聞きながら慎重に慎重に期していくことが大切であると思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 5番、湯田純朗議員の再々質問についてお答え申し上げます。

湯田純朗議員がおっしゃいましたように教育というのは子供の将来性を大事にしていることが本質ではないかということでございました。私も全く同意見でございます。教育委員会の定例会におきましては、下郷町の子供の学習の場としての学校の機能を高めて子供の教育条件をよりよいものにしていくという教育的な観点から毎月話し合いを進めているところでございます。また、平成27年の1月でございますが、文部科学省は60年ぶりに学校の統廃合についての議論をする際の手引きを見直しております。これが大きな話題になり、通知されました。本町においてもそのような社会状況についても話し合いを進めてきているわけですが、教育委員の皆様の方々の先見的、幅広い意見をいただきながら、毎月とは限りませんが、その話題は定例会の中でも、統廃合ということよりも、まず子供にとってよりよい教育条件は何かということを中心に統廃合も含めて話し合いを進めてきているところでございます。現時点におきましては、集団の中で教育を行うことの効果、そのメリット、デメリットについては町長が申し上げたところでございますが、今定例の教育委員会の中では文献やレポートなどの文献の研究を進めているところでございまして、それが整理できましたらば総合教育会議などで町長とも話し合いを進め、調整していきたいというふうに考えているところでございます。ただ、これはまだ教育委員会の中での話題でございまして、今後町長が申し上げましたように保護者、地域、そういった方々の思いもございまして、そこら辺も含めて慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 教育委員会の会議の中で学習面も含めてということで今答弁ありましたけれども、私聞いているのはそういう統廃合についての話が出たかで、もう一回確認したいです、そういう議題になったことがあるのかどうか。お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育長（渡部岩男君） 定例教育委員会の中でそういう話題も出ております。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤勤君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

少々時間があるようですけれども、ただいまより休憩します。（午前11時55分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2番、玉川邦夫です。一般質問通告どおり今回4項目からご質問させていただきます。風邪を引いている真っ最中なものですから、聞きにくい点多々あるかと思いますが、お許してください。

まず1つ、大きな柱、町民の負託に応えた町づくりの構想についてご質問をいたします。町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷町を目指して高齢者福祉や子育て、農林業の振興や雇用、観光に力を入れたまちづくりに取り組んでまいります。そのために3年目を迎えた第5次振興計画を基本として、住民と行政の協働が必要不可欠ですという2期目に当たっての力強い星町長の所信表明をしっかりと受けとめ、実効性のある町づくりを目指していかなければと私自身も意を強くしたところです。

そこで、町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷町に向けた政策について、行政の透明性、町民目線の行政、高齢者福祉と子育ての充実という視点からもう少し具体的に伺いたいと思います。その1つとして、最近大事な提出議案があるときには議会開会1週間前くらいに広く町民に予告する、そういった市町村が増えているように思います。ぜひ本町でも検討していただきたい。そうすることによって目的を持って議会の傍聴する町民も増えてくるでしょうし、行政の透明性、町民への信頼性にもつながっていくことと思います。町長のお考えを尋ねます。

2つ目、対話が基本ともうたっています。ぜひ若いメンバーと下郷町の未来を語るプロジェクトを立ち上げ、新鮮で柔軟な発想を町政に反映させていただきたい。それこそが若い力を育てることです。若者たちに明るく元気な町づくりを託してみませんか。

3つ目として、子育て政策イコール未来への投資の考えは町長も同じだと思います。再度積極的な政策を期待します。例えば高校教育は今義務化になりつつあります。食費や教材費、通学費等が非常にかさむときです。もっと高校生に目を向けた助成金の見直しをする時期ではないかと思われます。さらに、英検、数検、歴史検とさまざまな検定、資格試験に挑戦させるなど、自主的に頑張る子供にチャンスを与え、町がそれを支援していく、そうしたことが学力向上策としても大切と考えます。

4つ目、町の魅力を広く発信する最大の手段は誰もが知っているホームページです。もう少しウェブサイトのリニューアルを図って読者を引きつけるような構成、もっとアクセスしてみたくなるような構成、さらには住民の知りたい内容をわかりやすく検索できるような構成にしていきたいと思います。今回示された公共施設等総合管理計画などの取り組みもPDFで自由に閲覧してもらえるようにこれは当然すべきである。以上4項目について町長の考えを伺います。

大きな2つ、企業誘致に向けた協働の町づくり。企業誘致に関しては、行政も一生懸命取り組んでおられますが、いまだによく見えていません。地方創生有識者会議も2回ほど持たれたようですが、それぞれが自分の思いを出し、方向性のないまま終わっている、そんな話も聞いています。また、町が事務局になっている地元企業との懇談会もここ数年は機能していないのが実情です。さらに、3年前には5人のふるさと大使を委嘱し、町の宣伝だけでなく、町づくりへの提言や企業誘致の情報提供等の協力をいただく

ということですが、一向に話題に上がってきません。本町の企業誘致が一向に進んでいないのはどこに課題があるのか。生の声をしっかり私たちに届けていただき、一緒に考えていくことが町長の願っている協働による町づくりだと思いますが、町長のお考えを伺います。

大きな3つ目です。下郷町の観光政策について。12月3日、4日付で福島民報に下郷の観光が取り上げられ、下郷町すごいねという電話までいただき、返答に困るほどでした。その話題になった記事から2点ご質問いたします。1つ目、「大内宿 欧米からの誘客強化」、こういう見出しです。着地型ツーリズム推進実行委員会が主体になっての訪日外国人向け旅行会社BOJとの連携事業のようです。ぜひ祭りの花火で終わらないよう、行政側も全面的なバックアップを期待しています。そこで、運営では現在商工会に委ねている部分が多いわけですが、今後この着地型事業を行政としてどう推進させ、人的配置をどう図っていくのか、町長のお考えを伺います。

2つ目の記事です。「観光「差別化が必要」カナダ県人会長佐藤さんが提言」、こういう見出しです。私も過日、同じ旭田地区出身ということでじきじきにお会いし、お話を聞く機会がありました。北米での温泉経営を手がけた実績からのすばらしい経営学を学ばせていただきました。そこで出てきたのが差別化が必要という言葉です。外国では林の中を歩いて訪ねる露天風呂が人気を集めているそうです。少々不便でも人工物のない露天風呂や里山をたどる道、トレイルなど、自然を生かした町づくりに価値を見出していくことが下郷町の温泉経営にも大切だと話されました。町長は、この記事に触れてどう思われましたか。また、2期目を迎えての町長が描く湯野上地域整備構想を聞かせてください。

最後の大きな4番目の柱で農業政策についてであります。農家の方々が今最も不安に思い、かつ町長に熱い期待を寄せていることは、次年度から始まる米の生産調整廃止に向けての町行政の対応です。農業経営者も高齢化し、新しいことを始めることにかなりの抵抗があります。この制度を周知していくことも大変です。だからこそ本町の基幹産業であるこれからの農業経営について、相談役としての丁寧な対応が行政に求められます。今までの農業再生協議会は、重要な役割を占めてきたということで存続するようですので、行政と各種農業団体が連携しながらその地域に合った作物の生産向上を図り、安定した取引の中継ぎをしていただきたいと思います。町長が掲げた公約に農業生産法人の組織化があります。農業が減少する中で農家の人々にとっては安定した収入、実態に応じた政策を切に願っています。多くのハードルが待ち構えていることと思いますが、その事業をどう形にしていくのか、もう少し具体的に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

大きな1つ目の町民の負託に応えた町づくりの構想についての1つ目の提出議案の町民に対する予告についてであります。まず議員がおっしゃるとおり、議会開会前に提

出議案をホームページなどで周知されている市町村は全国的に増加しているように感じます。しかし、本町の提出議案の取り扱いについては議会軽視とならないように細心の注意を払い、担当課長への議案書配付も議会運営委員会終了後に行っている状況であります。また、会津管内の提出議案の町民に対する予告状況を今定例会前で調査したところ、会津管内17市町村の状況は、1つ目として議会スケジュールが17市町村中12市町村が掲載、2つ目として一般質問は17市町村中10市町村が議員名、質問事項を掲載、3つ目として玉川議員の質問の提出議案の予告は、17市町村中掲載されている町村はありませんでした。しかし、議会スケジュールの中で議案の件数や主な議案といった形で掲載されている町村も4町村ほどありました。

次に、2点目の対話が基本に関することについてでございますが、町政の執行につきましては第5次振興計画にも掲げてありますように、美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷の実現に向け、町民の皆様方と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働の精神に基づき住民本位の自立した町づくりを進めていくこととしております。また、住民、行政、民間で町政に関するさまざまな情報を共有する機会を設け、新たな行政運営、町づくりの可能性について検討し、住民の声を反映する広聴広報の強化に努めていくこととしております。既に町民の皆様からは、日ごろからのさまざまな形で町政に対するいろいろなご意見をいただいておりますし、また行政区からも重点要望という形で協力いただき、可能な限り施策や事業へ反映させております。玉川議員の提案の下郷の未来を語るプロジェクトにつきましては、若者の感性や新たな発想、意見やアイデアを町づくりや町政に反映させる取り組みとして捉えるとともに、地域活性化政策の一つの有効な手段として考えております。現実問題として就職や進学を機に下郷町を離れる若者が後を絶たない状況で、人口減少対策として若者が定住し、移住したくなる地域づくり、あるいは交流人口の拡大に向けた魅力的な町づくりに向けた政策提言は必要であると認識しております。今後とも町政に対しまして若者の意見や発想を町政に反映させる仕組みづくりを進め、理解と関心を深めていただきながら協働の町づくりの実現を目指していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

次に3点目、子育て政策、未来への投資に関することについてお答えします。高校教育については食費や教材費、通学費について、保護者の皆様の負担軽減として町で設けている施策としては、自主的に頑張る子供にチャンスを与えるために下郷町奨学金があります。高校生は月額1万3,000円となっておりますが、現在残念ながら利用者はおりません。また、中学校では学力向上策として、南会津学習サポート事業の一環として英検受験の費用の全額負担、1回3,400円、そのほか町独自としましてQ-Uテストを年2回、NRTテストを年1回、細かな診断のもと、学級づくりのもとに一人一人の学力向上に取り組んでいます。また、夏休み学習合宿として中学3年生を対象に那須甲子自然の家で2泊3日の合宿を実施し、今年度からは学びのスタンダード事業の県指定を受け、教員2名の加配を受け、町内小中学校4校で取り組んでいるところでございます。

次に、4点目の町ホームページに関することについてですが、現在の形式になって5年目を迎えましたが、残念ながらスマートフォンや多言語などには対応していないのが

現状となっております。国ではホームページなどで提供される情報機能を誰もが支障なく利用できることを推奨しており、インバウンド対策の面からも早急な対応が必要と認識しております。今後は高齢者、障害者、外国人など年齢や身体的制約、利用環境など関係なく、全ての方が利用しやすい魅力あるホームページとなるよう検討を進めていきたいと考えております。また、下郷町公共施設等総合管理計画につきましては、町ホームページからPDF形式などにより閲覧及びダウンロードできるよう早急に整備していきたいと考えております。

次に、大きな2点目の企業誘致に向けた協働の町づくりについてでございますが、まず地方創生有識者会議として、方向性については企業誘致をする上では工業団地の造成は必要な施策である。町で専門の方の意見を聞きながら検討するよう政策提言をされております。また、協議の中において既存の企業も慢性的な労働不足を認めないし、新たに企業を誘致した場合はさらなる労働力不足の懸念、また本町では観光、農業を基幹産業としているため、景観などについても配慮しなければならないなどの提言がなされております。さらに、企業誘致に関しては新しい仕事の創出を推進するため、国道289号や開通予定の会津縦貫南道路などの優位性を生かし、下郷町の魅力をPRしながら企業を受け入れる体制づくり、企業立地条件の見直し、支援制度の充実などを進めるということなどの意見があったところであります。地元企業の意見交換会については、平成27年12月に開催して以来行っておりませんが、企業の現状把握や将来像について共通の理解を図ることは非常に有効な手段と考えます。開催や時期については企業と連携し、今後検討していきたいと考えます。さらに、下郷ふるさと大使については、町の宣伝活動やイメージの高揚、町勢発展に関する情報提供などの役割がございますが、町づくりに関しても今後協力をさせていただきたいと考えております。

町内の就業者数は年々減少しているだけに、町内に新たな雇用の創出を図ること、また就業者の減少の抑制を図ることは重要な政策の一つであると認識しております。企業誘致については、専門家の指導のもと、関係機関と連携、共有、調整を図りながら就職応援や補助金制度の見直しを進め、さらに既存企業への支援等についても必要な施策を講じたいと考えております。

続いて、大きな3点目の下郷町観光施策についてのご質問にお答えします。まず、1点目の着地型ツーリズム推進に関するところでございますが、先ほど10番、山名田久美子議員の答弁内容に重複しますが、改めてお答えさせていただきます。これまで商工会で行っていただきました着地型ツーリズム推進事業の重要性は十分に承知していることであり、今後も引き続き事業継続、発展させて本町の観光推進を図っていく所存であります。その推進体制は、観光窓口のスリム化、観光事業の統合も視野に入れ、また町内観光施設である物産館や養鱒センターなどの有効活用も考慮すると、下郷町観光公社にその役を担っていただくことがベストであると考えております。また、報道にありました外国人誘客事業についても外国のお客様、日本のお客様に喜んでいただけるよう一過性に終わらない観光推進を行っていききたいと思っております。

次に、2点目の観光差別化に関するところでございますが、私も26年8月と今

年の2月にカナダで温泉開発をされている小松川出身のマイク佐藤氏とカナダの温泉事情や露天風呂の魅力についてお話をする機会がありました。自然を生かした露天風呂づくりの魅力、自然景観とマッチした温泉地づくりなど、佐藤氏が長年にわたり温泉開発に取り組んできた成果や経営手法について話し合いを行い、温泉観光について理解を深めました。湯野上地域の温泉経営や地域づくりにも生かすことができないかと改めて認識したところでございます。

ご存じのように湯野上温泉は7カ所の源泉があり、湯量も豊富で古民家と旅館民宿がコンパクトに点在する温泉街、天然温泉かけ流しの湯として広く知られており、湯野上地域の約140戸に給湯しております。古くから温泉場として人口の集積が図られてきた湯野上温泉地域ですが、宿泊者の減少や後継者不足問題、旅館民宿の廃業などにより地域に危機感が広がってきております。こうした現状を踏まえ、湯野上温泉の魅力や活用方策を整理し、策定したのが湯野上地域整備基本構想及び構想に基づく湯野上地域整備基本計画でございます。湯野上温泉については、ほかの温泉地にはない歴史や魅力、あるいはブラッシュアップ化が可能な資源を多く有しています。その一つの取り組みが湯野上地域整備基本計画にありますように露天風呂の再生構想だと考えます。開放感あふれる四季折々の風景が楽しめる源泉かけ流しの露天風呂は、オンリーワンの温泉づくり、観光地のシンボルとして佐藤氏の言う観光差別化につながるものと考えております。

次に、大きな農業政策についてのご質問でございますが、まずご指摘のとおり米の生産調整目標、いわゆる減反政策につきましては現政府の方針により平成29年度をもって廃止となります。これにより農家ごとの面積の制約がなくなり、自由に作付が可能となりますが、経営所得安定対策交付金の1反当たり7,500円の米直接支払交付金も廃止になる状況であります。町でも東北農政局など国への要望には代替えとなる新たな交付金の設置や本町のように中山間地の小規模農家への補助金の創設などを訴えておりますが、次年度以降、転作作物への交付金は継続される予定ですが、新設の交付金などは不透明なのが実情であります。本町の農業振興につきましては、高齢化や担い手不足の深刻さがあり、遊休農地を増やさない意味でも各農業者の皆様に農業委員会のご意見をいただきながら、今後も丁寧かつ柔軟な農業政策の対応に努めてまいりたいと考えております。

一方、町農業再生協議会では平成26年にがんばる農業支援事業補助金を創設し、きめ細かな農家支援を目指し、事業を展開してまいりました。今後とも小規模農家や再生協議会を初めとする関係各位のご意見、要望をお聞きしながら営農推進事業に取り組んでいきたいと考えております。

また、このたび公約の一つに掲げました農業法人の組織化でございますが、農業人口の減少や後継者問題など、今後の農業環境の厳しい状況を鑑み、町が主体となって一農業経営体、いわゆる農業法人として農業経営に参画し、各農業団体や農家さんと連携を図りながら本町の特性を生かした組織を目指し、農業振興の一翼を担っていこうとするものであります。具体的には地域の特性を生かした農産物の生産や農産物のブランド化、加工品などの開発、販売促進を推進し、農業生産者、農協販売事業者が一体となって農業経営所得の向上を図るとともに、本農業法人を通して町の農業後継者の育成や農作業

の受委託などをあわせて行うことができればと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） では、再質問させていただきます。ありがとうございました。

1番の①、これは私たち議会側との話し合っている部分もあるのかなというふうに思いますけれども、我々も前向きにいかねばならない。そんなことで、可能であるのはホームページなどで議会のところでちょっと本当に大きなものを提案するときには出していただければなど、そんなふうに思います。今回新聞で確かに4件ほど見ました、隣町村含めて。こういうふうにちょっと簡単に示されると、新聞で取り上げてもらえるとうれしいななんていうふうに思った次第です。

2つ目、今年から18歳が投票権得たわけで、若い人たちに政治に感心をとというのは教育でもやっていると思いますけれども、私たち行政あるいは議会としても関心を示してもらうにはどうあるべきなのかな、いつも考えていたのですけれども、今町長のやろうとしている対話が基本であると、未来の町。果たして未来のために強い下郷ってどういうふうに若い連中は、若い人たちは捉えているのかな、そんなことも話題にして、我々もまぜてもらえればいい話し合い、その中に1点の光が出てくるのかななんていうふうに思っていますので、ぜひぜひ下郷町の未来を語るプロジェクトのようなものを町長独自でもいいですから立ち上げてもらいたい、そういうふうに思います。

それから3つ目、子育て政策、未来への投資、これは前々回私しゃべったことでもあります。ただ、高校が本当に果たして十分に、高校に行きたいのだけれども、ここは高校がございませんので、列車で通勤しなければならない。非常に交通費が高い。その補助がもう少しでもあればなど。あとは学びたくても家庭事情が、財政がというふうに捉えている子供も実際はいるわけで、無理なくいいよ、私はいいからみたいな、そういう声も聞いてはいます。学びたいという子供たちにまずそういう環境整備を整えてあげるのが一番であります。これをそろそろ見直すということを書いたのは、どなたかが、町民が声を出さない限り検討しないのではなくて、教育委員会も含めて奨学金見直すという場面をぜひいろんな会議でしていただきたい。ある町民が私のところに来たのですけれども、町の奨学金見たら、成績はのために一生懸命頑張っているのだけれども、1つほかの奨学金をもらっているときにはだめだという項目があるのです。そうかもしれないと私はうなずいたのですけれども、ささやかな金額であるということで、ぜひそういう項目も検討するときかな、あるいは金額を1,000円でも2,000円でもアップする。そういうことを住民からの要望ではなく、見直す時期というものをちょっと考えていただければな、そういう意味で質問いたしました。

それから、学力補助で、サポート事業でいろんな英検含めて補助している、これは前にしっかり聞いているのです、私も。私はそこでなくて、別のとり方をしてほしいのは、いろんな検定があるのです。実践で、いろいろな教育委員会あると思いますけれども、それはさておいて、下郷町独自でいいと思うのですけれども、いろんな検定にチャレン

ジさせる。それは、我々ここで議論してもだめなのです。先生方をやっぱりちょっと動かす。町で、あるいは町長はこんなに教育学力補助考えているのだ、いろんな検定にチャレンジさせる声が子供たち、保護者に伝わらないと全然意味がない。そういう意味で私はこれ2回目か3回目になるのですけれども、何かそこをちょっと読み取ってほしかったのですけれども、なかなか教育委員会で予算をとって、ぶんっと行けないのかなと。だから町長さんに、今総合教育会議に年3回ぐらい町長は同席してしゃべっているはずなのですけれども、学力向上のそういうところで子供たちに結構人気があるのです。いろいろな漢字テストでも8級とか10級あたりから。そんなふうなことで挑戦させる、そのためにはお金補助してあげるよ、学校の先生にひとつそういう呼びかけをしてほしいかと、そういうような含みもあってお話ししました。ぜひそういうときには対応していただければなというふうに思っております。

あと、ちょっと前後しましたがけれども、美里では数日前奨学金を一時金、大学準備するために30万円を出すという新聞が、みんな目に入れたかと思うのですけれども、そのおかげできのうの新聞では国で30万円を高校生になんていうのがありました。あれとダブっている施策なのか私はわかりませんが、非常に各町村でも奨学金制度、学びたいという、頑張りたいという子供にそういう手を差し伸べる、それこそが子供を育てる一つなのかなというふうに感じております。

あと、魅力を発するいわゆるホームページ、ありがとうございます。私、暇なときはパソコンの前で1時間でも2時間でもホームページを見るのです。いろんな情報が伝わってくる。クライנגルテンのホームページを見ると大変楽しいです。ああいうのができないはずはないな。では、学校のをちょっと開いてみたら、檜原小だけ開いてありました。あとはないのです。これは不公平かななんて一市民でいうと言ってしまうののですけれども、それぞれ学校は忙しいから、学校の先生につくれと私は言いません。ただ、檜原小に明るい人がいるのでしょうかね、うらやましいな。当然校長の、大体私もちょっとそういう同じ立場だったから、校長先生も毎月学校だよりを出す。学校の様子がよく見えて、見るだけでも楽しい。地域連携ってそこからスタートかなというふうに思うのですけれども、学校の情報が全然伝わらないで連携しようとしても形だけになる。ですから、特にこれからの子供、未来への投資の子供たちがどんなことで頑張っているのかなということはホームページが一番いい。そのためにも教育委員さんに予算いっぱいってあげて、ホームページ月に1回でもいいから更新できるような、委託するような事業をしてほしいなと、そんなふうに思っております。

そのほか2番目の企業誘致、これは11月にも話題になった、隣の町だったでしょうか。既存の進出してくれた企業、町にも10個ほどあるわけですが、この人たちが企業誘致を応援しましょうという記事があるのです。これすごいアイデアだなというふうに私は感じました。30年間下郷町に企業で大変お世話になっているのだから、町では企業誘致それほど悩んでいるのか。では、ちょっと我々も関連関係で当たってみるかとか、あるいはうちの企業で、それだけ誘致、拡張を町長力入れているのなら、うちの工場も少し頑張るか、何かそういうふうに企業の力をかりて企業誘致を進めようとしてい

るところです。出ているのです。町長もうその辺の情報は入っているのでしょうかけれども、私はこれもひとついただきかなというふうに思っております。実は過日、2つだけ個人的に企業を訪問して、工場見学させてください、私初めてなのでと行ってきました。工場長の考えって常に新鮮でないとだめだし。常に仕事をもらってこよう、下請の企業なんかそうでしょうから、そういうような動き、フットワークをしているのです。町にはやっぱり大きな課題は働く人がいない。企業を広くしたいのだけれども、募集しても従業員になってくれる人がいない。あとは、あるところは韓国人を2人本社がやりたいと言うのだけれども、泊まるところがちょっとない。そういうような悩みも言ってくれました。だから、そういうところにも、企業を持ってくるのはいいけれども、働く人をいかにして育てるか。これは、学校に地元の企業の見学をさせるのもいいでしょうけれども、そういう課題が出てきたわけで、ぜひ私が先ほど述べたようにどういって課題が行き詰まっているのか、企業誘致が進まない原因になっているのか、私たちに分けていただいてみんなで検討する、そういう体制つくらないとこれ永遠の課題で終わりそうかなと。それから、在京下郷の集いのときにもありました。何かお手伝いするのはいない、あそこでなぜ企業誘致をもっと深めることができなかったのかな。酒を飲んで顔合わせだったのですけれども、在京下郷の集い、すばらしい経営をしている方々がリタイアしていっぱいいるわけで、俺ひとつ声かけてくるからと、そういうようないろんなところで利用するというか、力をかりるという姿勢をぜひつくってほしい、そういうふうに思います。

最後、3つ目です。下郷町の観光発展、これは山名田議員のほうからも出たようですが、1つは統合によるスリム化、そういうシステムで行政のほうは推進していく。もう一つは人的人物、ぜひ1名配置していただいて、今臨時で5年間商工会にいらっしゃる方いますけれども、すばらしい発表をこの間されたのが印象的です。ああいう方はやっぱりある程度即戦力というか、プロのようなパワーを持った人を配置しなければならないと、そんなふうに思います。

あと、2番目の差別化出ました。その中で湯野上地域整備構想、昨年提案したものはいろいろ我々審議した内容あるわけですが、今後宮城大学でしたでしょうか、すばらしいプランをつくっている。この方々との連携というのはどういうふうに今後なるのか、ちょっとお聞かせいただければ。

あと、最後に農業政策、転作、米はとにかく補助は出ないと。いっぱい借りて5兆円、6兆円、10兆円と経営している人もかなり今までは当てにしていた部分があるわけです。7,500円というのが一切なくなるわけです。飼料米にするか、あるいは業務用米、不足しているようですが、農業の方とこの間集まってしゃべったのですけれども、そういうふうにはなかなか発展しないです。つくったこともないし、あとは無理につくらないほうがいいかなと、こういうお考えの高齢になっている農家の方々、耕作者は多いのではないかと。そこを本当に丁寧にわかりやすくしないと、あっち休耕田、こっち休耕田、間違いなく来年にかけて出てくるのかなと。

最後に質問として、転作の実態ってまだ調査していないと思うのですけれども、来年

のことで。そういう実態がもう結構出ていますよという何か問い合わせがあるよとか、そういう実態があったら教えていただければと。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、玉川議員の再質問についてお答えいたします。

下郷町の未来を語るプロジェクト、若い人との対話、ぜひ実現したいと。やはり若い人の意見を聞く、このことは一番大切ですので、そうしたことをこれから進めていくように考えておりますので、ご理解をいただきたい。

それから、奨学金の見直しについては、これは教育委員会のほうの下郷町の制度になっておりますので、その辺は教育委員会の中で検討していただくということが必要かと思っております。

それから、多くの検定にチャレンジさせていただく、補助金の関係になろうかと思えますけれども、以前から下郷町は、これは他町の学校から下郷に来た先生の話で以前から聞いたことがございますが、下郷町ほど教育予算をつけているところはないと、こう言われてきました。それに自負するわけではないですけれども、学校の先生方が本気になって子供たちのために検定をさせて、その補助金を出すことについては、私は教育委員会も理解すると思えますから、その辺は十分に承知して取り組んでいきたいと、こう思います。

それから、町のホームページを利用しやすいように、魅力あるホームページにすべく検討をさせてもらいたいと思えます。

それから、企業誘致に関しては大変問題というか、難しい問題がございます。個人的に訪問されたということですが、本当にありがたいことでございまして、私も第1回目の答弁では言わなかったのですが、企業を訪問して、いろいろな地元企業ですよ、地元企業の進出先の。そして、いろいろな意見を聞いております。これは実際でございまして。そうしたことを聞きながら、今後進出した企業に対してどうすればその企業が長く下郷町において若い人を雇用できるような環境になるのかということもひとつお手伝いしたいなと思えます。また、民間企業からの協力もひとつお願いしたいなと思えます。民間企業のある代表者の方には、やはりどうしても進出したくても、労働力不足を考えるとなかなか大変難しいというようなことを直接社長さんに聞いておりますので、その辺は本当に難しい問題ではないかと、こう思っております。

それから、観光関係のことでございますが、観光施策は湯野上温泉整備基本計画等の宮城大学との連携については今後も意見は拝聴しますが、いろいろな面で話すことは、対話することはよろしいのですが、事業を展開する必要では非常に苦労しました、私は。それは、成果品がなかなか上がってこないということに問題があって、非常に皆さんに迷惑をかけたことがここ数年あったわけです。それを踏まえたと、連携は連携でしていくと。しかし、事業の展開についてはあらゆる方向性を考えながらやっていくことが必要ではないかと、こう思っておりますので、ご了解いただきたい。

それから、ちょっと前に戻りますが、在京会の集いでいろいろな懇談会をした中では、いろいろご提案いただきました。発言は、それは確かに聞いて納得しますけれども、なかなかそこに至るまでのことについては難しいような気がするのです。一在京会の役員だとしても難しい問題がたくさんありますので、その辺はやっぱり今後またゆっくりと座談会的に、1時間とか2時間の範囲でなくて、もう少し時間をとってもらえれば内容の濃いものになっていくのではないかと思いますので、今後そういうところも検討しながらやっていきたいなと、こう思います。

それから、着地型については先生もご理解いただいたようですが、やはりどうしても着地型事業については継続してやるべきではないかということを私は考えておりますので、その辺がスムーズにいくように実行委員会なんかの話も聞きながら、町の企画推進会議に諮りながら担当課長、担当係、そうしたところと話をまとめていただいて、そしてより活発になるような、よりよい着地型の事業が進めるように進めていきたいと、こう思います。

それから、農業政策の関係でございますが、やはり経営所得安定対策の交付金が廃止されます。それにかわる補助金事業が国としてどのようなものを考えているのか、これはまだ見通しがつかない。そのためにはもう少し時間が、今度の政府の当初予算の年明けからの審議の中でどのようなものが出てくるのか、これは注目したいと思います。町は町で当初予算の範囲の中で、再生協議会を通じていろいろな面で検討しながらその対策に講じてまいりたいと思いますので、ご了解をいただくようによろしく願います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） 結構でございます。ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（佐藤勤君） お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、あす12月14日を議案思考のため休会にしたいと思います。この件につきましては、去る12月6日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第１ 休会の件

○議長（佐藤勤君） これから、追加日程第１、休会の件を議題とします。

お諮りします。あす12月14日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、あす12月14日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は12月15日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

誠にご苦労さまでした。（午後 １時５１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２９年１２月１３日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招 集 年 月 日	平成２９年１２月８日				
本会議の会期	平成２９年１２月８日から１２月１５日までの８日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	平成２９年１２月１５日　午前１０時００分		議長	佐　藤　　勤
	閉会	平成２９年１２月１５日　午後　２時５８分		議長	佐　藤　　勤
応 招 議 員	１番	星　　輝　夫	２番	玉　川　邦　夫	
	３番	室　井　亜　男	４番	星　　政　征	
	５番	湯　田　純　朗	６番	小　椋　淑　孝	
	７番	小　玉　智　和	８番	猪　股　謙　喜	
	９番	湯　田　健　二	１０番	山名田　久美子	
	１１番	佐　藤　盛　雄	１２番	佐　藤　　勤	
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星　　輝　夫	２番	玉　川　邦　夫	
	３番	室　井　亜　男	５番	湯　田　純　朗	
	６番	小　椋　淑　孝	７番	小　玉　智　和	
	８番	猪　股　謙　喜	９番	湯　田　健　二	
	１０番	山名田　久美子	１１番	佐　藤　盛　雄	
	１２番	佐　藤　　勤			
欠 席 議 員	４番	星　　政　征			
会議録署名議員	７番	小　玉　智　和	８番	猪　股　謙　喜	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町　　長	星　　學	副　町　長	玉　川　一　郎	
	参事兼総務課長	星　　修　二	税務課長兼会計管理者	星　　健　一	
	町　民　課　長	大　竹　義　則	健康福祉課長	渡　部　善　一	
	産　業　課　長	佐　藤　壽　一	建　設　課　長	渡　部　芳　夫	
	教育委員会教育長	渡　部　岩　男	教　育　次　長	渡　部　清　一	
	農業委員会事務局長	横　山　利　秋			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事　務　局　長	室　井　　哲	書　　記	荒　井　康　貴	
	書　　記	芳　賀　和　也			
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成29年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成29年12月15日（金）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について
(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 2 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について
(専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 3 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について
(専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第8号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第4号）) |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 下郷町公営住宅（1—2号棟）建設工事請負契約について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第15 | 議案第59号 | 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第60号 | 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第61号 | 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第62号 | 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第63号 | 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 |

(第 2 号)

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤勤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。4番、星政征君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第4号 専決処分の報告について

(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長(佐藤勤君) 日程第1、報告第4号 専決処分の報告について(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件を議題とします。

職員に報告第4号を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 皆様、おはようございます。それでは、説明させていただきます。

初めに、議案書の1ページをごらんください。報告第4号 専決処分の報告について(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について)でございますが、2ページになります。平成29年9月6日午前11時15分ごろ、産業課職員が運転します公用車がクラインガルテン駐車場において後方確認を怠りバックを行った際、後方に駐車しておりました下郷町大字沢田字鶴ヶ池178番地1、金子政彦氏所有の軽トラックと接触し、損害を与えたものでございます。過失割合につきましては、相手方がゼロ%、町側100%であり、車両修繕料22万6,162円を負担したものでございます。

以上につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第4号 専決処分の報告について(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件を終わります。

日程第2 報告第5号 専決処分の報告について

(専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長(佐藤勤君) 日程第2、報告第5号 専決処分の報告について(専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件を議題とします。

職員に報告第5号を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) それでは、3ページをごらんください。報告第5号 専決処分の報告について(専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について)でございますが、4ページをごらんください。平成29年10月5日午後3時15分ごろ、しもごう保育所職員が運転します公用車が国道118号下郷トンネル内を走行中、誤ってセンターラインをはみ出し、対向車線を走行していた会津若松市門田町大字徳久字竹之元885番地10、メンテナンス会津株式会社、代表取締役、鶴川俊一氏所有の軽自動車と接触し、損害を与えたものでございます。過失割合につきましては、相手方がゼロ%、町側が100%でございました。車両修繕料としまして18万6,628円を負担したものでございます。

以上につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番(小椋淑孝君) ちょっとこの事故について詳しくお聞きしたいのですが、走行中反対車線にはみ出したということですが、その運転していた職員は病気だったり、何か気分が悪くなったりしてそういうことを行っただのか、どうして反対車線に飛び出したのかちょっとお聞きします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) ただいまのご質問でございますが、本人に確認したところ、単なる不注意でということで、体に何か問題があったとか、そういうことではなかったようでございます。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 再質問ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番(小椋淑孝君) そうしますと、運転中にただよそ見というか、そんな自分の本当の不注意で反対車線にはみ出してしまったということは、もしかして勤務中ですので、ちょっと疲労があったのかなというふうにも捉えられますが、その辺はどうだったのでしょうか。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） 当事者の職員に確認しましたところ、そのようなことは無い、単なる私の不注意ですというようなことで述べておりましたので、特になかったかと思います。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

○6番（小椋淑孝君） ないです。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） トンネルの中を走っていた場合に、一方的に100%悪いということになれば、私は少し過失があってもいいのではないだろうか。お互いに走っているわけです。そうした場合に、相手側がある程度センター寄りに走ってきたか、そうした場合にはこちら側が10センチとか30センチぐらい出たからぶつかったとか、そういうようなことになった場合に、これは過失がゼロということ私は、警察へ出て実地検証やったのかどうか、そういうようなことがちょっと疑われるかなというようなことでございます。

最初の9号で損害賠償、さらには今回の専決の10号でまた、議案第6号でまたまた専決11号ということで、3つの損害賠償というものが出てきているわけですが、9月の定例議会からこの12月までの3カ月間に、1回の議会で損害賠償の件の専決処分というものが出たものは、私も長年議員やっておりますけれども、初めてでございます。不注意、管理者ともども、町長を初め副町長、課長、やはりこの辺の監督不行き届きではないだろうか、こういうふうなことの考え方というものもないわけではないので、たがが緩んできて、おけが少し緩んできたのかなと、こういうふうにも言わざるを得ない。

もう一つは、我々議員に出たときは3万円や4万円のあれでも損害賠償の件というので議会に出てきたのですが、あまりにもしょっちゅう出てくるために限度額を専決に、町長に任せたのが25万円。それから、他町村並びにいろんなところを見たら、25万円町長に持たせたのがもう少し専決というものを上げるべきではないだろうかというようなことで100万円に現在は上げてございます。そういうようなためにこの専決というものが報告になってしまうわけですが、そういうようなことを考えた場合に、町長、こういうようなことが今までないということを考えた場合に、私たちから言わせれば、結果が結果ですから、少したがが緩んできているのではないだろうか、このようなことが考えられるわけですが、町長、職員に対する訓示並びに今までに対する、この不始末に対する議会に対する答弁、こういうふうなことをどう考えていられるのか、町長に一言お願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番、室井議員のご質問にお答えしたいと思います。

専決で3件、公用車の損害賠償の件について報告したところでございますが、常々私は課長会議において、交通事故防止あるいは交通事故防止週間においてもその指導を行っているところでございます。しかし、このように3件ということは今までにない件数だったかもしれません。今後そんなことのないように十分に課長を通じ、あるいは当事

者を厳重に指導してまいりたいと、こう思いますので、ご了解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 議会に済まなかったということになるわけですが、もう一つ、町長、やはり今回の公約にはなかったのですが、あなたの報酬というものが半分に減額はされなかった。それはそれで立派な成績で町長に当選したのだから、それはやむを得ない。でも、今回こういうふうなことになる場合に、あなたは1カ月分の給料の10%ぐらい模範的に減額をいたしますと、こういうようなことを私は見せるべきではないだろうかと、町長並びに副町長。そういうふうなものの模範というものを見せることによって、形として残すことによって職員に戒め、締めりというものが出てくるのではないだろうか、こういうふうに私はと思いますが、今後、今即答はできないと思いますが、このようなことをやはり考えてやるべきではないだろうかということで、もう一回、町長、ひとつ考えてみてくれませんかということで答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま3番議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、大変意義深いご質問だと思っております。今後そんなことのないように十分に注意をしていきたいと思しますので、ご了解いただきたいと思します。お願いします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○3番（室井亜男君） はい。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） まだ報告第6号終わっていないのですが、3件、9月6日に発生しまして、多分事故を起こした職員に対して注意なり指導を行ったのですが、次に10月5日、しもごう保育所、それから10月の11日、産業課と。9月に発生した事故の後、また2件立て続けに10月になって起こっているわけですが、これはやはり職員に対する指導が行き届いていないというふうに判断されてしまうわけです。事故を起こして、人身まではならない、損害賠償で済んだということなのですが、こういった事故があったというのを課長会議では報告をして、各課長がわかってはいたのですが、それが全職員のほうに果たして注意喚起として伝わっていないのではないかと思います。課長会議等で各課の課長が集まったところでこういった報告がされた場合、各課では当事者というか、事故を起こした職員の所属している課以外の課では、こういった事故が起きたのだから皆さん注意してくださいと、よその課で起きたのだから注意してくださいと、果たして職員に対して各課の課長さんは注意喚起をしているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいです。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 職員に対する注意喚起でございますが、課長会議におきまして文書等によりまして各課に配付、職員に回覧して注意喚起をしております。なお、事あるごとに交通事故につきましては課長会議の席上で課長さんのおる中で注意をしております。また、それを職員の皆さんにも伝えるようにということで注意徹底しておりましたが、こういうことになってしまいましたので、申しわけなく思っております。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

8 番、猪股謙喜君。

○8 番（猪股謙喜君） 回覧で全職員が確認しているということですが、庁舎以外、例えばここでもしもごう保育所とか公民館とかございますが、そこもやはりこういった文書が渡っているのかどうかお尋ねします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 課長会議につきましては、出先の保育所長、それから公民館長も出席しておりますので、全ての職員に対して回覧の文書は回っていると思います。

○8 番（猪股謙喜君） 了解しました。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第 3 報告第 6 号 専決処分の報告について

（専決第 11 号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤勤君） 日程第 3、報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

職員に報告第 6 号を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、5 ページをごらんください。報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、6 ページをごらんください。平成29年10月11日午前 9 時ごろ、産業課職員が運転します公用車がファミリーマート下郷店駐車場においてバックを行う際、後方確認が不十分であったため、後方から接近していた南会津町小塩字持石750番地、馬場正安氏所有の普通自動車と接触し、損害を与えたものでございます。過失割合は、相手方が20%、町側が80%であり、車両修繕料13万8,385円を負担したものでございます。

以上について、地方自治法第180号第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君）　その前の前の報告もそうですが、私よくセブンイレブン、ファミリーマートあたりに町の公用車が頻繁にとまっているのを記憶しておりますが、公務出張で何かに行く途中、ファミリーマートにも公務があったのですか。それとも私的に回ったのでしょうか。ちなみに、県の車というのはあまりコンビニ前にはありません。

それで、先ほどからも話出しましたが、職員に対しては周知徹底はもちろん課長会議とか何かでやっているわけですが、職員に対する処分というものはないのでしょうか。例えばよく、先月だか新聞に出ていましたけれども、県職員がスピード違反した件、給与の10%カットとか、よく出ています。こういう懲戒処分という、そういう何か文書で個人にちゃんと正式なものをかけて通知するとか、そういうものはやってはいないのでしょうか。また、そういうふうな決まりがないのかあるのか、そこら辺お尋ね申し上げます。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君）　ただいま事故のときは公務中でしたかというふうなお尋ねでございましたけれども、この日10月11日水曜日でございまして、毎週駐在員等に広報等の配付をされることになっておりまして、職員は檜原地区を担当しておりまして、倉村区長様にお邪魔しまして、次に檜原区長様のところを少し通り過ぎてしまったということで、ファミリーマートでUターンしたときに発生した事故でございます。

○議長（佐藤勤君）　総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君）　交通事故に対します懲戒処分の件でございますが、事故については内容にもよりますので、今回の場合は懲戒処分には至っておらないという判断でございます。

○議長（佐藤勤君）　再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君）　ファミリーマート下郷店ですか、かなり駐車スペースが広いのです。Uターンという今言葉ありましたけれども、後退させた、後進させて、バックしたって、あそこバックするほど狭くはないのです、ぐるっと一回りできるわけですから。どっちから入ったってぐるっと一回りできるわけですから、バックというふうな状態には僕はならないのではないのかと思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、私たまに下郷セブンイレブンでよく見ますけれども、お昼時間くらいにちょうど、仕事の帰りがどうかわかりませんが、お昼を買って持って帰ってくると、例えば。それは公務になるのですか。これは、お配りするものがあつたからUターンしたということでしょうけれども、昔は自分の車でお昼を買いに行ったとか、私もそういうことありました

けれども、ただ公用車で回ったという記憶は私はございませんけれども、皆さん仕事なのか個人的なのか曖昧になってしまって、公私混同しているのではないのでしょうか。そういうところやっぱり徹底して、極力公用車では私的な都合は、そういうことはやらないというふうな、そういう周知徹底の仕方もあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） ただいまのご質問でございますが、もちろん公務中でありますので、今後そのようなことがないように注意したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○5番（湯田純朗君） なし。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） あまり事故が起きますと、車にドライブレコーダーなんていうのが、ナビみたいなのが、事故がどのような状況でなったのか、そういうふうな録画されるドライブレコーダーというのがあるのです。あまりにもそういうふうなものが頻繁に起きるということになれば、こういうふうなものも設置せざるを得なくなるというようなことにもなりますので、やはり課長会議でもってそれまでいかにないようにひとつ徹底していただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わりにします。

○議長（佐藤勤君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 先ほど総務課長さんお話しされた懲戒処分の件なのですが、私もちっとこれをきっかけで町の懲戒規定みたいな調べて、ちょっとホームページでも探し切れないで大変失礼したのですが、私言いたいのはいわゆる行政処分が今回あったのかということをもっとお聞きしたいなと思うのですが、公務員は法令遵守含めて信用失墜行為等、非常に細かく規定されて、宣誓をしながら職員になるわけなのですが、その中での行政処分といいますか、懲戒処分と大きく風呂敷を考えると処分でもいいかな。戒告から懲戒免職まであるのですが、そうでない簡易なものも多分あると思うのです。戒告とかでなくて訓告、口頭と文書、これは履歴事項に上がらないわけなのですが、この辺もなかったのか。内容を見ると全て100%の過失に近いわけです。ですから、課長レベルでもいい。あるいは、さらに重ければ町長レベルで口頭あるいは文書の訓告、履歴事項に上がらない訓告、これも大きく、懲戒処分というか、私は捉えているのですが、その辺があったのかどうかお尋ねしたいと。

もう一つは、ここで警察等が入ったのがあったのかどうか。3つさかのぼってなのですが、それもちっとお尋ねします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） まず、懲戒関係でございますが、これについては今回は特

にございませんでした。

なお、警察には当然、保険使っておりますので、通報して現場検証受けております。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 先ほど室井議員が申しあげましたトンネルの事故、警察の場合、私もいろいろ対応した経緯があるものですから、警察が入ったとき、ゼロ対10というのはあまり聞かなかったものですから、何かどうだったのかなと。必ずつくのです、前方不注意。相手にも避ける余裕あったのかとか、いろいろなことで1対9になるケースは多いのですけれども、警察が入ったということですから、保険会社は警察が何対何だというのは多分ないはずなのですけれども、保険会社同士の話し合いの中でゼロ、10にしましょうということだったのかなというふうに理解したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。いいですか。

○2番（玉川邦夫君） 結構です。

○議長（佐藤勤君） わかりました。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 専決第11号、先ほども質問の中にファミリーマートでUターンという答弁がありましたが、バックをしなければならないような、一回とまった場所というのは白線のところにとまったというふうにも予想されるわけです。白線の中にとまったからバックをして、また前進で国道に出ようとしたのではないのかと。買い物をするために白線の中に、枠の中にとめたから、バックをしなければならなかったのかという想像もできるわけですが、そこら辺の説明がされていないので、こういった状態でバックをしなければならなかったのかというのをお尋ねします。

それから、玉川議員からの訓告等の、懲戒のお話がありました。この前の案件で町長が自ら事故を起こした職員に対して注意喚起をするという答弁がありましたが、これはいわゆる懲戒という広い意味での懲戒になるのか、懲戒にならないのか。こういった部分での、町長直接事故を起こした本人に対して注意をするというのは、懲戒なのか、ただの注意なのか、こういった気持ちでお答えしたのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの状況の件でございますけれども、倉村過ぎまして、檜原の区長様を通過してファミリーマートに入りました。前進で入って、白線あたりくらいまで行って、そのままUターンということですからすぐバックをしたと。そのときに後ろに着いてきた車があって、同じように入ってきたときにそこで接触になってしまったということで、重ね重ね不注意ということでおわびを申し上げたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） これは、本人が来まして、こういう事故を報告しますから、私は今後そ

のようなことのないように注意してくださいということでございます。これは、そのとおりでございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

8 番、猪股謙喜君。

○8 番（猪股謙喜君） 状況の部分はわかりました。外に、車外に出ないですぐに後退したということでもよろしいのですね。

それから、町長の注意ということは、つまりは懲戒ではないよと、懲戒処分ではないよと。ただ、直接注意喚起を図るのだよということで、懲戒処分の範囲ではないということですか。それともそれは懲戒の意味を込めて、懲戒処分の中の注意なのか。今の答弁ではちょっとわかりにくかったのですが、お聞きいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 懲戒に当たらない訓戒ということになるかと思います。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

○8 番（猪股謙喜君） ないです。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第 11 号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第 4 議案第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第 8 号 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号））

○議長（佐藤勤君） 日程第 4、議案第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第 8 号 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 7 ページになります。議案第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第 8 号 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算（第 4 号））でございますが、8 ページをごらんください。本案につきましては、9 月 28 日に衆議院が解散されまして、公示が 10 月 10 日、22 日に投票が行われたことから、第 48 回衆議院議員選挙執行にかかる経費について、9 月 28 日に専決処分したものでございます。既決予算の総額に 1,082 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 3,902 万 3,000 円

とするものでございます。

初めに、歳入でございますが、14ページをごらんください。14款県支出金、衆議院議員総選挙委託金としまして1,082万8,000円の予算計上でございます。これにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により算出したものでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、15ページからになりますが、まず衆議院議員総選挙費の主なものとしましては、報酬ということで、投票管理者、それから立会人関係の報酬関係で126万2,000円。それから、その下になりますが、職員の手当等、超過勤務手当でございますが、440万7,000円。それから、需用費ではポスターの掲示板関係で262万3,000円ということでございます。

次のページ、16ページになりますが、中ほどの備品購入費でございますが、これにつきましては老朽化しました最高裁判の国民審査の投票読み取り集計機を更新したものでございます。これについては、平成12年に購入したもので、機能があまり働かないということで更新したものでございます。

歳入から見ました不足分157万5,000円につきましては、予備費において調整しております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 歳出の報償費で記念品とありますが、20万円、これは品物をもって謝礼としたのかどうかの確認と、何カ所、幾つつくったのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 報償費、ポスター関係につきましては100カ所で、謝礼としては2,000円ということでございます。あと下の送致関係でございますが、これは自動車の借り上げということで、投票所が35カ所ございますので、1,000円ということでございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 2,000円ということですが、これは現金で渡したということですか、記念品ではなくて。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 商品券でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありますか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 2,000円分相当の商品券をお渡ししたということですが、これは記念品なのですか。どうでしょう、総務課長。商品券は記念品なのでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今までの慣例で記念品ということになっているわけですが、確かに記念品かと言われますと、ちょっと検討する余地があるかと思います。今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第8号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第4号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第49号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤勤君） 日程第5、議案第49号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第49号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（佐藤勤君） 日程第6、議案第50号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 18ページをごらんください。議案第50号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、本案につきましてはあいづふるさと市町村圏協議会が今年度いっぱい事業廃止によりましてあいづふるさと市町村圏協議会の解散及びあいづふるさと市町村基金の廃止が決定されております。南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業実施の必要がなくなることから、所要の変更をするものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。まず、3条関係でございますが、組合の事務について記載されております。同条第1項の11号の下線部分になりますが、南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業及び調整に関することにつきまして、事業の廃止によりまして削除することとなっております。

次に、第14条関係につきましては、基金の設置について規定されております。今まで通常分基金と特別分基金の2つの基金が設置されておりましたが、特別分基金としての南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業の廃止に伴う所要の改正でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ廃止ですから、基金というものが、南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金というのですから、基金ですから、相当な金があると思うのです。そういうふうなものを廃止するということになれば、各町村に分配というものも出てくるのかなと、このようにも思います。ということになれば、うちの下郷町にはどのぐらいの配分になるのか、あったら教えてください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） あいづふるさと基金につきましては、会津管内17市町村で

構成しておりまして、基金総額としましては30億円、その運用益を利用しまして事業を展開してきたわけですが、下郷町としましては7,084万円を基金に出してありまして、その運用益としまして139万2,783円、合わせまして7,223万2,783円が返還になるということございまして、これにつきましては新年度予算の歳入のほうに計上したいと考えております。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） この基金というものが、今まであいづふるさと基金、17市町村でやっていたわけですが、これにかわって何か、基金というのか、何かしらのものがかわってできたのかどうか、またはこの部分というものはよそのものに何か入れたのか。何かあったらひとつ教えてください。ということは、まるっきりこの部分というものはやめたのか。毎年毎年余剰金というのか、利子というのか、そういうようなものでやっていたわけですが、それがどのようになったのか、この後のことをひとつあったら教えてください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） この基金につきましては、先ほど申し上げましたが、運用益で運用しておりまして、ピーク時は約3,600万円ほどの運用益がありまして、それを活用してさまざま事業を展開しておりました。利率の低下によりまして、29年度につきましては660万円程度しか利率が入らないというようなことで、事業の存続についてさまざまな検討がされておりました。結果的にこの運用益を利用していた関係上、事業の展開は困難だという判断になりまして、今回この協議会の解散ということで、これにかわる事業につきましては、現在検討中ということでございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○3番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件は原

案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前 10 時 53 分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前 11 時 00 分）

日程第 7 議案第 51 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 日程第 7、議案第 51 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 議案書の 20 ページをごらんください。議案第 51 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

21 ページになります。概要につきましては、今回の改正は福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告及び県の取り扱いに準じて改正するものでございます。

新旧対照表の 2 ページをごらんください。第 20 条第 2 項第 1 号中の一般職員の勤勉手当について、6 月期及び 12 月期につきまして 100 分の 85 から 100 分の 90 に改正するものでございます。

次に、2 号で再任用職員の勤勉手当等について、100 分の 40 を 100 分の 42.5 に改正するものでございます。

次に、附則の 9 項中、特定職員の勤勉手当減額率の改正につきましては、100 分の 0.765 を 100 分の 0.81 に改正するものでございます。

なお、3 条の別表関係につきましては、勧告に基づく給料表の改正でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 51 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 52 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 9 議案第 53 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） この際、日程第 8、議案第 52 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第 9、議案第 53 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 議案第 52 号及び議案第 53 号について順次議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、まず議案書の 25 ページをごらんください。議案第 52 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新旧対照表の 5 ページをごらんください。これにつきましても県の人事委員等及び取り扱いに準ずるものでございます。

第 5 条 2 項中の期末手当等について、6 月期については 100 分の 155 から 100 分の 157.5 に、12 月につきましては 100 分の 165 から 100 分の 167.5 に改正するものでございます。

次に、議案書の 27 ページをごらんください。議案第 53 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新旧対照表の 6 ページをごらんください。これにつきましては、今ほど前段でお話ししました議案第 52 号と同様、町長等に支給される期末手当の改定でございます。改定内容につきましては、議員の皆様と同様となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3 番、室井亜男君。

○3 番（室井亜男君） 来年の 6 月になると 0.05、0.02 ですか。そうですね。100 分の 2.5 上がるわけですか、これ。そうすると、6 月でどのぐらい上がるのか。今までよりもプラス何ぼか。12 月では下がるのか、上がるのか。どういうふうになるの、これ。それは何でもいいのですけれども、とにかくこのパーセンテージで 6 月と 12 月の差額というのはどれだけのなのか。プラスになるのかマイナスになるのか、わかったらば教えていただきたい。12 人でどのぐらいになるのか教えてください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） これにつきましては、本会議で議決いただければ差額という形で今年度の予算を振り替えて支給されるわけですが、金額につきましては全体で9万1,000円……

○3番（室井亜男君） 6月で。後で答弁したほうがいい。計算しておかなかった。

○参事兼総務課長（星修二君） 済みません。申しわけないです……失礼しました。一般会計の補正予算の説明でいたしますが、期末手当関係で15万4,000円ということでございます。

○3番（室井亜男君） 12名で。

○参事兼総務課長（星修二君） そうです。

○3番（室井亜男君） 6月は。

○参事兼総務課長（星修二君） 6月は、その半分ということになります。

○3番（室井亜男君） 半分。

○参事兼総務課長（星修二君） はい。ただ、今回は6月、12月期とももう支給されておりますので、それが今回の議決をいただければ後で差額として支給されるということになります。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 議会議員はわかりましたけれども、次の議案第53号で町長等の給与、やはり同じく聞きたいのですが、町長、副町長、教育長、特別職ですから町長は6月で幾ら、12月で幾ら、副町長は幾ら、教育長は幾ら、我々と比べてみたいために、幾らずつだったのか。調べていなかったら後でも結構ですけども、6月と12月のを教えてくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 特別職としましては、期末手当、寒冷地手当含めまして84万1,000円、町長と副町長の分でございますが。それから、教育長につきましては3万3,000円……申しわけないです。個人個人のは今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） では、ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 日程第10、議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 議案書の29ページをごらんください。議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、今回の改正の概要につきましては、新旧対照表の8ページをごらんください。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正によりまして、第2条の4を新たに追加するものでございます。内容について要約しますと、非常勤職員の育児休業期間について、子が1歳6カ月以降の期間について休業することが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合としまして、以下に記載されております1号、2号のどちらにも該当する場合、子が2歳に達する日までを限度として育児休業を延長することができるものとする改正でございます。

まず、1号でございますが、子が1歳6カ月に達する日において、非常勤職員または配偶者が育児休業中であること、これは8ページになります。8ページをごらんください。申しわけございません。それから、2号としましては、子が1歳6カ月以降の期間について育児休業することが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合、人事委員会規則で定める場合に該当する場合ということでございます。

なお、この人事委員会規則というものは保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当該子が1歳6カ月到達日以後の期間について常態として当面その実施が行われない、これにつきましては待機児童ということになりますが、それから2つ目に、当該子の親である配偶者が当該子の1歳6カ月到達日後の期間について常態として養育する予定であったが、死亡、負傷、疾病、または身体、精神上の障害から別

居等で養育ができない場合というふうに規定されております。

なお、前に戻りまして7ページ関係で、2条、それから2条の3、次の8ページ、申しわけございませんが、8ページの2条の5、9ページの3条につきましては、今ほど申し上げました第2条の4を追加したことに伴う所要の改正でございます。

なお、本町において該当する非常勤の職員はございません。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　1つだけ聞いてみたいのですが、例えばうちの役場で非常勤職員ということになるとどのような人が非常勤と言われるのか。例えば今臨時職員は11カ月雇用で雇っていますけれども、そうした場合に今町では、うちの議会事務局にいる職員なんかはそれに該当しなくて12カ月雇用しているわけですが、そういうような非常勤職員というものはうちの町あたりになった場合にどういうふうなものが非常勤になるのか、この1点だけ教えてください。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君）　非常勤職員につきましては特別職の非常勤職員と一般職の非常勤職員ということでございまして、ここで言っている今回の改正の非常勤職員につきましては一般職の非常勤職員ということで、採用の要件としましては職員が欠損した場合に採用する職員とか、規定としましては1年以上雇用到達するということで、現在非常勤の一般職は本町においてはいないと、臨時職員以外はいないということでございます。

○議長（佐藤勤君）　再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　ちょっと今のわからなかったからもう一回聞くのですが、そうすると11カ月雇用で使っているのが臨時職員。確かに非常勤職員というものが特別職または一般職ということで、特別職でなく一般職の場合、非常勤職員というものは今までも下郷町はいなかったのかな。いたれば、例えば夜の夜警なんか頼んでいる人たちは非常勤職員というのかな。副町長、答弁してください。非常勤職員というのはどういうふうな人だったの。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君）　例えば産休していた場合の代替職員とか、そういう方ですので、現在はうちの町にはおりません。ということでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤勤君）　3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　そうすると、今年あたりに産休で休んでいる方というものがいるみたいにも聞いているのですが、その後釜という者がいた場合にはこの非常勤職員になるのか。今年産休で休んでいる方おりますよね。そういうふうな後釜というのは非常勤

職員というのか。そうなのかな。私もちょっとわかりませんが、教えてください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 産休職員としましては、職員が減った場合は今までですと臨時職員で対応すると。そのまま、欠員のまま事務執行するというような対応しておりますので、産休のかわりに職員を雇うということとはございませんので、今ほど言いましたとおり、本町においては一般職の非常勤職員はいないということでございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ですから、この前の答弁のその前の答弁に産休で休んでいる方の代替の職員を雇っているのは非常勤職員だと言ったから、私は非常勤というものは産休で休んでいる人のかわりに出たものは非常勤かと、こうお聞きしたのに、ちゃんとまとめてください。まとめてほしいのです。非常勤というものは、下郷町では現在はいないけれども、例えば雇った場合にはどういような人が非常勤職員というものになるのかと、この1点だけお願いしますということ。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 今ちょっと説明でいろいろ話があるのですが、この非常勤職員というのは、今総務課長が説明しましたように、通常は非常勤特別職の条例に載っている役職、それが特別職の非常勤ということで、あと一般非常勤職員というのは、今総務課長が説明しましたように、職員が、女性の方が産休、育休をやります。それで、お産のときには産休、それでお産終わってその後育児休暇というふうにとります。そうすると、育児休暇は通常今1年ほどとっているのですが、そこに補充する臨時職員、非常勤職員というふうにして捉えているようです。それで、福島県あたりですと育児休暇をとるとそこに代替職員として非常勤職員を雇用して、その間育児休暇の後の人員を補充するというのでやっているのですが、うちのほうですと育児休暇をとっている方についてもその補充としては臨時職員とか、11カ月雇用の臨時職員でやっているということで、非常勤職員には当たらないということで取り扱いしていますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） よろしいですか。

○3番（室井亜男君） よろしくない。だから、こういうふうに文面が出てきたときに我々聞くのだから、こういうようなことはやっぱり調べておいて答弁するようにしておいてください、了解しますから。

○議長（佐藤勤君） 他にご質疑ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 一般の臨時職員でなくて非常勤職員ということですが、この方は育休をとっても要するに職員としての身分が継続するわけですけども、その間のいろいろ、共済の掛金とか社会保険の掛金とか、こういうのも身分がある限りは当然支払い義務が生じるのですけれども、そうするとその非常勤が育休とった場合に給与が出ないわけです。そういうときの諸掛の経費というのは誰が負担するのですか。そこまで規定は

されているのですか。どうでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 育休をとった方という理解でよろしいでしょうか。

○11番（佐藤盛雄君） とった場合を想定して。

○参事兼総務課長（星修二君） とった場合ですね。とった場合につきましては、産前で8週休めると。産後8週ということで、産前につきましては8週ありますが、これ限度でありまして、休まなくてもいいと。健康状態によって出産まで1カ月前に休むということでも構わないと。産後につきましては、これ義務でございまして、8週間は休んでいただくということになりまして、この間についての給与については通常どおり支給されます。産後、育休になるわけですが、8週を過ぎて育休をとって、8週ですと56日になるのですが、57日目から180日間は給与は出ません。ただ、共済保険のほうから保険金としまして67%。またそこから180日につきましては、保険のほうから今度50%に減額されるということで、最大ですと8週プラス180日のあれですから、8週プラス360日になりますから、何ぼになりますか、四百数日になるのですが、その間は何らかの形で支給はされるということでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 再質問。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 今回の総務課長の答弁ですと、職員の産休あるいは育児休暇に対する後からの手当。今回の要するに非常勤の職員がこの制度を使って育休をとった場合の対応というのか、これも一般職員と同じような、後で保険で該当するとか、そういった規定に該当するのかどうか。その辺の違いです。一般職員はわかります。今回の非常勤職員が育休をとった場合。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 大変申しわけございませんが、今の件につきましてはちょっと手元に資料ございませんので、後ほどお答えしたいと。申しわけございません。

○議長（佐藤勤君） よろしいですか。

佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） これ法律によって非常勤職員の育休が認められるということですので、多分何らかの手当等があると思うのですが、後ほどまた調べてご報告お願いいたします。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤勤君) 日程第11、議案第55号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者(星健一君) それでは、議案書31ページをお開き願います。議案第55号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明申し上げます。

概要でございますが、今回の改正は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の不均一課税に係る下郷町税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして議案書と新旧対照表に沿ってご説明を申し上げます。まず、新旧対照表でございますが、こちらをお開き願いたいと思います。10ページからお開き願います。10ページ上段の第2条、定義につきましては、法律名称の変更があったことにより、集積区域を地域経済牽引事業促進区域とし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律から地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正する所要の改正するものでございます。

同じく10ページ中段の第3条、過疎地域における課税免除につきましては、特別償却設備の取得価格の合計が一定額を超えるものに対して課税を免除するものであります。文言の補正をするものでございます。

11ページ上段の第4条、地域経済牽引事業促進区域における課税免除につきましては、企業立地促進法、いわゆる企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律から地域経済牽引事業促進法、いわゆる地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等に改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

同じく11ページ下段でございます。11ページ下段から12ページ上段の第5条、産業振

興施策促進区域における不均一課税につきましては、産業振興法第14条に規定する地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令に伴い、地域資源を活用する製造業、農林水産物等販売業などの施設を新設した家屋や償却資産等についての不均一課税の取り扱いについて、新たに追加したものでございます。

続きまして、12ページ下段の第6条、課税免除または不均一課税の申請につきましては、固定資産税の課税免除または不均一課税の適用を受けようとする期日の指定であります。文言の整理でございます。

なお、施行期日については、議案書33ページに記載しておりますが、公布の日から施行し、改正後の下郷町税特別措置条例第2条第2号及び第4条の規定は平成29年9月29日から適用となります。

以上、議案第55号につきまして説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　3条というものは、改正前と改正後で何か変わったところあるのですか。3箇年度の分に関り課税を免除する、これ変わった部分はあるのですか。3条。

○議長（佐藤勤君）　税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君）　こちらにつきましては、特別償却設備を使用することによる整理でございまして、文言の中に「この条において」を加えるものでございます。

○議長（佐藤勤君）　3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　変わったものが出ているわけでしょう、線が引っ張ってあるのは。変わったものないのかなと思って見ていたのだ。

○議長（佐藤勤君）　税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君）　新旧対照表の中の第3条の中ほど、上から7行目にあります。7行目の括弧書きの中に「以下この条において」という文言が追加されました。

○議長（佐藤勤君）　よろしいですか。再質問ありませんか。

○3番（室井亜男君）　はい。

○議長（佐藤勤君）　ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号　下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第12 議案第56号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の設定について**

○議長(佐藤勤君) 日程第12、議案第56号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) それでは、議案第56号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明を申し上げます。

条例等改正に係る新旧対照表の13ページをお開きいただきたいと思います。本案につきましては、主に2つの点について改正するものでございます。まず、大きな1点目でございますが、第5条の使用期間に関する内容ですが、改正後の欄に下線の引いてありますただし書きにおきまして、12月29日から翌年3月31日までの冬期間においては管理上施設を閉鎖するということを追加したものでございます。施設につきましては、休憩施設として整備されたため、冬期間の対策が十分とは言えない状態でございましたので、利用者の皆様にはご不便とご迷惑をおかけしておりましたけれども、今回原則施設の閉鎖を明記することによりまして利用者の皆様のご理解をいただくこととしたものでございます。

また、第2項においては、次年度以降も利用を更新していただける皆様への対応としまして、冬期間等の荷物保管等のための新たな条項を設けたところでございます。

また、大きな2点目は、13ページ下段の別表にありますますが、この改正に伴いまして別表にあります年額使用料をこれまでの40万円から30万円に減額するというものでございます。この30万円の算出に当たりましては、4月から12月末までの9カ月間を実質利用する期間と換算しまして、これまでの年間使用料40万円に12カ月分の9、12分の9を乗じて定めたところでございます。その他の改正につきましては、今回の改正に合わせまして引用条項や文言等の整理をしたものであります。

なお、議案書にお戻りいただきまして、35ページになりますが、これらの一部改正は附則によりまして平成30年4月1日施行としておりますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） クラブ、クライנגアルテンに通年ですか、1年を通して住んでいらっしゃる方は何人いますか。何軒入って、何人いらっしゃいますか。

それと、冬期間がすばらしいということで泊まっている人なんかはいないのですか、あそこに。それだけちょっと確認します。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 5番議員のご質問にお答えします。

平成29年度、本年度の通年利用者は1名でございます。

また、冬期間すばらしいとって利用される方というふうなご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり休憩施設として建設、建築されたものですから、冬期間の対策が十分でないということで、冬期間の利用につきましては皆様ご不満といたしますか、すばらしいとって利用されているような状況にはございません。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） そうしますと、今の答弁ですと1名だけいらっしゃいますということですね。この方は、では来年からどうするのですか。その1名に対して。あくまでも1年間住めますよというふうな、多分そういうことでいらっしゃると思うのですけれども、それは説明してご理解いただくということももちろんわかりますけれども、その方来年からどうするのですか。それに対する対応はどうするのですか。答弁願います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいま1名ご利用なさっておりますが、30年度については退去するという旨のお話をいただいているところでございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 先ほど私、ちょっと忘れましたが、中に入っている道具等、生活の道具ですか、それは一応全部撤去させるのですか。もう一回確認します。その場合、収納場所というのを町で確保してあるのでしょうか。そこら辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまご説明したとおり第2項におきまして、そのような荷物等の保管ということもありますので、2項を新たに新設しまして条文を整えたところでございますので、荷物等の保管については大丈夫ということでございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れございませんか。

○5番（湯田純朗君） はい。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 第5条の第2項規定、やむを得ず使う場合には町長の許可を得るというのですけれども、要するに冬期間いろんなイベントありますよね。そういったときに、そのイベント、下郷でもありますし、町外にもいろんなイベント、そこに参加するためにラウベを使わなければならないという場合も多々あると思うのです。そうした場合に、町長が認める範囲というのはどの程度認めるのか。

それから、当然冬雪降りますから、あのラウベの道路、これ除雪するのকাশないのか。当然維持管理等も含めて除雪の必要性があると思うのですけれども、除雪するのかどうか。

あとクラブハウスの管理、冬期間どのように管理するのか。地域に委託されている方おりますけれども、クラブハウスはオールシーズン、一年中委託してその管理をするのかどうか。

それから、現在30棟のうち使用状況というのが、その後の経過またわからないのですが、現在の使用状況どういうふうになっているか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいま2項に対するその範囲でございますが、今ほど例を挙げていただきましたけれども、イベント等に参加する場合、もちろん使うようなことがあります。そのような場合は使っていただいて大丈夫というふうに考えてございます。

また、2点目の除雪、さらにはクラブハウスの管理につきましては、除雪につきましては、来年度になりますけれども、条例が通れば、冬期間の建物等の雪おろし等の管理もございますので、除雪は当然行っていくますが、これまでのように毎日生活できるほどの除雪体制はとらない考えでございます。クラブハウスの管理につきましても、管理人は12月いっぱいまででございます。当然冬期間は町が直接管理することになってございます。さらに、利用状況でございますが、29年度当初、4月は18棟の利用で来ました。途中6月に1名の方が増えまして、最終的には29年度状況としましては19棟の利用があるという状況でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 特別認める、冬場のいろんなイベントの場合は認めるということでございますが、その場合の、認める場合の許認可、どういう形。電話でやるのか、あるいは文書等できちっとその申請をするのか。その辺もやっぱりきちっと決まっていないういいかげんなことになってしまうのですが、その辺の規定というのはどうお考えですか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 新しく起こしました第2項に対する規則、規定等は特に定めて

ございません。現在のところ、せっかく利用していただく方に冬期間の利用は少ないですけれども、1日等のイベントにつきましては皆さん参加していただけるということであれば、口頭で今のところ連絡いただければその体制をしいてやっていくことがクライנגアルテンの利用者にとってのサービスになるのかなと考えているところでございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 冬場の、冬期間のイベント、これ町内のイベントもありますが、町外の多くのイベント、あるいはスキー等を楽しむ方もおります。ですから、1日になるか2日になるか、1週間になるか10日になるか、その辺の期間もまちまちだと思うのですが、その辺の解釈は細かく規定しないで、例えば1カ月になるかもしれないです。そういう期間の設定というのは大まかにおおらかに認めるのかどうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 1日でなくて長い期間あったらどうするかとのことですけれども、今のところこれによりまして冬期間は閉鎖をさせていただくということを十分に利用者にお伝えしてご理解を図っていくという考えでございます。また、冬期間の利用につきましては、ここのクライנגアルテン支援協議会の中に観光協会等もございますので、湯野上温泉旅館等のご利用で、できればそういった利用もしていただきたいというふうなことでお願いをするつもりでございます。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 町外のイベントは認めないの。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 町外のイベントも、あるいはどのようなことでクライングアルテンを利用すると、いろんなケースがあるかと思いますが、それ全て先ほど申し上げましたとおり、基本的には冬期間の閉鎖をします、荷物は大丈夫ですよ、さらにいろんなイベントにおいては町外のほかの旅館、民宿等ございますので、そういった施設のご利用を勧めていきたいと考えております。

○11番（佐藤盛雄君） 了解。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れありませんか。

○11番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 使用料の件でお尋ねいたします。当初クライングアルテン使用料設定するとき、それからつくるとき、当初は冬期間は利用しないというのを前提でクライングアルテンをつくったはずで。それで、40万円というのにしていますが、今回条例の改正によって改めて冬期間は宿泊させないということをうたい、なおかつ使用料を年額10万円減額するというので、これは減額の理由がまだ説明されていけませんので、今ま

ですとなし崩し的に1年間泊まっている方がいたというだけであって、減額の理由をお尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 40万円から今回30万円の根拠ということで、先ほどお話、説明申し上げましたとおりでございます、その中で実質冬期間使えない部分を含めて40万円にしておりましたので、今回現実的に利用できる期間を換算しまして、40万円掛ける12分の9カ月で30万円としたところでございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 現実的に利用できる期間を考えて9カ月、だから30万円にしたということなのですが、当初40万円にしたときは冬期間を使用しないという見込みで40万円にしたのですよ。その説明だとちょっとおかしいですね。40万円の算定基準は、年間といえども9カ月だったのです。冬期間という部分は利用しないだろうと、農業体験等、作物もつukれないからということだったのです。今の理由ですとちょっと違うのではないですか、当初の算定の仕方と今回の10万円の減額というのは。どうですか。当初ははなから9カ月で見ていたのです、説明では。40万円を算出する、算定するときに冬期間は使わない。でも年間40万円だ。今の説明ですと、冬期間3カ月使わないから10万円減らして30万円にしたという理由ですけれども、おかしいのではないですか、最初の設置のときの使用料を設けたときの理由と。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいま8番議員、条例設定当初のお話かと思いますが、当初40万円は冬期間を使わないことにしてというふうな説明をされた、受けたというお話ですけれども、その辺はよく存じ上げてございません。ただ、年間40万円、4月1日から3月31日までの年間40万円というふうな料金の設定におきましては、各県等の当時のクラインガルテンの年間使用料を参考にして、1年間の使用料として40万円を設定したと思っております。ところが、今回震災以降、現実的には想定はしておりませんでした、震災以降、県の借り上げ住宅等の被災者に対する支援がございまして、人道的な見地もありまして、町のほうでは1年間使っていただいております状況でございました。今回冬期間の利用もほかの方の利用がないということで、この際冬期間は閉鎖するという文言を加えましたので、利用者からすれば、今までの1年間使えた40万円掛ける12分の10が40万円掛ける12分の12が12分の9になったということであれば、当然40万円を基本と減額してもよろしいのかとの考えで条例を提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 前提が違ような気がするのです、課長の説明とこの30万円にした。

利用者がいないから、10万円減らしたらもっと利用者が増えるのではないかという理由ならば私わかるのです。ところが、はなから12カ月で冬期間利用がないのを前提だったのです。課長がそのときのいきさつわからないという話でしたけれども、当初から12カ月だったのです。40万円だったのです。ただ、冬期間は利用者いないよねという話だったのです。そういう前提でやって、もともと冬期間の利用がないという上で条例をつくっているのに、今回改定して冬期間を閉鎖するというのを明文化しただけで9カ月しか使わないから30万円にする、10万円減額するという、それはちょっと私納得いかないです。再々質問になってしまった、もう質問できないのですが、そういう理由は納得できないのです。もともと12カ月で冬期間の利用は見込めないよねという、だから条例の中に文言入れなかったのでしょうか、多分。それを新たに冬期間を閉鎖するということで、9カ月だから40万円を30万円にしましょうという説明は納得できないのです。もともと9カ月の利用を前提としての40万円だったわけですから。これが利用者なかなか申し込みない、利用者少なくなっている、だから新たな利用者を獲得するために10万円減額したいのだという理由ならわかるのです。12カ月が9カ月、これは私は納得できないのです、そういう言い方だと。もともと冬期間利用しないで実質9カ月で40万円という算定をしていたわけですから、新たに条例をつくって9カ月にしたから30万円、おかしいでしょう。違いますか。

○議長（佐藤勤君） 正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 利用者を増やすための減額ではございません。再三申し上げましたとおり前提は、議員おっしゃるとおり40万円の前提につきましてはそのような経過があったかもしれませんが、条文では使用期間におきまして4月1日から翌年の3月31日までの12カ月、1年間使えますという内容になってございます。それと同時に、その使用料につきましては年間の使用料が、いわゆる4月から3月31日の年間の使用料が年間として40万円ですと条例に明記させていただいているところでしたので、これを閉鎖するということになれば、利用者からすれば4カ月分、3カ月分ですか、その料金は少し考慮すべきではないかとの声も生まれてくるのかな。そういう部分の中におきまして、私が再三、12分の9が、大変申しわけないのですが、根拠としてそのようにさせていただいて減額させていただく提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 8番議員、答弁漏れはありませんか。

○8番（猪股謙喜君） なし。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8 番、猪股謙喜君。

○8 番（猪股謙喜君） 条例等に書いていないからという理由で、そういった前提でつくったのにもかかわらず条例に書いていないという部分だけで10万円の減額の使用料について、私は議会と町との信頼関係、町民との信頼関係において、そういった言い方は大変納得できないものでありますので、この条例に対しては反対したいと思います。

○議長（佐藤勤君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。賛成の方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） ほかに討論ありませんか。

3 番、室井亜男君。

○3 番（室井亜男君） 30棟つくって18棟しか使わない、最初つくったときは抽せんであったというような混み方があったわけでございまして、今30棟のうち18棟を使って、12棟あいているということを考えた場合に、値段というものも下げざるを得ないのかなというようなことを考えまして、私はこの条例に対して賛成をいたします。

○議長（佐藤勤君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで討論を終わります。

これから議案第56号 クラインガルテン下郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（佐藤勤君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午後 0 時 0 5 分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午後 1 時 0 0 分）

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、まず先ほどの室井議員さんからのご指摘の特別職の期末手当につきまして、今年度と来年度の差額ということでございましたので、まず6月期につきましては町長が2万1,764円、副町長が1万7,336円、教育長が1万6,617円、12月期においても同様の金額でございます。合わせますと、町長が4万3,528円、副町長が3万4,672円、教育長が3万3,234円でございます。

それから、佐藤盛雄議員の非常勤職員の育児休業取得時における保障関係でございますが、これにつきましては仮に非常勤職員を採用した場合、職員と同様に共済組合に加入していただくことになりまして、先ほど申し上げました職員の保障と同様となるもの

でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） よろしいですか。

日程第 13 議案第 57 号 下郷町公営住宅（1—2 号棟）建設工事請負契約について

○議長（佐藤勤君） 次、日程第13、議案第57号 下郷町公営住宅（1—2 号棟）建設工事請負契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議案第57号についてご説明いたします。

36ページでございます。上程させていただきました下郷町公営住宅（1—2 号棟）建設工事請負契約についてにつきましては、去る11月27日に4社による指名競争入札の結果、下郷町大字豊成字林中6112番地、株式会社渡部工務所、代表取締役、渡部芳徳が5,724万円で落札いたしました。

事業内容でございますが、木造2階建て、間取り、1階、1LDK、13.3畳、和室6畳1室、2階、洋室6畳2室、床面積、1階、50.72平米、2階、29.98平米、合計79.7平米、トイレ、合併浄化槽による水洗式でございます。

お手元に配付しております資料赤色の塗り潰し箇所でございます。既設住宅は、昭和54年度に建設され、供用38年が経過し老朽著しく、昭和56年度改正建築基準法に適用されておりません。

6月議会の議決案件1—3、1—4号棟の2棟に引き続き、今回1棟を上程するものでございます。今回の建てかえにより、入居者の安全、安心な住居環境を提供するものでございます。契約工期につきましては、平成30年3月30日に竣工を予定しております。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これできた場合に家賃というものはどのようになるのか。この前も聞いたかなと思うのですが、今回改めて家賃はどのぐらいになるのか、この1点だけお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 家賃のご質問でございますが、入居者の所得状況によってばらばらになっておりますが、5年間をもちまして段階的に正規の家賃住宅にさせていただくということで、入居者の説明会を持って了解を得ております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） その家賃を、例えば200万円とか300万円と違って、その規定があるわけですから、その規定を全部教えてください、どのぐらいになるのか。ということはなぜ聞くかというと、家賃の滞納というものが非常に多いわけですから、そういうようなことを勘案した場合にどのぐらいの家賃になるのかということを検討してみたい。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 大変申しわけありません。家賃の算出基準につきましては、今手元に資料がございません。後ほど提出させていただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） いかがですか。どうしますか。

○3番（室井亜男君） 休憩して出してください。

○議長（佐藤勤君） では、休憩して確かめます。

暫時休憩いたします。（午後 1時07分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午後 1時14分）

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 住宅使用料の算定方式でございますが、基本的には入居者全員の所得から扶養等の控除金額を12カ月で割った金額で算定しております。ですので、各住宅ごとの各部屋ごとに対象者の金額は違ってまいります。さらに、傾斜家賃の算定の仕方でございますが、仮に現在1万6,000円と仮定いたしますと、5年間段階的に傾斜してまいりますので、まず1年目は1万6,000円が1万9,100円、2年目が2万2,300円、3年目が2万5,500円、4年目が2万8,600円、5年目が3万1,800円で、これで正規の金額の算定ということになります。

以上でございます。

○3番（室井亜男君） 了解。

○議長（佐藤勤君） 1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 1番の星ですけれども、1点だけ質問させていただきます。

各部屋に一応照明器具はつくのかつかないのか、その点お知らせ願います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 各部屋、住居区間につきましては入居者の持ち込みとなっております。ただし、トイレ、風呂場等の設備に関しては、ユニット式で既設で最初から設置してある状態になっております。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） つかないということなのですからけれども、借りる場合に借りる人の出費

になるみたいなのですけれども、やはりここら辺も一応考慮して照明器具をつけてやるというのが、私はこれから先のことを考えればやるような方向でいてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 現行の考え方でありますと入居者持ち込みという原則でございますので、今後その点を課題といたしまして、検討させていただきます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○1番（星輝夫君） ありません。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これ工期が3月31日までですか、来年度。これから契約して云々となると、来年から実際に現場に入ると思うのですけれども、3カ月間でできますか。それまず第1点。

それから、今家賃の推移のこと、5年間の推移の説明ありましたが、住宅使用料が約倍になるのです、大体。すると、当然できて入る方は、今脇に移した方が入るわけでしょう。そうすると、今まで払っていない方がこんななつて払えるのですか。私前にも一回一般質問で質問しましたけれども、借り上げ住宅の場合だったと思うのですけれども、全部精算させて区切りをつけて出るなり入るなりというふうな形の経緯があったと思うのですけれども、これは明確にちゃんと説明会やっていますか。それともそんなことやらないでただ入れるのですか。そこら辺をひとつお願いします、3点ほど。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 契約工期でございますが、3月30日となっております。ただし、この事業、補助事業ということでございますので、繰り越しさせていただきたいと思えます。契約の暁には繰り越しさせていただきたいと思えます。

それと、家賃でございますが、事前に昨年度2回、今年度1回、対象者に対してご説明もしております。6月に議決されました2棟分、今回分の1棟分につきましても、仮入居の方が優先ということでございますので、その対象者に関しては今現在滞納はございません。残りの方は確かに滞納者でございます。その点につきましても十分にご説明いたしまして、滞納のないように指導していきたいと思えます。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 先ほど私聞いたのは、一旦線を引いて今までの分を納入させて入れるのか、今までどおりに払わなくていい恩恵を授けたまま入れるのか、どちらですか。それちょっとお答えください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今現在の考え方でございますが、湯田議員のおっしゃるような

一旦精算するという考え方は今現在はありません。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

5 番、湯田純朗君。

○5 番（湯田純朗君） そうしますと、住宅使用料払わなくていい、それに付随して水道も払わなくていい。それでもって、誰かが前、前日話ありましたけれども、温かいところに入れると、今よりすばらしいものに入れると。家賃が上がろうが何しようが全然関係ないというような状態になってくると思うのですけれども、それで町民感情というのですか、そういうものに配慮はしていないのですか。私はしていないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議案書のご説明でも申し上げましたように、現在の既設住宅は昭和54年に建設されております。38年の経過によりまして老朽著しく、最新の昭和56年の建築基準法には対応しておりません。ですので、入居者に対する安全な住居環境を提供するものということでございますので、家賃の滞納とはまた別の考え方で整理させていただきたいと思っておりますので、その辺はご理解願いたいと思っております。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはありませんか。

答弁漏れないものと認めます。

8 番、猪股謙喜君。

○8 番（猪股謙喜君） 二、三質問させていただきます。

まず、今回の1—2号棟の入札に関しまして、参加資格者幾つあったのか。

それから、前回は2棟が発注ということで、建築と建設と分けて入札ということだったのですが、今回はどういった、建築、建設分けたのか一緒だったのかお尋ねします。

それから、1—2号棟、契約金額が5,724万円、前回と同じような、附帯施設も含めると同じようなところだと5,778万円が決まっておりますが、1—2号棟と1—4号棟を比較して、設計上違う部分というのはどこなのかお尋ねいたします。

それから、補助がついたということでございますが、どこからの補助で、補助率等はどうか。

それから、この時期になって補助がついたといういきさつ、こちらからのアクションも、町からのアクションもあったのでしょうか、町ではどういったアクションで今回補助が決定されたのか、その流れを教えてくださいたいと思っております。

お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） まず、1点目、資格業者で何社でございまして、4業者になっております。三立土建株式会社、株式会社渡部工務所、五十嵐建設株式会社、株式会社しもごう環境サービスの4社でございまして、これにつきましては、前回の1—2号棟に建物の附帯工事といたしまして受電盤施設ということで電気設備が入っております。と

いうことでございますので、一般建設業の指名という形になっております。

それから、前回の設計金額の質問と思われますが、基本的に内容は変わっておりません、4月以降。ですが、県の示す歩掛かり等の改正が10月にありまして、諸経費が改正されました。その分の2%が若干金額上昇という内容になっております。

それから、補助がついたのということでございますが、これは福島県全体の社会資本整備総合交付金事業ということで、今年音金橋等もやっております交付金事業の中身の一環といたしまして、福島県が一括全部管理しております。その中で他町村、他市町村ですか、のところで消化できないという金額が発生したとのことで、消化できる市町村に照会があったところでありましたので、下郷町は1棟追加という流れで今回の発注となっております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） わかりました。

補助に関しましての再質問ですが、当初2棟やるということで2棟分を補助申請していたのか、それとも3棟、4棟分ですか、4棟分まで一括で補助申請して、2棟分が先に決まったのか。そこいら辺を教えていただきたいなと思います。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今回の姫川住宅に関しましては、当初予算の段階において4棟分を要求しておりました。ただし、県の配分によりまして、住宅に関しては2棟分という形になりましたが、先ほど申し上げましたように1棟追加の分は先ほどの県内の市町村の消化できない分を下郷町に回してもらった状態でございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 下郷町公営住宅（1—2号棟）建設工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 14 議案第 58 号 平成 29 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 15 議案第 59 号 平成 29 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 16 議案第 60 号 平成 29 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 17 議案第 61 号 平成 29 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 18 議案第 62 号 平成 29 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 19 議案第 63 号 平成 29 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（佐藤勤君） この際、日程第14、議案第58号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第5号）、日程第15、議案第59号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第60号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第61号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第62号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議案第63号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第58号につきましては総務課長、星修二君、議案第59号及び議案第60号につきましては町民課長、大竹義則君、議案第61号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第62号及び議案第63号につきましては建設課長、渡部芳夫君、順次説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、37ページをごらんください。議案第58号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第5号）、補正予算についてでございますが、今回の補正につきましては、既決予算の総額から5,989万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ49億7,913万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入関係の主なものをご説明いたします。44ページをごらんください。1款町税、1項町民税の個人分についてでございますが、現年分及び滞納繰り越し分いずれも10月までの実績から今後の見込み額等の増に合わせまして999万円の増額計上となっております。

続きまして、2項の固定資産税におきましても、町民税と同じく現年分及び滞納繰り越し分いずれも収入見込み額増によりまして1,378万3,000円の増額計上となっております。

次、その下の3項の軽自動車税におきましても、同様に見込み額の増によりまして59万

円の増額計上となっております。

次に、13款国庫支出金、1項国庫負担金の保険基盤安定負担金につきましては、再算定によりまして27万6,000円の減額計上でございます。

次のページ、45ページになりますが、同じく国庫支出金の1目民生費国庫補助金の障害者福祉費国庫補助金では、障害者自立支援給付支払いシステム改修費補助金としまして30万9,000円の増額計上となっております。その下の児童福祉費国庫補助金の地域子ども・子育て支援事業国庫補助金では、しもごう保育所から地域子育て支援センターへの職員の配置がえによる人件費の増に伴い、補助金としまして138万5,000円の増額計上となっております。

次に、その下になりますが、3目の土木費国庫補助金の道路橋梁費国庫補助金では、当初予算要望額から内示額が減額されたことにより、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金で1,404万円、防災安全交付金事業国庫補助金で2,945万2,000円、合わせて4,349万2,000円を減額計上しております。その下の住宅費国庫補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業国庫補助金では、本事業対象者がいなかったことにより7万7,000円を減額計上しております。

次に、同じく県支出金の1目民生費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、再算定によりまして13万1,000円の減額計上でございます。

次に、その下の同じく県支出金、1目総務費県補助金の市町村バス運行費県補助金につきましては、地方路線バス運行委託料の額の確定により42万2,000円の増額計上となっております。

次に、2目民生費県補助金の多子世帯保育料軽減事業県補助金で、対象児童数の増によりまして37万7,000円の増額計上、その下の地域子ども・子育て支援事業県補助金では、先ほど国庫補助金でも説明いたしましたが、しもごう保育所から地域子育て支援センターの職員配置がえによります人件費増に伴いまして、県補助金分としまして国庫補助金と同額の138万5,000円を増額計上しております。

一番下になりますが、8目の土木費県補助金の安全安心耐震促進事業補助金では、本事業対象者がいなかったことにより3万8,000円の減額計上となっております。

次に、46ページをごらんください。同じく県支出金のうつくしま権限移譲委託金では、委託事務項目の増によりまして46万3,000円の増額計上となっております。

次に、その下の15款財産収入関係では、建設課車両更新に伴う公用車等売却収入としまして51万7,000円の増額計上となっております。

次の17款繰入金の基金繰入金関係では、財源調整のため財政調整基金繰入金につきましては5,000万円の減額計上、過疎対策基金繰入金及び橋梁整備基金繰入金につきましては、それぞれ100万円を増額計上しております。

次に、47ページになります。19款諸収入関係でございますが、各種検診個人徴収金で44万5,000円、その下の広域連合受託事業で47万円、いずれも受診者数の確定によりましてそれぞれ減額計上しております。次に、その下の自動車損害賠償共済金につきましては65万9,000円の増額計上となっております。その下の後期高齢者医療広域連合償還金に

つきましては、平成28年度療養給付費負担金の確定により連合会からの償還金331万8,000円を増額計上しております。次に、長寿・健康増進事業助成金につきましては、高齢者ふれあい交流事業が補助対象外となったため、6万3,000円の減額計上となっております。次に、既存の健診対象外の県民に対する健康審査受託事業につきましては、受診者の減少により県からの受託金8万6,000円を減額計上しております。一番下の木造住宅耐震診断者派遣事業負担金につきましては、本事業の対象者がいなかったことによりまして個人負担金1万2,000円を減額計上しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。48ページからになります。初めに、給与、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金等につきましては、今回提案いたしました職員の給与に関する条例の一部の改正等に伴います補正でございますので、説明を省略させていただきます。

初めに、2款総務費、1目の一般管理費の給料の特別職につきましては、主に町長の給与に関する特例期間の終了によりまして本来の給料となったため、227万1,000円を増額計上しております。一般職につきましては、主に産休で総務課に在籍しておりました職員が10月1日付で職場復帰し、総務課から健康福祉課へ配属したため、157万4,000円の減額計上となっております。職員の手当等の増減につきましては、給料と同様の理由によるものでございます。共済費の一般職につきましては、給料と同様に105万4,000円の減額計上ですが、特別職につきましては年齢要件によりまして共済掛金が大幅に減額になったため、65万8,000円の減額計上でございます。次に、49ページになりますが、旅費についてでございますが、行政区長の視察研修旅費でございますが、参加者の減少によりまして116万7,000円の減額計上となっております。ちなみに、参加者につきましては38名中17名が参加しております。その下の委託料につきましては、職員検診委託料につきまして実績額及び見込み額から63万9,000円の減額計上となっております。

その下の委託料関係でございますが、地方路線バス運行委託料としまして、額の確定によりまして141万5,000円を増額計上でございます。

その下のふれあいセンター関係で、施設修繕料としまして非常警報設備、放送設備ですが、バッテリー機能不良によります取りかえ修繕料としまして60万3,000円を増額計上しております。

次に、50ページをごらんください。同じく総務費の1目の税務総務費、職員手当等の超過勤務手当でございますが、原子力災害に伴います山林補償関係事務量の増によりまして41万1,000円を増額計上となっております。

次に、2目賦課徴収費の役務費の償却資産データ入力事務手数料としまして19万5,000円を増額計上となっております。その下の委託料でございますが、税システム制度改正対応業務委託料としまして、平成30年度個人住民税制度改正に伴うシステム改修費としまして36万8,000円を増額計上となっております。

次に、51ページになりますが、一番上の同じく総務費の1目戸籍住民基本台帳費の戸籍システム機器賃借料につきまして、当初予算では5月から翌年の3月までの11カ月を想定し予算措置しておりましたが、4月からの運用となり、1カ月の不足分としまして

36万8,000円を増額計上しております。

次に、同じ総務費の2目町長選挙費でございますが、これにつきましては51ページ、52ページになりますが、合わせて97万6,000円不用額が発生しておりますので、それを整理したものでございます。

次、52ページの3款民生費、1目社会福祉総務費の給料、職員手当等、共済費につきましては、先ほどお話ししましたとおり、総務費においても説明しましたが、総務課在籍の産休職員が10月1日付で職場復帰し、健康福祉課のほうに配属になったための増額計上でございます。次に、繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金、保険基盤安定負担金分としまして54万4,000円、財政安定化支援事業分としまして45万4,000円、それぞれ算定により減額計上しております。

その下の敬老祝金につきましては、支給事務終了によりまして不用額11万円を減額計上しております。次、53ページになります。同じ民生費の3目老人福祉費の繰出金で地域支援事業繰出金については、地域支援事業費の増に伴い131万3,000円を増額計上しております。2つ下のその他の繰出金では、給与改定及びシステム改修費の増によりまして108万5,000円を増額計上となっております。

6目の障害者福祉費、システム改修委託料では、障害者自立支援給付支払等システム改修費としまして62万円の増額計上となっております。

次に、同じ民生費の2目児童措置費の扶助費で多子世帯保育料軽減事業について、対象児童の増によりまして29万5,000円を増額計上となっております。

一番下になりますが、4目のしもごう保育所費の給料で453万2,000円、職員手当等で161万7,000円、それから次のページの共済費で159万6,000円を減額計上しておりますが、これにつきましては先ほど保育所でも説明いたしましたが、保育所から地域子育て支援センターへ職員1名を配置がえしたための減額計上でございます。54ページになりますが、その下の賃金につきましては、臨時職員の減によりまして臨時雇用賃金184万9,000円の減額計上となっております。

次に、5目の地域子育て支援センター事業費で、主に給料、職員手当等、共済費につきましては、保育所から職員の配置がえにより増額計上したものでございます。また、これに伴いまして臨時職員の減により、臨時雇用賃金182万円を減額計上しております。

次に、55ページになります。4款の衛生費になりますが、2目予防費の結核検診委託料につきましては、受診者数の確定によりまして19万9,000円の減額計上でございます。

その下の3目保健事業費の委託料で、各種検診の受診者数の確定によりまして295万1,000円の減額計上となっております。その下の負担金関係の後期高齢者健康診査事業負担金では、受診者数の確定により14万3,000円の減額計上でございます。

少し飛びますが、57ページになります。7款商工費でございますが、一番下の2目観光費の工事請負費で湯野上駅駐車場改修工事としまして798万7,000円を増額計上でございます。これにつきましては、大型バスが進入した際、Uターンできるスペース及び駐車スペースの確保、また来年度の観光シーズンに対応するため、今回予算計上させていただきました。

次のページ、58ページになります。8 款の土木費、1 目の土木総務費の報償費で2万円、需用費で21万8,000円、役務費関係で5万円、合わせて28万8,000円でございますが、これにつきましては沼尾シェッド本体工事竣工に伴う完成式開催に伴う経費を予算計上させていただきました。

次に、土木費の一番下になりますが、2 目道路維持費関係でございますが、賃金で94万2,000円、需用費の修繕料で50万円、次のページに行きまして、賃借料関係で76万2,000円、原材料費で23万4,000円、それぞれ11月半ばまでの実績及び今後の見込みによりまして増額計上しております。その下の備品購入費につきましては、除雪車購入に伴う入札請け差684万2,000円を減額計上しております。

3 目の道路新設改良費の委託料で1,935万2,000円、工事請負費で3,733万6,000円につきましては、国庫補助内示額の減額に合わせましてそれぞれ事業費についても減額計上したものでございます。

4 目の橋梁維持費の委託料で90万円、工事請負費で36万円につきましては、事業費の確定によりまして減額計上しております。

一番下の1 目住宅管理費の委託料では、応募者がなかったことから23万5,000円を減額計上しております。

次に、60ページになりますが、9 款の消防費の中ほどの使用料関係でございますが、自動車借上料につきましては、婦人消防隊の視察研修事業終了によりまして不用額10万円を減額計上しております。

61ページになります。中ほどの10 款教育費、2 目の教育振興費の対外遠征等助成金につきましては、10月までの実績、今後の上位大会出場見込み額によりまして22万8,000円の増額計上となっております。

次に、62ページ、最後のページになりますが、3 目のコミュニティセンター管理費の光熱水費につきましては、大川ふるさと公園内漏水に伴いまして159万4,000円を増額計上し、予備費で調整したものでございます。

以上、一般会計補正予算の主なものを説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 次、町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） それでは、議案書63ページをお開きください。議案第59号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げたいと思います。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,021万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億872万9,000円とする内容のものでございます。

69ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。3 款国庫支出金、2 目高額医療費共同事業負担金でございますが、77万9,000円の減額補正で、568万7,000円となります。これは、高額医療費共同事業拠出金について、国が4分の1、県4分の1、町2分の1の補助負担割合となっております。その4分の1でございます。国保連合会の再算定によりまして通知されたものでございます。

4 款療養給付費交付金でございますが、退職者医療に関する交付金で、支払基金より

通知がありまして、725万8,000円の減額補正となっております。

6 款県支出金、1 目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫支出金と同様の同額の77万9,000円の減額補正で、568万7,000円となっております。これも国保連合会の再算定によりまして通知されたものでございます。

7 款共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金につきましては799万5,000円の減額補正で、1,721万6,000円となります。これも国保連合会からの再算定により通知されたものでございます。高額医療費共同事業だけで見ますと、交付金が1,721万6,000円となり、後で歳出のほうで説明いたしますが、拠出金が2,275万円から国、県の補助金を除く町負担は1,137万6,000円となり、約584万円が多く交付される見込みでございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、659万4,000円の減額で、1 億8,301万9,000円となります。これも国保連合会の再算定でございます。保険財政共同安定化事業だけで見ますと、交付金が1 億8,301万9,000円で、歳出で説明いたしますが、拠出金が1 億8,031万2,000円で、270万7,000円多く交付される見込みでございます。

次のページ、70ページをお開きください。9 款繰入金、1 節一般会計繰入金につきましては、先ほどの一般会計の繰出金と同額で、人件費分といたしまして29万3,000円の増額、これは給与改定による補正でございます。財政安定化支援事業分は、国保税軽減分と算定係数の確定によりまして450万4,000円の減額補正となります。その下の2 節保険基盤安定繰入金につきましては、国保税を軽減した場合保険税が減少となり、国保財政が厳しくなるので、軽減した分を一般会計から国保特別会計へ繰り入れるもので、軽減人数等が減ったため54万4,000円の減額補正となります。

その下の11 款諸収入、3 項雑入、7 目一般被保険者返納金につきましては、794万6,000円の増額補正でございます。これは、下郷町国民健康保険を資格喪失後に国民健康保険被保険者証を使用して受診したことによって発生した医療費等の返納金でございます。全国健康保険協会から保険者間調整によりまして前年度に国保が負担した金額を返納していただいたものになります。対象者は1 名で、病名につきましては心臓の弁膜症でございます。

歳出について申し上げます。71ページをお開きください。1 款総務費、1 目一般管理費でございますが、29万3,000円の増額補正であり、これは給与改定に係る人件費分の補正となっております。

2 款保険給付費、1 目一般被保険者療養給付費につきましては、2,866万7,000円の増額補正でございます。被保険者が減少しているのに医療費が増加する傾向となっておりますが、被保険者が高齢化していること、医療の高度化、高額化が進んでいることが増え理由でございます。

その下の2 目退職被保険者等療養給付費につきましては、財源内訳の補正となっております。

72ページをお開きください。2 款保険給付費、1 目一般被保険者高額療養費において、高額な医療費支出により845万1,000円の増額補正となります。理由につきましては、一般被保険者療養給付費と同じで、高額な医療給付が増えれば連動して高額療養費も増加

している状態でございます。

2 款保険給付費、1 目葬祭費につきましては、当初12名分を見込んでおりましたが、今回 4 名分、20万円を増額補正し、80万円とするものでございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金については、財源内訳の補正でございます。

同じく 6 款介護納付費、1 目介護納付費についても財源内訳の補正でございます。

73ページをお開きください。7 款共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金につきましては、国保連合会の再算定により311万8,000円の減額で2,275万円となります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、連合会の算定により 508 万 2,000 円の減額で、1 億8,031万2,000円となります。

11款諸支出金、3 目償還金でございますが、336万3,000円の増額補正でございます。これは、平成28年度の療養給付費等負担金の過年度精算によるもので、292万 1 円の国への返還金、特定健診の返還金といたしまして国と県合わせまして44万2,000円の返還金でございます。これは、平成28年度の交付金が過大交付があったということで返還するものでございます。

12款予備費につきましては、財源調整により5,298万8,000円を減額し、2,126万1,000円とするものでございます。

以上、今回の補正内容でございますが、去る12月 4 日開催の第 3 回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書74ページをお開きください。議案第60号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,539万5,000円とする内容のものとございます。

80ページをお開き願います。歳入でございますが、5 款諸収入につきましては、1 目保険料還付金 3 万5,000円の増額、あわせて 2 目還付加算金6,000円が増額となります。これは、後期高齢者医療保険料軽減判定システムにおけるシステム誤りによるものでございます。

次の81ページをお開きください。歳出の 3 款諸支出金につきましては、1 目保険料還付金で 3 万5,000円の増額補正で、対象者は 3 名でございます。あわせて 2 目還付加算金 6,000円が増額となります。対象者は 2 名でございます。広域連合から返還していただき、対象者に還付するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 次に、健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、82ページをお開きいただきたいと思います。議案第61号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ9億278万2,000円とするものでございます。

83ページから87ページにつきましては、総括でございますので省略させていただきます。91ページ、3の歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費でございますが、これは職員の給与改定及びシステム改修によりまして154万5,000円の増額となっております。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございますが、給付見込みの再算定によりまして1目居宅介護サービス給付費につきましては500万円の減額、3目地域密着型サービス費につきましては150万円の増額、5目施設介護サービス給付費につきましても300万円の増額となっております。

続きまして、92ページをお開きいただきたいと思います。同じく2項介護予防サービス等諸費につきましては、給付見込みの再算定によりまして50万円の増額となっております。

次に、5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、給付見込みの再算定によりまして、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては827万円の増額、2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、職員の給与改定等によりまして37万3,000円の増額となっております。

93ページになりますが、同じく3項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましても、職員の給与改定によりまして6万1,000円の増額となっております。

94ページをお開きいただきたいと思います。7款地域包括支援センター事業費、1項地域包括支援センター運営費につきましては、職員の給与改定によりまして8万3,000円の増額となっております。

次に、8款新予防給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、職員の給与改定等がありますが、各節ごとの増減によりまして、1目要支援サービス計画給付費の増減はございません。

10款の予備費でございますが、財源調整によりまして46万6,000円の減額となっております。

次に、88ページに戻っていただきまして、2の歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付負担金でございますが、これはサービス給付費の見込み減によりまして150万円の減額となっております。

続きまして、同じく2項国庫補助金につきましては、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、5目介護保険事業費補助金ともに見込み増となりまして、合計311万5,000円の増額となっております。

89ページになりますが、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金につきましては、給付費の見込み増によりまして294万1,000円の増額となっております。

次に、5款県支出金、1項県負担金につきましても、同様に給付費の見込み増により15万円の増額となっております。

続いて、同じく２項県補助金につきましては、見込み増によりまして132万8,000円の増額となっております。

７款繰入金、１項一般会計繰入金であります。それぞれ再算定によりまして、２目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、３目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、５目その他の一般会計繰入金、６目地域包括支援センター運営費繰入金、それぞれ見込み増となりまして、249万6,000円の増額となっております。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 次に、建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 95ページをお願いします。議案第62号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

歳出予算の総額２億1,554万7,000円の変更はないものといたします。

99ページをお願いします。歳入でございます。１款簡易水道費、１目簡易水道費、それぞれ２、３、19節の金額を３万5,000円の増額といたします。

その下、３款予備費、１目予備費でございますが、３万5,000円の減額となっております。これにつきましては、職員給与の条例改正に伴う内容の変更でございます。

100ページをお願いします。議案第63号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

歳出予算の総額に4,345万6,000円に対して変更はないものといたします。

104ページをお願いします。歳出でございます。１款農業集落排水費、１目農業集落排水費、２、３、19節、給料、職員手当等、負担金補助及び交付金でございますが、４万1,000円の増額となっております。

その下、３款予備費、１目予備費、４万1,000円の減となっております。これも同じく職員給与の条例改正に伴う変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 57ページの工事請負費につきまして１つお伺いいたします。湯野上温泉駅駐車場の大型バスＵターンに関する予算ということで上げていただいたわけなのですが、この内容についてどのような設計というか、考え方をされているのかと、工期として春先までとおっしゃっていましたがけれども、具体的に冬のうちに実施されるのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 議案書57ページに係ります観光費、工事請負費の事業の内容についてお答えします。

駐車場につきましては、入り口の確保のために、今現在石垣等で入り口が狭まってお

りますので、その石垣を全て取り除きまして、駐車入りのスペースを大きくするような内容の工事となっております。現在既存の施設ですと、大型バス1台、普通車、普通の自動車18台の確保ができておりますが、そのことによりまして普通自動車につきましては3台だけ、これは町道側の入り口3台のスペースございますけれども、その部分を取り除かれるということで、その部分は3台減っていくような形になりますが、大型車のUターン等には十分、安全管理上さらによくなるものと考えております。工期でございますが、本年度3月末までに終了させていくという考えでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） このお話に関しましては、本当に常にトラブルを抱えているところだったので、本当にありがたいことだなとは思っております。

今後これを行うに当たって、大島地区、いわゆる湯野上駅周辺、その住民に対して何らかの説明会というのは開く予定でいらっしゃいますでしょうか。その点もう一つ伺いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ご議決をいただいた後には、周辺、駐車場の利用客もございまして、駅から職員も通じまして、周辺にはそのような工事を今後始めますということで周知はさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

○10番（山名田久美子君） ありません。

○議長（佐藤勤君） 7番、小玉智和君。

○7番（小玉智和君） 今の山名田議員の質問に関連あるのですが、この駐車場は皆さんご存じのように大変狭いところでありまして、入り口を改修工事するということで大変ありがたいことなのですが、私何回も見に行ったのですが、地元の車が二、三台常時あるのです。ですから、今課長から答弁あったように、説明会をやるようなお話でありますので、今後、結局これ町で改修工事やるということは大型バスと乗用車等がトラブル起こして、私もそれ現場にいた経験もありますので、そういうことのないようにするためにも、駐車場の中に地元の車が数台入っているのです、常時。これからは、改修工事以後にはそのことのないようにくれぐれも、課長、よろしく説明をして、それでもだめな場合にやっぱり立て看板も立てていただいて、やはりそういうことでお客さんに不便を来さないようによろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 7番議員のご質問にお答えします。

先ほど10番議員におっしゃいましたとおり、駐車場の整備が始まるということで、そ

の中では駐車場、観光客のため、利用者の安全確保のために行いますということをよく周知をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありませんか。

○7番（小玉智和君） ありません。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） まず初めに、2点ほど質問いたします。

49ページの下郷ふれあいセンター費の中で、60万3,000円ですか、施設修繕料、これ説明では放送設備と、バッテリーというふうなことでございましたけれども、これ具体的にどのような修繕なのでしょう。それをお聞かせください。

それから、62ページの保健体育総務費の中の6万3,000円の補正ですけれども、これスポーツ推進委員報酬14名と書いてあるのですけれども、これは不足分として何がどのような不足で6万3,000円をおとりになったのかお聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） 湯田純朗議員の質問にお答えします。

初めに、ふれあいセンターの施設修繕料60万3,000円でございますけれども、これにつきましては今年の10月4日に消防の立入検査ございまして、ふれあいセンター設置の非常警報設備、放送設備でございますけれども、バッテリーが機能不良となっておりまして、緊急放送ができないという状態になってございます。工事の内容といたしましては、蓄電池の交換と変換ソケットの交換でございます。蓄電池については2個で、総額60万3,000円を見込んでおります。なお、この機種につきましては、20年以上経過しておりまして、既に交換時期は来ているものと考えてございます。

続きまして、スポーツ推進委員の補正でございますが、現在スポーツ推進委員14名で、毎週水曜日、スポーツ教室行っております。今年からはスポーツ教室、2カ月間にわたって例えばバドミントン、ショートテニス、また次の月は2カ月間にわたって卓球というふうに毎週水曜日決めて事業をやっております。そして、今年からは2カ月目の最終水曜日には、バドミントン、ショートテニスの大会を開くということで、大会についてはスポーツ推進委員が結構、6人なり7人なり手伝ってもらうということになったために、若干不足が生じております。今後は、冬に向けてスキー大会やバドミントン大会も予定しておりますので、その不足が見込まれるということで補正という形でお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） それは、報酬、賃金、ここに上がっているのは報酬と上がっていますが、大会に出るといのは賃金ではないのですか。もう一度確認します。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） スポーツ推進委員につきましては、賃金ではなくスポーツ推進委員報酬として支払いしております。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。なし。

○5番（湯田純朗君） はい。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 二、三お尋ねいたします。平成29年度の一般会計補正（第5号）につきましてご質問いたします。

まず、歳入の件でございます。ページで申しますと44ページ、町税の固定資産税の歳入に関しまして、2節の滞納繰越分として今回417万3,000円増額補正されております。当初予算ですと106万3,000円の約4倍ということで、職員の夜間徴収とか、いろいろな徴収努力によって当初予算で見込んだ金額よりも4倍の金額になったのかどうか、その辺の増額補正になった要因は何なのか。職員の努力でなったのか、ほかに何か大きな要因があったのかどうか。

それから、続きまして45ページの国庫補助金の3土木費国庫補助金の中で4,356万9,000円減額補正、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金で1,044万円、防災安全交付金事業国庫補助金で2,945万2,000円が減額になっております。これが国の交付見込みが減ったということでございますが、この交付金の減額によって事業に対する支障がなかったのかどうか。後でいろいろ出てきますが、支出で出てきますが、減額によってどれだけの仕事量、箇所づけでどの部分ができなかったとか、そういうことがあると思うのですが、その影響についてお知らせいただきたいと思います。

それから、歳出に関しましてお尋ねいたします。49ページ、総務管理費の中の8目交通対策費が141万5,000円増額補正になっております。委託料として地方路線バス運行委託料として計上されておりますが、当初予算ですと2,718万2,000円計上されております。これには県支出金の263万5,000円が入っておりますが、要するにこれだけ持ち出しが多くなるということは、各バス路線が極度の赤字になっているということで、人件費等を含めて経費の減額分を補填するという意味合いだと思いますが、各バス路線の収支状況、これだけ増額になった、各路線の乗車何人で、例えば音金線は当初これだけの金額だったけれども、それだけ赤字であるというような形になっていると思うのですが、各路線の実績どのようになっているのかお示し願いたいと思います。

次に、57ページ、商工費の2目の観光費、先ほど来から山名田議員、小玉議員からも質問出ておりますが、湯野上駅駐車場の改修工事、これは湯野上地域の整備計画、以前整備計画が示されておりますが、そういう全体の振興計画ときちっとマッチした形でやっているのか。当面駐車場が狭いから拡張するのだという発想ではなくて、やっぱり将来像を考えた駐車場整備、こういうものがなくてはだめだと思うのですが、そういう地域の振興整備計画とマッチしているのかどうかお伺いいたします。

それから、59ページ、道路橋梁費の中の道路新設改良費の中で5,664万8,000円減が出

ております。その上の道路橋梁費の中の備品購入費、ブルドーザー、除雪ドーザーの購入請け差ということでございますが、684万2,000円の減額、当初予算に計上していたものが2,624万円だと承知しておりますが、毎回入札結果見ますとかなりの請け差が出ているということで、14トン級の除雪ドーザーだと思うのですが、入札は14トン級の除雪ドーザーで実施したのかどうか。これだけの請け差が出るということは、当初の調査等が甘かったのかどうか。その請け差の出た原因が何なのか。

それから、先ほども歳入の部分でお聞きしましたが、国庫補助金の土木費国庫補助金が4,300万円ほどの減額になっておりますが、59ページの道路新設改良費の中で5,664万8,000円減額になっておりますが、13節の委託料、15節の工事請負費がそれぞれかなりの金額が減額になっておりますが、例えば委託料は当初は3,788万9,000円だったのが約半分減額されたということで、当初の予定からすると工事等の委託を発注する場合の支障がなかったのかどうか。また、15節の工事請負費の中の減額、これも影響なかったのか、どういう影響が出たのか教えていただきたいと思います。

それから、最後になります。62ページになります。教育費の保健体育費、3目コミュニティセンター管理費の中で159万4,000円が増額された。先ほど来説明されておりますが、コミセンの漏水による影響だということでございますが、漏水にしては、159万4,000円というのはかなりの金額です。ですから、漏水を発見するまでの間、それだけ発見できなかった。その漏水状況が発見されるまでの間、何カ月間放置されたのか。漏水の水量、どれだけの水が漏水したのか。それから、それに付随して電気代もかかっているということでございますが、電気代はどれだけになったのか、あわせてお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） それでは、11番議員の質問に対してお答え申し上げます。

歳入の中の固定資産税、滞納繰越分の関係でございますが、当初予算が106万3,000円で計上していたことが、今回の見積額としまして417万3,000円を計上させていただきました。この内容につきましては、職員の納税相談、そして臨戸徴収ということで、職員の努力によりましてもう既に10月末をもって480万円相当収納しております。これからそれにプラスすることの収納見込み額を加算しまして計上したものでございます。あわせて、今やった数字に対して106万3,000円の当初予算分を差し引きまして417万3,000円という形の中で計上させていただいたものでございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 交付金事業の歳入の減額によって工事内容にどのような支障が出たのかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、6月議会で議決案件として上程させていただきました音金橋、これについまし

ては金額8,300万円程度だった思うのですけれども、残りの上部工、これが今年度施工できずということでもありますので、来年度実施したいと思います。さらに、道路改良分につきましては、町道落合音金線の音金地区、小空沢の改良工事を進めておりますが、残念ながら今年度で完了に至らずということでもありますので、若干、50メートル前後になりますけれども、未竣工部分が残っておりますので、これにつきましても来年度要望して実施してまいりたいと思います。

それから、委託関係でございますが、これにつきましては金額が大幅に減額されました。これにつきましては、年度計画に基づいて最終年度であったということもございますので、さらに実施箇所を再精査した結果、調査箇所が大幅に減ったということも含めまして、減額はありましたけれども、委託の業務には支障はございませんでした。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 佐藤議員のご質問の57ページになりますが、湯野上駅駐車場関係の改修でございますが、これについて基本計画との整合性はどうなのかというご質問だと思いますが、基本計画の中でも湯野上駅前につきましては周遊バス等、また観光バス等が回る場所がないというようなことが指摘されております。今現在湯野上駅前の調査を委託で出しております、まだ成果品は納まっておりませんが、中間報告の段階では駅前の駐車場に行く前の辺から大型バスが入れる駐車場ができないかというようなことも検討していただいておりますが、その中ではちょっと地形的になかなか難しいというような中間報告がなされております。その関係上、現在の駐車場のやはり石を取り除いて、何とかUターンするスペースと、それから駐車スペースの確保ということで今回予算計上させていただいております。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 除雪機械の請け差が大きいということについてお答えしたいと思います。

雪寒の除雪機械の予算計上の根拠につきましては、当初予算の時点でも、また今年度の6月の議決案件の時点でもご説明いたしました、まず見積もり時点の参考価格といたしましては、メーカーからの全国統一価格、これが示されておりますので、販売業者からの見積もり価格ではないということです、結果的に落札業者、指名業者の企業努力の形で請け差が大きくなったと思われます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

教育次長、渡部清一君。

○教育次長（渡部清一君） コミュニティセンターの光熱水費の159万4,000円の内容についてご説明申し上げます。

初めに、水道料として不足額見込んだのは30万4,000円、それから電気料の不足額と算定したのは129万円でございます。合わせて159万4,000円でございます。漏水発見の状況

でございますが、この漏水は昨年の11月から12月にかけて発生したものでございます。11月の水道検針の際に漏水しているようだという事で情報を得まして、すぐに調査を始めたのでございますが、水道係の手伝いも得たのですが、発見までは翌12月までかかってしまいました。12月の中旬に漏水修繕を行っております。漏水箇所につきましては、コミュニティセンターのゲートボール場の脇の水飲み場の根本が腐食で折れておりました。そこから漏水していたものでございます。なお、それにあわせてもう2カ所で漏水も起こりまして、その場所につきましてはコミュニティセンター入ってすぐのトイレ、その10メートルぐらい裏、75ミリ管と50ミリ管が破損してございました。ちなみに、12月の水道料につきましては31万9,590円となったのを漏水ということで修理しまして減免申請をいたしました。結果的に3万3,060円と12月の料金はなっております。水道の量につきましては、手元に資料がありませんが、31万円となっておりますので、約3,000トンくらいではないかと考えてございます。

それから、今回補正の根拠となりました30万円でございますが、それにつきましては12月の発生漏水分、その分が翌年まで冬期間繰り越してまいりまして、4月の料金に乗ったものと考えております。4月の料金請求は30万4,810円となっております。この4月の請求分が不足すると考えておりまして、実際不足ということで、この分につきまして今回補正をお願いしたところでございます。

電気料につきましては、コミュニティセンターは入り口に受水槽を設けております。受水槽にはポンプがありまして、漏水が発生しますとそのポンプが稼働してどんどん、どんどん受水槽に水を送るということで、漏水があれば電気料は上がってしまうということでございます。ちなみに、コミュニティセンターの電気の契約形態は、実量料金制度と申しまして、各家庭で契約している内容とは大きく違います。家庭では、例えばある程度の電気が来ればブレーカーが落ちたり、ヒューズが飛んだりするわけでございますけれども、コミュニティセンターは大容量電力としておりまして、幾らでも電力は流れてきます。そのために電力会社では幾らでも電気を流す設備の負担として、大きく電気が流れた場合は基本料金を上げるという制度がこの実量料金制度でございます。その実量料金制度で上がった基本料金は、後々1年間その高い料金が継続されます。10月の基本料金は約22万円でしたが、漏水発生した11月からは基本料金が一挙に33万円に11万円ほど基本料金が上がってございます。それが使う、使わずにかかわらず今後1年間継続されたということで、129万円の不足額が生じるという算定を行いました。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁をお願いします。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） では、先ほどの交通対策費の委託料について説明申し上げたいと思います。

会津バスとは4路線15系統の契約をしておりますので、ちょっと細かくなりますが、経過地によって、途中通るところによって路線が変わりますので、福島県市町村生活交通対策事業の路線ごとの運行の欠損額、運送費用から運送収入を引いた欠損額を申し述

べたいと思います。第1号ということで、十文字下郷駅間は18万504円です。第2号が下郷駅から桃曽根を経由して下郷駅に戻ってくる路線なのですが、これ欠損額です。327万737円です。第3号が同じく下郷駅から養鱒公園駅まで行くやつなのですが、82万8,448円。第4号が養鱒公園から下郷駅に来る路線ですが、これは欠損ではなくて17万4,140円の黒字でございます。第5号、落合入口から枝松でございます。53万7,074円です。第6号が下郷駅から枝松なのですが、途中下郷中を通ったり、旭田小を通ったりと路線が3本ほどありますが、合計で335万5,502円の欠損でございます。第7号が新湯入口から枝松、121万5,079円の欠損額です。第8号が下郷中から大内の上までということで、これも2本ほどあるのですが、旭田小学校を通過して大内に上がる部分と下郷駅から下郷中から旭田小、大内、下郷駅から旭田小、大内上ということで、この2路線の合計が93万8,950円の欠損額です。第9号が新湯入口から大内上まで、188万6,961円。第10号が落合入口から小沼崎という路線なのですが、これも2路線ありまして、落合入口から小沼崎まで2路線ありまして、合計が177万1,591円です。11号が下郷駅から小沼崎、70万5,478円。12号が新湯入口から小沼崎、178万4,815円。13号が落合入口から下郷中、69万5,752円。14号が戸赤線です。625万6,639円。15号が南倉沢線、534万3,154円です。その15系統を合計しますと、今回の補正の2,856万544円となります。昨年より141万4,644円多くなったということでございます。中身について会津バス等に問い合わせしましたところ、やっぱり燃料費が昨年より上がったと。燃料費が多分昨年は突出して安かったと思われます。ですから、27年度より28年度は大幅に下がりました。今回29年度はまた上がったのですが、27年度よりは下がっているような状態でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） よろしいですか。再質問ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 再質問いたします。

税務課長、町税の固定資産税、今まで要するに滞納繰り越し分で当初からかなり、こんな4倍になるということは今まで経験したことないものですから、これは徴収、要するに滞納者の人数で、滞納促進をやった結果だと思うのですが、例えば金額で、何件、わかりますか。大体滞納繰り越し分では幾ら収入上がったか。

それから、400万円も、4倍もなるということは大口の納税者もいたと思うのですが、そういう大口の納税者は多いのでどれだけのなか。これだけ上げていただいたということは、職員の努力のたまものとこれは認めます。本当ご苦労さまでございます。その辺をもう一度お知らせいただければと思います。

あと再質で今ほど町民課長から路線バスの支払いが多くなった、軽油代のアップというのが主な要因であろうということでございますが、要するに今後乗車人数が減少する、子供たちも減少するという中で、やはり地方路線バスというのは住民の足、考え方によっては車を持たない、ハンディを持っている人たちの足を確保するということで重要な政策課題であるということは認識しておりますが、果たしてこのまま要するに補填続けていいものかどうか。やり方としてはいろいろな、各町村でワンコインバスだとか、あ

るいはデマンドバスとか、いろいろな方法でやっておりますが、やはり今後プラスになることはもうほぼ見込みがないというふうには考えておりますが、町長、その辺やっぱり新たな対策というのが必要ではないでしょうか。お年寄りにタクシー券補助するということは、逆に言えばバスに乗らないということにもなるわけですので、何らかの対策というのを今後検討すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

あと湯野上温泉の駐車場ですが、応急措置としての対策ということは当然認めますが、やっぱり私は湯野上地域の、宮城大学の森山教授にあれだけの全体構想を出してもらった。その中であの大島地区の開発、あの図面を見ますと、私もあの湯野上駅前の整備は大いに結構だと認識しておりますが、それとやっぱり整合性がとれない。後で駐車場が足りなくてまた新たに駐車場を造成するとかいう発想ではなくて、やはりきちっと今後活用できるような全体計画を持つべきだと思いますが、その辺、町長、湯野上温泉の全体構想と……

（「一般質問でやって」の声あり）

○11番（佐藤盛雄君） わかりました。

そういうことをきちっと踏まえてやるのかどうか、町長。

では、それで終わります。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 盛雄議員の再質問でございましたが、おおむねの件数、そして大口もあったのではないかというお話でしたが、今この場で資料持ち合わせはしていなかったのですが、後でもよろしいでしょうか。どうでしょうか。

（何事か声あり）

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 後でもよろしいですか。

○11番（佐藤盛雄君） 収納率上がったことは認めます。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） では、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） では、今の件はそのとおりにします。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 今の再質問にお答えいたします。

交通対策費につきましては、なかなか難しい問題がありまして、今のバス路線につきましては学校をちょっと優先的なものに組んでいるなという考えはしておりますが、いろいろ、バスの時間帯とか、あるいはいろんな問題がありますので、今後より検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 次、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番の佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

今町民課長が言ったとおり、子供を主体に組んでいるものですから、これを一人でも子供がおりましたら運行しなければならない。また、検討しますという課長の答弁もございますので、4年前に私が就任したとき、検討したのだけれども、結果的にこの方法

が一番安上がりだという結論になっていました。しかし、またいろいろ状況も変わってきている段階ではまた検討する余地があるのではないかと、こう思っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○11番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 平成29年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 2時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員